宇和高第２号

愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事

Ｓａ設計　代表 酒井久和
1級建築士登録番号　第348952号
建築士事務所登録　　第3370号

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
A － 01	図面リスト	－	A － 36	第1教棟　南側立面図（改修前）	1/150			
A － 02	改修工事仕様書（1）	－	A － 37	第1教棟　南側立面図（改修後）	1/150			
A － 03	改修工事仕様書（2）	－	A － 38	第1教棟　北側立面図（改修前）	1/150			
A － 04	改修工事仕様書（3）	－	A － 39	第1教棟　北側立面図（改修後）	1/150			
A － 05	改修工事仕様書（4）	－	A － 40	第1教棟　西・東側立面図（改修前）	1/150			
A － 06	建築工事特記仕様書 追補その１	－	A － 41	第1教棟　西・東側立面図（改修後）	1/150			
A － 07	建築工事特記仕様書 追補その2	－	A － 42	第1教棟　詳細図	1/50			
A － 08	建築工事特記仕様書 追補その3	－	A － 43	昇降棟　東側立面図（改修前）	1/100			
A － 09	分別解体仕様書(1)		A － 44	昇降棟　東側立面図（改修後）	1/100			
A － 10	分別解体仕様書(2)		A － 45	昇降棟　西側立面図（改修前）	1/100			
A － 11	石綿解体標準仕様書（1）		A － 46	昇降棟　西側立面図（改修後）	1/100			
A － 12	石綿解体標準仕様書（2）		A － 47	昇降棟　南側立面図（改修前）	1/100			
A － 13	付近見取図、配置図	1/600	A － 48	昇降棟　南側立面図（改修後）	1/100			
A － 14	本館　1階平面図	1/200	A － 49	昇降棟　北側立面図（改修前）	1/100			
A － 15	本館　2階平面図	1/200	A － 50	昇降棟　北側立面図（改修後）	1/100			
A － 16	本館　3階平面図	1/200						
A － 17	本館　4階平面図	1/200						
A － 18	本館　R･PHR階平面図	1/200						
A － 19	第1教棟　1階平面図	1/150						
A － 20	第1教棟　2階平面図	1/150						
A － 21	第1教棟　3階平面図	1/150						
A － 22	第1教棟　R階平面図	1/150						
A － 23	昇降棟　1階平面図	1/100						
A － 24	昇降棟　2階平面図	1/100						
A － 25	昇降棟　R階平面図	1/100						
A － 26	昇降棟　PHR階平面図	1/100						
A － 27	本館　東側立面図（改修前）	1/200						
A － 28	本館　西側立面図（改修前）	1/200						
A － 29	本館　北・南側立面図（改修前）	1/200						
A － 30	本館　東側立面図（改修後）	1/200						
A － 31	本館　西側立面図（改修後）	1/200						
A － 32	本館　北・南側立面図（改修後）	1/200						
A － 33	本館　詳細図1	1/50						
A － 34	本館　詳細図2	1/50						
A － 35	本館　詳細図3	1/50						

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	図面リスト	－	A-01	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 １級建築士　酒 井 久 和

改修工事仕様書

1．工事概要

1．工事場所：西予市宇和町

2．敷地面積：

3．工事種目：本館　RC4階建、第1教棟　RC3階建、昇降棟　RC2階建

内装改修工事　防水改修工事　外壁改修工事

2．建築工事仕様（令和4年改正）

1．共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年度版）（以下「改修標準仕様書」という）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下「標準仕様書」という）による。

2．特記仕様

（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する

（2）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する

⊙印の付かない場合は、　※印の付いたものを適用する

⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する

（3）項目に記載の［　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図及び当該表を示す。

（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図及び当該表を示す。

（4）材料及び製造所等の記載は順不同である

3．特記付加事項

承諾事項

⊙実施工程表　⊙下請業者名簿(主要材料共)　⊙原寸図(矩計、サッシ等)及び施工図　・加工図　・レディミクストコンクリート等調合表

・木材明細書　・アスファルト配合設計報告書　⊙仮設工事計画図(仮設建物)　⊙その他監督員の指示するもの

試験報告書

・鉄筋　・レディミクスコンクリート　・鋼材　⊙その他監督員の指示するもの

工事報告

⊙日報又は工事日誌

章		項目	特記事項
1 改修一般共通事項	①	適用基準等	※建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（令和4年版）（以下「標準詳細図」という） 工事成績評定の対象　※対象とする　・対象としない
	②	工事実績情報の登録 [1. 1. 4]	⊙適用する　請負工事金額が５００万円以上が対象 工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員に提出し確認を受けた後に(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出するものとする。
	③	関係法令等の遵守 [1. 1. 13]	⊙(建設副産物の適正処理) 副産物の適正処理に努めなければならない。 ・　騒音規制法（第　　号区域） ・　振動規制法（第　　号区域） ※騒音規制法第14条第1項（第2項）、振動規制法第14条第1項、愛媛県公害防止条例第69条の規定による提出を行うこと。 ※低騒音型・低振動型建設機械を選択使用すること。 ※工事車両について、作業停止時におけるアイドリングストップを徹底すること。 ※工事車両について、学校内及び周辺道路の通行時における徐行運転を徹底すること。
	④	施工計画書 [1. 2. 2]	工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督員に提出する。品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。 施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員の承諾を受けるとともに、施工等に支障がないよう適切な処置を講ずる。
	⑤	適正な施工体制の確保	1（作業員の雇用確認） （1）受注者は、当該工事において作業を行う全ての作業員を記載した「現場作業員名簿」を作成するとともに、現場に備え付けなければならない。 （2）受注者は、監督員等が作業員の本人確認のために行う氏名等の確認作業について、作業員に事前の周知を行うとともに、これに協力しなければならない。 （3）受注者は、上記(1)、(2)に定める「現場作業員名簿」による作業員の雇用確認の際に、「現場作業員名簿」に記載のない作業員が現場で作業を行っている場合は、その理由を説明しなければならない。なお、その作業員と受注者又は下請負者が雇用関係にある場合は、ただちに雇用関係を証明するための書類（雇用関係証明書）を作成するとともに、発注者に提出しなければならない。 2（施工体系図） （1）受注者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の6に定める、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成しなければならない。ただし、施工計画書の提出が省略されている工事については、作成を省略することができる。 （2）受注者は、上記(1)に定める施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、発注者に提出しなければならない。 （3）受注者は、施工体系図に変更が生じた場合は、その都度施工体系図を変更し、上記(1)、(2)の規定により工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、すみやかに発注者に提出しなければならない。 （4）受注者は、工事完成後、全ての精算下請負代金額を記載した施工体系図に最終の下請契約書の写しを添付して発注者に提出しなければならない。 3（名札等の着用） 受注者は、現場代理人及び自社を含む当該工事に係る請負契約を締結している建設業者（2次下請以降を含む全ての下請負者）の主任（監理）技術者に、氏名及び会社名の入った名札等を着用させなければならない。ただし、名札の着用により作業に支障をきたす恐れがある場合は、着衣への縫込又はヘルメットへのシール貼付等の他の方法によることができる。 4（主任技術者又は監理技術者の専任） 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資材機器の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内としなければならない。
	⑥	工事の記録 [1. 2. 4]	工事施工状況写真の撮影対象、撮影時期及び撮影要領は、工事写真の撮り方（建築編）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による。
	7	電気保安技術者 [1. 3. 3]	・適用する
	⑧	施工条件 [1. 3. 5]	施工時間帯　※指定なし　⊙指定あり（　学校で協議　） 部位別の施工順序　※指定なし　⊙指定あり（　学校で協議　） 工事着手後、本工事において設計図書に記載されていない通常の施工条件として発注者及び受注者が想定できない制約等が生じた場合は、発注者及び受注者双方で協議のうえ、必要に応じて工期の延長や設計変更等により対応する。
	⑨	施工中の安全確保及び環境保全	建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督員に提出する。 建設工事公衆安全防止対策要綱に基づき設置する「工事標示板」及び車両交通対策又は歩行者対策を行う際に用いる「工事用バリケード」は木製とする。
	⑩	火災保険等	適用範囲　監督員と協議のこと 保険の種類　・火災保険　・建設工事保険　・組立保険 保険期間　・工事着手から工事目的物引き渡しまで　・
	⑪	建築材料等	本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、その材料にJIS又はJASのマークの表示のある場合を除いて監督員の承諾を受ける。なお、品質・性能等の欄に「追補による」と記載された材料を使用する場合は、設計図書に定める品質を有することの証明となる資料等を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」によるほか、これと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承認を受ける。 ・木材は県産材を使用すること。
	⑫	室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策	監督員と協議した対象室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告する。（各棟、各階1室（改修前、改修後）
	13	特別な材料の工法	改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については材料製造所の指定する工法とする。
	⑭	施工数量調査 [1. 5. 2]	調査項目　・防水改修　⊙外壁改修 調査範囲　図示 調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示 外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。 また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督員に２部提出する（必要に応じ写真等を添付する）
	15	調査のための破壊部分の補修 [1. 5. 3]	既存部分の破壊を行った場合の補修方法　※図示
	16	技能士 [1. 6. 2]	・適用する　・適用しない 工事種別 ／ 技能検定職種 ／ 技能検定作業 ・仮設工事 ／ ・とび ／ ・とび作業 ・防水改修工事 ／ ・防水施工 ／ ・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・FRP防水工事作業 ・建築板金 ／ ・内外装板金作業 ・スレート施工 ／ ・スレート工事作業 ・外壁改修工事 ／ ・樹脂接着材注入施工 ／ ・樹脂接着剤注入工事作業 ・左官 ／ ・左官作業 ・タイル張り ／ ・タイル張り作業 ・建具改修工事 ／ ・サッシ施工 ／ ・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業 ・ガラス施工 ／ ・ガラス工事作業 ・自動ドア施工 ／ ・自動ドア施工作業 ・内装改修工事 ／ ・建築大工 ／ ・大工工事作業 ・内装仕上施工 ／ ・鋼製下地工事作業 ・建築板金 ／ ・内外装板金作業 ・内装仕上施工 ／ ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上工事作業　・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上作業 ・ボード仕上工事作業 ・表装 ／ ・壁装作業 ・左官 ／ ・左官作業 ・タイル張り ／ ・タイル張り作業 ・塗装改修工事 ／ ・塗装 ／ ・建築塗装作業 ・耐震改修工事 ／ ・鉄筋施工 ／ ・鉄筋組立作業 ・型枠施工 ／ ・型枠工事作業 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工 ／ ・ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業 ・鉄工 ／ ・構造物鉄工作業 ・とび ／ ・とび作業 ・環境配慮改修工事 ／ ・配管 ／ ・建築配管作業 ・路面表示施工 ／ ・溶融ﾍﾟｲﾝﾄﾊﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業　・加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ工事作業 ・造園 ／ ・造園工事作業 ただし、上記により難い場合は、監督員と協議のうえ、適用する工事種目を決定することとする。
	⑰	完成写真	下記のものを監督員に提出する 分類・規格 ／ 撮影箇所数 ／ 提出部数 ／ 原版の大きさ（mm） カラー（原版共）　・キャビネ版 ／ 箇所 ／ 部 ／ ・100×125以上 カラー（原版共）　※サービス版 ／ 箇所 ／ 2部 ／ ※　24×　36以上 完成写真等の撮影者　※監督員の承諾する撮影者　・監督員の承諾する撮影業者 上記のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD－Rにて提出すること。 画像形式等　フォーマット：JPEG　画質：標準　画像サイズ：1024×768ピクセル程度
	⑱	完成時の提出図書 [1. 8. 1~3]	※完成図等（作成範囲　・配置図　・平面図　・立面図　・断面図　・仕上表） （作成方法「電子納品及び電子検査に関する特記仕様書（営繕塗）」参照　※CAD（CD-R提出）） ※施工図及び完成図は、2折製本1部を提出する。 ※保全に関する資料　（提出部数　※1部　・　部） ・デジタルカメラで撮影された工事写真（データ提出）　構造上主要な箇所全ての工事写真を含む ただし、完成写真、着工前写真及び監督員が指示する写真については、紙成果品を併せて納品すること。
	⑲	施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
	20	設備工事との取合い	設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。
	21	耐荷重及び耐外力	建築基準法に基づき定められた区分等 ※基準風速　V0＝34　m／s ※地表面粗土区分　・1　・2　③　・4　平均速度圧　N／m2 ・積雪区分　告示１４５５号　別表（　37　）
	22	撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰ切りとする。（集塵式ｶｯﾀｰ）
2 仮設工事	①	足場等 [2. 2. 1]	内部足場の種別　※脚立、足場板等　・ 外部足場の設置　・図示　・ 外部足場の防護シート等による養生　※行う　・行わない 材料、撤去材等の運搬方法　・A種　※B種　・C種　・D種　・E種 ※　足場を設ける場合は「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省　基発第0424001号平成21年4月24日）により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とすること。 ※　枠組足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 ※　足場等については、労働安全衛生規則を遵守するとともに、墜落防止措置、物体の落下防止措置及び安全点検を行うこと。 ※　屋根工事及び小屋組みの建方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）の施工標準に基づく足場及び装備機材を設置する。
	②	既存部分の養生 [2. 3. 1]	養生方法　※ビニルシート等による ・固定された家具（備品、机、ロッカー等）の移動　※行う（図示） ・既存部分における既存家具等の養生　※ビニルシート等による ・既存ブラインド、カーテン等の養生　養生方法　取外し再取付　・ 保管場所　構内既存施設内　・
	3	仮設間仕切り等 [2. 3. 2]	仮設間仕切り等の種別 種別 ／ 下地 ／ 仕上材（厚さ　mm） ／ 充填材 ／ 塗装 ・A種 ／ ・木下地　※軽量鉄骨 ／ ※せっこうボード　（※9.5　・　）　・合板　（※9.0　・　） ／ 厚さ　mm ／ ・片面　※無し ・B種 ／ ・木下地　※軽量鉄骨 ／ ※せっこうボード　（※9.5　・　）　・合板　（※9.0　・　） ／ ・片面　※無し ※C種 ／ 単管下地 ／ 防炎シート 仮設扉 ／ ※木製扉 ／ ※合板張り程度 ／ ※無し 仮設扉 ／ ・鋼製扉 ／ ※片面フラッシュ程度 ／ ・有り
	4	監督員事務所等 [2. 4. 1]	・設ける ・既存建物内の一部を使用する（場所　　） ・構内に新設する　規模（・1号　・2号　・3号　・4号　・　　㎡） ※設けない
	⑤	工事用水	構内既存の施設　※利用できる（※有償　・無償）　・利用できない
	⑥	工事用電力	構内既存の施設　※利用できる（※有償　・無償）　・利用できない
3 防水改修工事	①	降雨等に対する養生方法(とい共) [3. 1. 3] [3. 8. 3]	※改修標準仕様書3.1.3(e)(1)～(3)による
	2	既存防水層の処理 [3. 2. 3~4] [3. 2. 6]	既存保護層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　） 既存防水層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　） 立上り部の既存防水層撤去　・行う　（・POS　・POSI） 露出防水表面の仕上げ塗装除去 ・行う（・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI　・L4X）　・行わない
	3	既存防水層の下地補修 [3. 2. 2] [3. 2. 6]	アスファルト補修の材料　※JIS K 2207による3種　・ 既存下地の補修箇所、範囲、数量等　※図示　・
	4	アスファルト防水 [3. 3. 2~3]	押え金物　※アルミニウム製　L＝30×15×2.0（mm）程度 屋根保護防水　［表3．1．1、表3．3．3～6］ 工法 ／ 種別 ／ 施工箇所 ／ 断熱材 ／ 絶縁用シート ／ 立上り部の保護 ・P2A ／ ・A－1　※A－2　・A－3 ／ ／ ／ ※ポリエチレンフィルム厚0.15mm以上 ／ ・乾式保護材　・れんが押え　・ｺﾝｸﾘｰﾄ押え（乾式保護材の品質・性能等は追補、又は評価名簿による） ・P1B ／ ・B－1　※B－2　・B－3 ／ ／ ／ ／ ／ ・P2AI ／ ・AI－1　※AI－2　・AI－3 ／ ／ (材質)※JIS A 9521による押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA(3ｷﾛ)層付き)（厚さ）・ ／ ※フラットヤーンクロス70g/m2程度 ／ ／ ・P1BI　・T1BI ／ ・BI－1　※BI－2　・BI－1 ／ ／ ／ ／ ／ 5　保護層等の施工 [3. 3. 5] ｺﾝｸﾘｰﾄ仕上がりの平たんさ　※a種　・b種　・c種 屋根露出防水　［表3．1．1、表3．3．7～9］ 工法 ／ 種別 ／ 施工箇所 ／ 断熱材 ／ 備考 ・M4C ／ ・C－1　※C－2　・C－3　・C－4 ／ ／ ／ ／ ・M3D　・P0D ／ ・D－1　※D－2　・D－3　・D－4 ／ ／ ／ 二重ドレン　・設ける　・設ない 仕上塗料塗り・行う　・行わない 脱気装置　・設ける　・設ない ・P0DI　・M3DI　・M4DI ／ ・DI－1　※DI－2 ／ ／ (材質)※JIS A 9521に基づく発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材又はJIS A 9521によるA硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材(種1号若しくは2号)で表面強度を高く規格に適合するもの（厚さ）・ ／ ／ 二重ドレン　・設ける　・設ない 仕上塗料塗り・行う　・行わない 脱気装置　・設ける　・設ない 粘着層付き改質アスファルトルーフィング　※非露出複層防水用　R種　厚さ（　　）mm 改質アスファルトルーフィングシート　※露出単層防水用　R種　厚さ（　　）mm 仕上げ塗料　種類及び使用量　・製造所仕様による 仕上色　・シルバー　・カラー 脱気装置　材質　※ルーフィング製造所の仕様 設置場所　・平面部　・立上り部 設置数量　※ルーフィング製造所の仕様 屋内防水　［表3．1．1、表3．3．10］ 工法 ／ 種別 ／ 施工箇所 ／ 備考 ・P1E　・P2E ／ ・E－1　※E－2 ／ ／ 保護層　・設ける　・設ない ［表3．1．1、表3．4．1～3］ 工法 ／ 種別 ／ 施工箇所 ／ 材質 ／ 厚さ（mm） ／ 備考 ・M4AS ／ ・AS－T1 ／ ／ 下層用 ／ ※非露出複層防水用　R種・ ／ ／ ／ 上層用 ／ ※露出単層防水用　R種・ ／ ／ ／ ・AS－T2 ／ ／ ※露出単層防水用　R種・ ／ ／ ／ ・AS－J2 ／ ／ ※露出単層防水用　R種・ ／ ／ ／ ・M3AS　・P0AS ／ ・AS－T3 ／ ／ 下層用 ／ ※非露出複層防水用　R種・ ／ ／ 脱気装置・設ける・設ない二重ドレン・設ける・設ない 上層用 ／ ※露出単層防水用　R種・ ／ ／ ／ ・AS－T4 ／ ／ ※露出単層防水用　R種・ ／ ／ ／ ・AS－J1 ／ ／ 下層用 ／ ※非露出複層防水用　R種・ ／ ／ ／ 上層用 ／ ※露出単層防水用　R種・ ／ ／ ／ ・AS－J3 ／ ／ ※露出単層防水用　R種・ ／ ／ ／ ・M3ASI　・M4ASI　・P0ASI ／ ・ASI－T1 ／ ／ 下層用 ／ ※非露出複層防水用　R種・ ／ ※2.0以上粘着層付シート ／ 脱気装置・設ける・設ない二重ドレン・設ける・設ない 上層用 ／ ※露出単層防水用　R種・ ／ ／ ／ ・ASI－J1 ／ ／ 下層用 ／ ※非露出複層防水用　R種・ ／ 粘着層付シート ／ ／ 上層用 ／ ※露出単層防水用　R種・ ／ ／ ／ 下地に部分的に溶着又は接着させる場合　・トーチ工法　・常温（粘着）工法 脱気装置　材質　※ルーフィング製造所の仕様　・
	6	改質アスファルトシート防水 [3. 4. 2~4]	設置場所　・平面部　・立上り部 設置数量　※ルーフィング製造所の仕様　・ 仕上げ塗料　種類及び使用量　・製造所仕様による 仕上色　・シルバー　・カラー ［表3．1．1、表3．5．1］ 工法 ／ 種別 ／ 施工箇所 ／ 厚さ（mm） ／ 分類 ／ 仕上塗料 ／ 備考 ・POS ／ ・S－F1 ／ ／ ※1.2　・ ／ ※非歩行・軽歩行 ／ ・カラー　・シルバー ／ 脱気装置・設ける・設ない二重ドレン・設ける・設ない ⊙S4S ／ ・S－F2 ／ ／ ※2.0　・ ／ ／ ／ ・S－M1 ／ ／ ※1.5　・ ／ ／ ／ ・⊙S－M2 ／ ／ ※1.5　・ ／ ／ ／ ・S－M3 ／ ／ ※1.2　・ ／ ／ ／ ・S3S ／ ・S－F1 ／ ／ ※1.2　・ ／ ※非歩行・軽歩行 ／ ・カラー　・シルバー ／ 脱気装置・設ける・設ない二重ドレン・設ける・設ない ・S－F2 ／ ／ ※2.0　・ ／ ／ ／ ・M4S ／ ・S－M1 ／ ／ ※1.5　・ ／ ※非歩行・軽歩行 ／ ・カラー　・シルバー ／ 脱気装置・設ける・設ない二重ドレン・設ける・設ない ・S－M2 ／ ／ ※1.5　・ ／ ／ ／ ・S－M3 ／ ／ ※1.2　・ ／ ／ ／ ・POSI ／ ・S－F1 ／ ／ ※1.2　・ ／ ※非歩行・軽歩行 ／ ・カラー　・シルバー ／ 脱気装置・設ける・設ない二重ドレン・設ける・設ない ・S3SI ／ ・S－F2 ／ ／ ※2.0　・ ／ ／ ／ ・S4SI ／ ・S－M1 ／ ／ ※1.5　・ ／ ／ ／ ・M4SI ／ ・S－M2 ／ ／ ※1.5　・ ／ ／ ／ ・S－M3 ／ ／ ※1.2　・ ／ ／ ／ 絶縁用シート　※発泡ポリエチレンシート 断熱材　・機械的固定方法 JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材　種類（　　）　厚さ（　　） ・機械的固定方法 JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材　種類（　　）　厚さ（　　） 脱気装置　材質　※ルーフィング製造所の仕様　・ 設置場所　・平面部　・立上り部 設置数量　※ルーフィング製造所の仕様　・ 仕上げ塗料　種類及び使用量　・製造所仕様による 既存防水層下地がＰＣコンクリート部材の場合 目地処理　・行う　（工法　　） 増張り　・行う　（S－F1及びS－F1の場合） 機械的固定工法の場合の一般的ルーフィングシートの張付け 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。 建築基準法に基づき定められた区分は、1章一般共通事項　20耐荷重及び耐外力による
4-1 外壁（コンクリート打放し仕上げ外壁）改修工事	①	ひび割れ部改修工法 [4. 2. 2] [4. 3. 4~6]	［表3．1．1、表3．6．1］ 工法 ／ 種別 ／ 施工箇所 ／ 仕上塗料 ／ 備考 ・POX ／ ※X－1　・X－2 ／ ／ ・カラー　・シルバー ／ 脱気装置・設ける・設ない二重ドレン・設ける・設ない ⊙L4X ／ ・X－1　※X－2 ／ ／ ⊙カラー　・シルバー ／ ／ ・P1Y ／ ※Y－2 ／ ／ ／ 保護層　・設ける　・設ない ・P2Y ／ ※Y－2 ／ ／ ／ 保護層　・設ける　・設ない 脱気装置　材質　※主材料製造所の仕様 設置場所　・平面部　・立上り部 設置数量　※主材料製造所の仕様 仕上げ塗料　種類及び使用量　・製造所仕様による 改修工法の種類 ・シーリング充填工法　⊙・シーリング再充填工法 ・拡幅シーリング再充填工法　・ブリッジ工法 種類及び施工箇所　図示（図示以外は改修標準仕様書表3．7．1） シーリング面への仕上塗材仕上げ等　あり・図示　なし ブリッジ工法　ボンドブレーカー張り　・適用する エッジング材張り　・適用する 接着性試験　※簡易接着性試験　・引張接着性試験（部位：　　） 9　シーリング [3. 7. 2] [3. 7. 7] [3. 7. 8] 10　とい [3. 8. 2~3] といの材質 ・配管用鋼管　・硬質ポリ塩化ビニル管（・VP　・RF－VP）・ ルーフドレン（JCM 301）　（製造所　評価名簿による） 種別 ／ 施工箇所 ・ろく屋根用　（・縦型　・横型） ／ ・バルコニー用 ／ ・バルコニー中継用 ／ 鋼管製といの防露巻き　※改修標準仕様書表3．8．4による 縦樋受金物の取付け　※改修標準仕様書表3．8．2による 11　鋼管製といの防露巻工法部等の処理 [3. 8. 3] 防露部　ステンレス（SUS304、厚さ0．2mm）で被覆する。 高さ（mm）　床　※巾木の高さに合わす 天井　※30 防露を行わない場合　ステンレス製シーリングプレートを取り付ける（床、天井共） 12　アルミニウム製笠木 [3. 9. 2~3] 種類　・250形　・300形　・350形　・100形 板厚（mm）　※2．0　・ 役物　・適用する 表面処理　※A－1種又はB－1種　・B－2（・ｱﾝﾊﾞｰ　・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ　・ﾌﾞﾗｯｸ系　・ｽﾃﾝｶﾗｰ） 工法 既存笠木等の撤去　・行う　（範囲　※図示　・　　） 下地補修の工法　※図示　・ 板材折曲げ形の笠木の取付方法　※図示　・ 笠木の固定金具の工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。 建築基準法に基づき定められた区分は、1章一般共通事項　20耐荷重及び耐外力による モルタルの撤去　・行う（撤去後の補修　・充填工法　・モルタル塗替え工法　）　・行わない ※樹脂注入工法 種類 ／ ひび割れ幅（mm） ／ 注入口間隔（mm） ／ 注入量（ml/m） ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 ／ 0.2以上～1.0未満 ／ 200～300 ／ ※　・ ・手動式エポキシ樹脂注入工法 ／ 0.2以上～0.3未満 ／ 50～100 ／ ※　40　・ ・機械式エポキシ樹脂注入工法 ／ 0.3以上～0.5未満 ／ 100～200 ／ ※　70　・ 0.5以上～1.0未満 ／ 150～250 ／ ※130　・ 注入材料　・建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS　A6024）による低粘度形又は中粘土形 ・軟質系エポキシ樹脂 コア抜取り検査　・行う（抜取り部分の補修方法　ポリマーセメントモルタル充填） ※行わない

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	改修工事仕様書（1）	A-02	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒井久和

4-2 外壁改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁）

1 ひび割れ部改修工法
[4. 2. 2] [4. 4. 2]
[4. 4. 5~7]

モルタルの撤去　・行う（撤去後の補修　・充填工法　・モルタル塗替え工法　）
・行わない

※樹脂注入工法

種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~1.0未満	200~300	※　・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~0.3未満	50~100	※　40　・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上~0.5未満	100~200	※　70　・
	0.5以上~1.0未満	150~250	※130　・

注入材料
・建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS　A6024）による低粘度形又は中粘土形
・軟質系エポキシ樹脂
コア抜取り検査　・行う（抜取り部分の補修方法　ポリマーセメントモルタル充填）
※行わない
・Uカットシール充填工法
カット部充填材
・可とう性エポキシ樹脂　（性能・評価等　JIS A 6024による　製造所　評価名簿による）
・シーリング材　（※1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・　）
シーリング材のうえにポリマーセメントモルタル充填　※行う　・行わない
・シール工法
ひび割れ部シール材　・パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂　（品質・性能等　JIS A 6024による　製造所　評価名簿による）

2 欠損部改修工法
[4. 2. 2] [4. 4. 3]
[4. 4. 9]

※充填工法（欠損部の面積が0．25m2／箇所程度以下の場合）
充填材料
※ポリマーセメントモルタル　・エポキシ樹脂モルタル　（品質・性能等　追補による　製造所　評価名簿による）
・モルタル塗替え工法
既成目地材　・使用する　（形状　）
仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置　※図示　・
吸水調整材　（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）

3 浮き部改修工法
[4. 2. 2] [4. 4. 4]
[4. 4. 10~15]

・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法（・注入口付）
アンカーピン固定用樹脂材料（アンカーピン部共通）
建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS　A6024）による硬質形で高粘度形
注入口付アンカーピン用樹脂材料（アンカーピン部共通）
建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS　A6024）による硬質形で中粘度形又は高粘度形
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法（・注入口付）
注入材料　建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS　A6024）による硬質形で低粘度形又は中粘度形
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法（・注入口付）
注入材料　ポリマーセメントスラリー　（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
・モルタル塗替え工法
既成目地材　・使用する　（形状　）
仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処置　※図示　・
吸水調整材　（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）

4 外壁複合改修工法
平成7年度建設省告示第1860号による「外壁複合改修構工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする。

4-3 外壁改修工事（タイル張り仕上げ外壁）

1 ひび割れ部改修工法
[4. 2. 2] [4. 5. 2]
[4. 5. 4~6]

タイルの撤去　・行う　（撤去後の補修　・タイル部分張替え工法　・　）
・行わない

※樹脂注入工法

種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~1.0未満	200~300	※　・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上~0.3未満	50~100	※　40　・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上~0.5未満	100~200	※　70　・
	0.5以上~1.0未満	150~250	※130　・

注入材料
・建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS　A6024）による低粘度形又は中粘土形
・軟質系エポキシ樹脂
コア抜取り検査　・行う（抜取り部分の補修方法　ポリマーセメントモルタル充填）
※行わない
・Uカットシール充填工法
カット部充填材
・可とう性エポキシ樹脂　（性能・評価等　追補による）
・シーリング材（※1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・　）
シーリング材のうえにポリマーセメントモルタル充填　※行う　・行わない

2 欠損部改修工法
[4. 2. 2] [4. 5. 3]
[4. 5. 7~8]

・タイル部分張替え工法
（下地モルタルがある場合及び欠損部の面積が0．25m2／箇所程度以下の場合）
接着剤の種類
※ポリマーセメントモルタル　・変形シリコーン樹脂
・エポキシ樹脂モルタル　・ポリウレタン樹脂
・シリコーン樹脂
・タイル張替え工法（下地モルタルを撤去する場合）
張付け用材料
既製調合モルタル（張り付け用に使用する場合）　（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
タイル張りの工法
外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り　・改良積上げ張り
外装ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り
伸縮調整目地及び、ひび割れ誘発目地
位置　・改修標準仕様書表4．5．1による　・図示

3 浮き部改修工法
[4. 2. 2]
[4. 4. 7~15]
[4. 5. 7~8]

・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法（・注入口付）
アンカーピン固定用樹脂材料（アンカーピン部共通）
建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS　A6024）による硬質形で高粘度形
注入口付アンカーピン用樹脂材料（アンカーピン部共通）
建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS　A6024）による硬質形で中粘度形又は高粘度形
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法（・注入口付）
注入材料　建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS　A6024）による硬質形で低粘度形又は中粘度形
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法（・注入口付）
注入材料　ポリマーセメントスラリー　（品質・性能等　追補による）
・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法
注入口付アンカーピン本数　・

4 目地改修工法
[4. 2. 2] [4. 5. 16]

・タイル部分張替え工法
（下地モルタルがある場合及び欠損部の面積が0．25m/箇所以下の場合）
接着剤の種類　（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
※ポリマーセメントモルタル　・変形シリコーン樹脂
・エポキシ樹脂モルタル　・ポリウレタン樹脂
・シリコーン樹脂
・タイル張替え工法（下地モルタルを撤去する場合）
張付け用材料
既製調合モルタル（張り付け用に使用する場合）　（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
・タイル張りの工法
外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り　・改良積上げ張り
外装ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り
伸縮調整目地及び、ひび割れ誘発目地
位置　・改修標準仕様書表4．5．1による　・図示

タイルの形状、寸法、きじの質等

施工箇所	形状寸法（mm）	再生材の適用	きじ 磁器	きじ 石器	きじ 陶器	うわぐすり 施ゆう	うわぐすり 無ゆう	役物 あり	役物 なし	色 標準	色 特注	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

役物使用箇所 ※各部の寸法は図示による

外装	出隅、窓台、マグサ（標準一体成型品以外は接着成型品とする）

見本焼き　・行う（　）　※行わない
試験張り　・行う（　）　※行わない

・目地ひび割れ改修工事
既製調合モルタル　（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
・伸縮目地改修工事　位置及び寸法　※図示
既製調合モルタル　（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）

5 外壁複合改修工法
平成7年建設省告示第1860号による「外壁複合改修構工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする。

4-4 外壁改修工事（塗り仕上げ外壁）

① 既存塗膜等の除去及び下地処理
[4. 6. 3~4]

既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理の工法
・サンダー工法　処理範囲　※既存仕上げ面全体　・図示の範囲
・高圧水洗工法　処理範囲　※既存仕上げ面全体　・図示の範囲
高圧水洗機の加圧力　40MPa程度・50MPa程度　・100MPa程度　・
・塗膜はく離剤工法　処理範囲　※既存仕上げ面全体　・図示の範囲
・水洗いい工法　処理範囲　※上記工法処理範囲以外の既存仕上げ面全体　・図示の程度
下地調整材料　※下地調整塗材
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上げ塗材主材

② 仕上げ塗材仕上げ
[4. 1. 5] [4. 2. 2]

新規仕上塗材の種類

種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状
薄付け仕上げ塗材	・外装薄塗材Si	・	砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Si	・	・ゆず肌状　（・吹付け　・ローラー）
	・外装薄塗材E	・	・さざ波状　・平たん状
	・可とう形外装薄塗材E	・	・凹凸状（・吹付け　・こて塗り）
	・防水形外装薄塗材E	・	・着色骨材砂壁状（・吹付け　・こて塗り）
	・外装薄塗材S	・	・砂壁状じゅらく　・京壁状じゅらく
厚付け仕上げ塗材	・外装厚塗材C	・	・吹放し　・凸部処理　・平たん状
	・外装厚塗材Si	・	・凹凸状　・ひき起こし　・かき落とし
	・外装厚塗材E	・	上塗材　・適用する
複層仕上塗材	・複層塗材CE	・	砂ず肌状　・凸部処理　・凹凸模様
	・可とう形複層塗材CE	・	
	・複層塗材Si	・	上塗材
	・複層塗材E	・	耐候性　※耐候性3種
	・複層塗材RE	・	溶　媒　※水系　・溶剤系
	・防水形複層塗材CE	・	樹　脂　※アクリル系
	・防水形複層塗材E	・	外　観　※つやあり　・つやなし
	・防水形複層塗材RE	・	・メタリック
	・防水形複層塗材RS	・	増塗材　・適用する
・可とう系改修用仕上げ塗材	・可とう系改修塗材E	・	・平たん状　・さざ波状　・ゆず肌状
	・可とう系改修塗材RE	・	・砂壁状
	・可とう系改修塗材CE	・	

③ 施工業者

施工技術、品質管理等に関して指導を行っている愛媛県仕上工事業協同組合の組合員、（一社）日本塗装工業会愛媛県支部の会員又は施工技術に関し、当該団体の会員と同等以上の技術を有すると監督員が承する施工業者とする。

5 建具改修工事

1 改修工法
[5. 1. 3]

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・アルミニウム製建具		・	・	※建具表備考欄による　・図示　・
・鋼製建具	・外部	・	・	※建具表備考欄による　・図示　・
	・内部	・	・	※建具表備考欄による　・図示　・
・鋼製軽量建具		・	・	※建具表備考欄による　・図示　・
・ステンレス製建具		・	・	※建具表備考欄による　・図示　・

2 見本の製作等
[5. 1. 5]

建具見本の製作　・行う　（建具符号：　）　※行わない
建具見本の程度　・工事に使用するものとして、あらかじめ製作する
・納まり等がわかる程度
特殊な建具の仮組　・行う　（建具符号：　）　※行わない

・適用する　（※建具表備考欄による　・図示　・　）

3 防犯建物部品
[5. 1. 7]

4 アルミニウム製建具
[5. 2. 2~5]

性能等級等	※A種	・B種	・C種
耐風圧性	※S−4	・S−5	・S−6
気密性	※A−3		・A−4
水密性	※W−4		・W−5
枠見込み（mm）	・70（注）		・100
表面処理	外部　・AB−1種　・AB−2種　・AC−1種　・AC−2種 ※BA−1種　・BA−2種　・BB−1種　・BB−2種 内部　※BC−1種　・BC−2種　・C種 （色調　・ブロンズ　・ステンカラー　・ブラック）		

（注）引違い、片引き、上げ下げ窓で複層ガラスを使用する場合は、枠の見込み100mmとする。

防音ドア、防音サッシの遮音性の等級　・T−1　・T−2　・T−3
断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級　・H−1　・H−2　・H−3
耐震ドア面内変形追従性の等級　・D−1　・D−2　・D−3
結露水の処理方法　※図示
水切り板、ぜん板　※図示

・網戸等

種類	材種	線径	網目
・防虫網	※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス（SUS316）製	0．25mm以上	16~18　メッシュ
・防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1．5mm	15mm

製作所　評価名簿による

5 樹脂製建具
[5. 3. 2~5]

性能等級等	※A種	・B種	・C種
耐風圧性	※S−4	・S−5	・S−6
気密性	※A−4		
水密性	※W−4	・W−5	
枠見込み（mm）	・建具表による		

製作所　評価名簿による

防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級　・T−1　・T−2
断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級　・H−4　・H−5
表面色　※標準色　・特注色
水切り板、ぜん板　※図示
ガラス　※複層ガラス

簡易気密型　・適用する
・適用しない

外部に面する鋼製建具の耐風圧性　※S−4　・S−5　・S−6
防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級　・T−1　・T−2　・T−3
断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級　・H−1　・H−2　・H−3
耐震ドアセット面内変形追従性の等級　・D−1　・D−2　・D−3
めっきの付着量　※Z12又はF12
製作所　評価名簿による
防火戸　煙感知連動とする。
防火戸の解除機構は別途とする。
扉にラッチ受座用切込み開口補強を行う。

6 鋼製建具
[5. 4. 2]

7 鋼製軽量建具
[5. 5. 2~4]

簡易気密型　・適用する　※A-3
・適用しない

防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級　・T−1　・T−2　・T−3
断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級　・H−1　・H−2　・H−3
耐震ドアセット面内変形追従性の等級　・D−1　・D−2　・D−3
戸の鋼板
※表面処理亜鉛めっき鋼板　・ピニル被覆鋼板　・カラー鋼板

区分	材質
召合わせ、縦小口包み板	※鋼板　・ステンレス　・アルミニウム
扉の表面材、押縁	※鋼板　・ピニル被覆鋼板
枠類	※鋼板（くつずりはステンレス）　・製作所仕様

製作所　評価名簿による

8 ステンレス製建具
[5. 6. 2~5]

簡易気密型　・適用する　※A-3
・適用しない

外部に面する建具の耐風圧性　※S−4　・S−5　・S−6　・
防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級　・T−1　・T−2　・T−3
断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級　・H−1　・H−2　・H−3
耐震ドアセット面内変形追従性の等級　・D−1　・D−2　・D−3
ステンレス鋼板　※SUS304　・SUS430J1L　・SUS443J1・SUS430
表面仕上げ　・HL仕上げ　・
ステンレス鋼板の曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ
金物の種類・見え掛り部の材質等
※標準仕様書表5.7.1及び適用は建具表による　・
樹脂製建具に使用するT番の枚数及び大きさ　※標準仕様書表5.7.2による　・
必要な金物は、見本品により、監督員の承諾を受ける
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付位置
・建具表による
評価名簿によるもの　モノロック、シリンダー本締り錠
ドアクローザ　※面付形　・コンシールド形
ヒンジクローザ　※ピボット形　・T番形
フロアヒンジ　※中心吊り込み　・持ち出し吊り込み
マスターキー　・製作する（　組）　・製作しない　・既存に組込む
鍵箱　・設ける（　個用　組）　・設けない

⑨ 建具用金物
[5. 7. 2~4]

引き戸用駆動装置の性能	防鼠	センサーの種類	凍結防止装置
・DSLD−1 ・DSLD−2 ・SSLD−1 ・SSLD−2 ・図示	・適用する	・光線（反射）センサー ・熱線センサー　・音波センサー ・光電センサー　・電波センサー ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・多機能トイレスイッチ	・行う

開閉装置の製作所　評価名簿による

10 自動ドア開閉装置
[5. 8. 2~3]

11 自閉式上吊り引戸装置
[5. 9. 3]

自閉式上吊り引戸装置の性能　※改修標準仕様書表5．9．1による
製作所　評価名簿による

12 重量シャッター
[5. 10. 2~3]

シャッターの種類　・一般重量シャッター　耐風圧性能（　）Pa
・外壁用防火シャッター　耐風圧性能（　）Pa
・屋内用防火シャッター
・屋内用防煙シャッター
開閉機能による種類　※上部電動式（手動併用）　・上部手動式
一般重量シャッターのシャッターケース　・設ける
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類　・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
めっきの付着量　※Z12又はF12
防火及び防煙シャッターの連動制御盤、煙感知器は別途とする　製作所　評価名簿による

13 軽量シャッター
[5. 11. 2~4]

開閉方式　※手動式　・上部電動式（手動併用）
耐風圧性能（　）Pa
スラットの材質
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
めっき付着量（※Z06又はF06　・　）
・JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム−亜鉛合金めっき鋼板）
めっき付着量（※AZ90　・　）
スラットの形状　・インターロッキング形　・オーバーラッピング形
シャッターケース　※設ける　・設けない
ガイドレールの材質　※ステンレス製（SUS304）厚さ1.5mm（※中柱共　・）
座板（屋外の場合）　※ステンレス製既製品　製作所　評価名簿による

⑭ ガラス
[5. 13. 2~4]

共通仕様書の規定による材料又は、評価名簿による材料
・合わせガラス　特性　・1類　・2−1類　・2−2類　・3類
・強化ガラス　特性　・1類　・2類
・熱線吸収板ガラス　性能　・1類　・2類
色調　・ブルー　・グレー　・ブロンズ
・複層ガラス　性能　・1類　・2類　・3類（※U3−1　・U3−2）　・4類　・5類
封止の加速耐久性による区分　・1類　・2類　※3類
・熱線反射ガラス　日射熱遮へい性　・1類　・2類　・3類
耐久性　・A類　・B類
色調　・ブルー　・グレー　・ブロンズ　・シルバー　・
反射皮膜　・内側　・外側
映像調整　・行う
・ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ（mm）
アルミニウム製	※シーリング材 ・ガスケット ※グレイジングチャンネル形 ・	※改修標準仕様書　図5．13．1による ・図示 ・
鋼製及び鋼製軽量	※シーリング材	※改修標準仕様書　図5．13．1による
ステンレス製	※シーリング材	※改修標準仕様書　図5．13．1による

15 付属電気設備

電動シャッター、自動扉、電動オーバーヘッドドアの電動機が三相電動機0．4KW以上の場合は、機器付属の操作盤内に電動機保護用遮断機及び運相用コンデンサーを設置する。

6 内装改修工事

① 改修範囲
[6. 1. 3]

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修　※既存のまま　・図示

② 既存床の撤去、下地補修
[4. 2. 2] [6. 2. 2]

ビニール床シート等の除去　※仕上げ材のみ（接着剤とも）
・下地モルタルとも（※図示の範囲　・撤去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法　・機械的除去工法　・目荒工法
改修後の床の清掃範囲　※改修部の端部より1m程度　・図示
ポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタル
改修標準仕様書4．2．2による

3 既存壁の撤去、下地補修
[4. 4. 9] [6. 3. 2]

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※モルタル塗り（塗り厚25mmを超える場合の補強　・行う）　・図示

4 木下地等
[6. 5. 1~2]

表面仕上げの程度　・A種　※B種　・C種
間伐材等　・使用する　（使用箇所　）
現場搬入時の木材の含水率　※A種　・B種
保存処理木材　・使用する　（使用箇所　）
構造材及び下地材の品質の基準　※改修標準仕様書6．5．2（b）（2）（ⅲ）による　・
造作材の材面の品質の基準　※A種　・B種
代用樹材を使用しない箇所　（　）
間伐材等　・　間伐材、林地残材又は小径木であること

5 木材
[6. 5. 2]

・構造用集成材

施工箇所	強度等級	材面の品質	使用環境	樹種名	寸法（mm）	間伐材等の適用
		・1種　※2種　・3種	・1　・2			・

・構造用単板積層材

施工箇所	区分	使用環境	含材性能	水平せん断性能	樹種名	寸法（mm）	間伐材等の適用
	・特級　・1級　・2級	・1　・2					・

・造作用集成材

施工箇所	見付け材面の品質	樹種名	寸法（mm）	間伐材等の適用
	※1等　・2等			・

・化粧ばり造作用集成材

施工箇所	見付け材面の品質	心材の樹種名	化粧薄板の樹種名	化粧薄板の厚さ（mm）	寸法（mm）	間伐材等の適用
	※1等　・2等					・

・単板積層材

施工箇所	表面の品質	防虫処理	寸法（mm）	間伐材等の適用
	※天然木化粧加工 ・塗装加工 ・加工しない（・1等・2等・3等）	・する ・しない		・

・直交集成板

施工箇所	品名	曲げ強度（強度等級）	種別	接着性能（使用環境）	樹種	寸法

6 床張り用合板及びその他合板
[6. 5. 2]

・普通合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	表板の樹種名	板面の品質	防虫処理	その他の処理	間伐材等の適用
（壁、天井）					・する ・しない	※難燃処理 ・防炎処理	・
（床）	5.5	※1類 ・2類		広葉樹　・1等　※2等 針葉樹　※C−D	・する ・しない	・	・

・構造用合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	等級	有効断面係数比	表板の樹種名	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用	保存処理
（床）	12.0	・特類 ※1類	・1級 ※2級			※C−D ・	・する ・しない	・	

・化粧ばり構造用合板

施工箇所	品名	厚さ	単板の樹種名	接着の程度

・天然木化粧合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	化粧板の樹種名	防虫処理	その他の処理	間伐材等の適用
（壁、天井）	※4.2 ・3.2 ・6.0	・1類 ・2類	・なら ・しおじ	・する ・しない	※難燃処理 ・防炎処理	・

・特殊加工化粧合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	表面性能	加工面	単板の樹種名	防虫処理	その他の処理	間伐材等の適用	化粧加工の方法
（壁、天井）	※4.0 ・	・1類 ・2類	・F ・FW ・W ・SW	・表面 ・断面		・する ・しない	※難燃処理 ・防炎処理	・	・ﾌﾘｰﾍﾟｲﾝﾄ ・ﾌﾟﾘﾝﾄ ・塗装

7 木材等の接着剤その他
[6. 5. 2] [6. 5. 5]

防腐処理　・行う
防蟻処理　・行う　（施工範囲　※図示　・　）
防腐・防蟻処理の種類、品質
表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤はクロルピリホスを含有しない薬剤とし、監督員の承諾するものとする。
防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材
適用部位：（　）
合板等の加圧注入による防腐、防蟻処理
・「合板の日本農林規格」、「集成材の日本農林規格」若しくは「単板積層材の日本農林規格」の保存処理性能区分K3に適合するもの
・

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	改修工事仕様書（2）	A-03	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒井久和

・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位	保存処理性能区分
	・K2　・K3　・K4
	・K2　・K3　・K4

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法
	※標準仕様書12.3.1(3)(ⅱ)①～④による
	・

ボード原料接着材への薬剤混入による防腐・防蟻処理
適用部位：（　　）

8　軽量鉄骨天井下地 [6.6.2~4]
野縁等の種類　屋外　※25型　・19型　屋内　※19型　・25型
既存の埋込みインサート　・使用する
あと施工アンカーの引抜き試験　・行う（箇所数（　　）確認強度（　　））
屋外の軒天井、ピロティ天井等
野縁受、吊りボルト、インサートの間隔及び周辺部からの距離　※図示
野縁の間隔　※図示　・
耐風圧性を考慮した補強　※図示　・
吊りボルトの間隔が900mmを超える場合　補強方法　※図示
天井のふところが1.5m以上3.0m以下の場合
補強方法　※改修標準仕様書（6.6.4）(8)(ｱ)～(ｲ)による　・図示
天井のふところが3.0mを超える場合　補強方法　※図示
天井下地材における耐震性を考慮した補強　・行う
補強箇所　※図示　補強方法　※図示

9　軽量鉄骨壁下地 [6.7.3]
スタッド、ランナーの種類　※改修標準仕様書表6．7．1による　・図示
スタッドの高さが5mを超える場合　※図示

⑩　ビニル床シート
ビニル床タイル
ゴム床タイル
[6.8.2~3]

・ビニル床シート

種類	記号	色柄	厚さ（mm）	工法
※発泡層のないもの	※FS	※無地	※2．0 ・2．5	・突付け ※熱溶接

・ビニル床タイル

種類		記号	厚さ（mm）	色柄
・ホモジニアス		・TT	※2．0	・無地
	・置敷き	・TT ・FOA	※5．0	・柄物 ・
・コンポジション	※半硬質 ・軟質	・CT ・CTS	・ ※2．0	

・特殊機能床材

種類	記号	厚さ（mm）	特殊機能
・ビニル床シート	NC	※2．0	・帯電防止
・ビニル床タイル	・CTS		・耐動荷重
	・HT　・HTL	※5．0	・防滑性

帯電防止
・帯電防止性能評価値（JIS　A1455）1．2以上～3．2未満、又は体積電気抵抗値（JIS　A1454）1×10^{7}～$1\times10^{10}\Omega$未満
・耐動荷重
JIS　A1454によるへこみ試験、残留へこみ試験、滑り性試験、摩耗性試験、層間はく離強度試験（発泡層のあるビニル床シートのみ）及びキャスター性能試験後、異常がないこと

・特殊機能床材（帯電防止以外）

種類	色	厚さ（mm）	寸法（mm）
・視覚障害者用床材（塩ビ製）	※黄色	※2．0	※300×300 形状　JIS　T　9251

・ビニル幅木　高さ（mm）　※60　・75　・100
共通仕様書の規定による材料又は、評価名簿による材料

⑪　カーペット敷き [6.9.2~4]
・織じゅうたん

種別	パイル形状	帯電性	織り方	色柄等	備考
・A種 ・B種 ・C種	・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用	・人体帯電圧 3kv以下 ・	・ウィルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンスターカーペット	・無地 ・柄物 （標準品）	

下敷き材　※反毛フェルト（JIS　L　3204）の第2種2号　呼び厚さ　8mm　・

・タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長さ（mm）	工法	帯電性	備考
・カットパイル	※5~7　・	※全面接着工法 ・グリッパー工法	・人体帯電圧 3kv以下	
・ループパイル	※4~6　・			
・レベルループパイル	※4　・			
・カット、ループ併用	・			

下敷き材　※反毛フェルト（JIS　L　3204）の第2種2号　呼び厚さ　8mm　・
・ニードルパンチカーペット　厚さ（mm）
帯電性　・人体帯電圧　3kv以下

・タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法（mm）	総厚さ（mm）	備考
※ループパイル	※第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6．5 ・	
・カットパイル					
・カット、ループ併用					

タイルカーペットの敷き方　平場　※市松敷き　・模様流し　・
階段部分　※模様流し　・市松敷き　・
見切り、押え金物　・適用する（材質、形状等　※図示　・　　）

12　合成樹脂塗床 [6.10.3]

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床 弾性ｳﾚﾀﾝ樹脂系塗床			※平滑仕上げ ・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 ｴﾎﾟｷｼ樹脂計塗床		※薄膜流し展べ工法 ・厚膜流し展べ工法 ・樹脂ﾓﾙﾀﾙ工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材			

13　フローリング張り [6.11.2~6]
・単層フローリング

種類	樹種	厚さ（mm）	大きさ（mm）	関伐材等の適用	工法
・フローリングブロック	※なら ・	※15 ・	※300×300 ・	・	・モルタル埋込み工法
	※なら ・	※15 ・	※300×300 ・	・	・接着工法
・フローリングボード	※なら ・	・15	幅　75以上 長さ　400以上	・	・釘留め工法 （根太張り）
	※なら ・	・12以上	幅　75以上 長さ　400以上	・	・釘留め工法 （直張り）
	※なら ・	・8以上	幅　75以上 長さ　400以上	・	・接着工法

・天然木化粧複合フローリング

種類	樹種	厚さ 大きさ（mm）	種別	防湿処理	関伐材等の適用	工法
・複合1種 フローリング ・複合2種 フローリング ・複合3種 フローリング	※なら ・		・A種 ・B種 ※C種	・行う	・	・釘留め工法（根太張り） ・釘留め工法（直張り）
	※なら ・	板厚　・12以上 板幅　・75以上 板長さ　・450以上 ・900以上			・	・接着工法

塗装　・行う　（施工箇所　　）
※ウレタン樹脂ワニス塗り　・オイルステインの上、ワックス塗り　・生地のままワックス塗り
間伐材等：間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用しているもの

⑭　畳敷き [6.12.2]
種別　・A種　・B種　・C種　・D種（畳床　　）
畳床に使用する繊維板原材料
「6章　内装改修工事　13　せっこうボード、その他ボード及び合板張り」による

15　せっこうボードその他ボード及び合板張り [6.13.2~3]
遮音シール材　・適用する（・シーリング材　・ジョイントコンパウンド）

⑯　壁紙張り [6.14.2~3]

施工箇所	壁紙の種類					防火種別	備考
	紙	繊維	プラスチック	無機質	その他		
本館総合実践室	・	・	・	・	・	※不燃　・準不燃　・難燃	
	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・		
	・	・	・	・	・		

せっこうボードの下地調整
※RB種　・　（施工箇所　　）

⑰　モルタル塗り [6.15.3] [6.15.6]
吸水調整材及び防水材の品質・性能等　追補による
既製目地材　・適用する　・適用しない
床目地　・設ける（工法　※押し目地　・　　）・設けない

18　タイル張り [6.16.3~4]
タイルの形状、寸法、きじの質等

施工箇所	主な用途による区分	形状寸法（mm）	再生材の適用	きじ			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考
				磁器	せっ器	陶器	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無		
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

役物使用箇所　※各部の形状は図示による

内装	出隅、天端

見本焼き　・行う　※行わない
試験張り　・行う　※行わない
壁タイル張りの工法　※壁タイル接着剤張り　・改良積上げ張り
コンクリート素地面の目荒し工法　・行う　・行わない

7　塗装改修工事

①　材料 [7.1.3]
建物内部に使用する塗料の材質　・水性系　・
防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・次の箇所を除き防火材料とする　（箇所　　）

②　下地調整 [7.2.1~7]
既存塗膜の除去範囲（塗替えでRB種の場合）
※塗替え面積の30%　・図示
下地調整　表7．2．1～7

下地面の種類	下地調整の種別		ひび割れ部の補修
	塗替え	新規	
木部	※RB種　・	・RA種　・RB種	
鉄鋼面	※RB種　・	RA種	
亜鉛メッキ鋼面	※RB種　・	RA種	
亜鉛メッキ鋼面（鋼製建具）	※RB種　・	RC種	
モルタル面、プラスター面	※RB種　・	・RA種　・RB種	・行う
コンクリート面、ALCパネル面	※RB種　・	・RA種　・RB種	・行う
コンクリート面、押出成形セメント板面	・	・RA種　・RB種	・行う
せっこうボード面、その他ボード面	※RB種　・	・RA種　・RB種	

③　錆止め塗料塗り [7.3.2~3]
錆止め塗料塗りの種別　表7．3．1～4

塗装面		塗料	工程	備考
鉄鋼面	屋外	※A種　・B種	※C種　・	
	屋内	・A種　※B種	※C種　・	
		C種	※C種　・	屋内用水性塗料塗り
亜鉛めっき面	塗替え	※A種　・B種	※C種　・	
	新規鋼製建具	※A種　・B種	A種	
	その他	C種	※C種　・	屋内用水性塗料塗り

④　塗装 [7.4.2]～[7.15.2]
表7．4．1～7．15．1

塗装の種類	塗装面	工程	
		塗替え	新規
・合成樹脂調合ペイント塗り	木部（外部） 木部（内部） 鉄鋼面 亜鉛めっき鋼面 鋼製建具	※B種　・ ※B種　・ ※B種　・ ※B種　・ ※A種　・	※A種　・ ※B種　・ ・A種　・B種 ※B種　・ ※B種　・
・フタル酸樹脂エナメル塗り	木部 鉄鋼面 亜鉛めっき鋼面	表7．6．1 表7．6．2 表7．6．2	
・アクリル樹脂系水分散系塗料塗り	屋内のコンクリート面・モルタル面	※B種　・	
・耐候性塗料塗り	鉄鋼面 亜鉛めっき鋼面	・A種・B種・C種 ・A種・B種・C種	※A種　・ ※A種　・
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面・押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・A-1種　・A-2種 ・C-1種　・C-2種	・B-1種　・B-2種
・つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り	塗装面	※B種　・	・A種　・B種
	屋内木部	※B種　・	※A種
	屋内鉄鋼面	※B種　・	・A種　・B種
	屋内亜鉛めっき面	※B種　・	・A種　・B種
	コンクリート面	※B種　・	・A種　・B種
	モルタル面	※B種　・	・A種　・B種
	プラスター面	※B種　・	・A種　・B種
	せっこうボード面	※B種　・	・A種　・B種
・合成樹脂エマルションペイント塗り	塗装面	※B種　・	・A種　・B種
	コンクリート面	※B種　・	・A種　・B種
	モルタル面	※B種　・	・A種　・B種
	プラスター面	※B種　・	・A種　・B種
	せっこうボード面	※B種　・	・A種　・B種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り	コンクリート面・モルタル面 プラスター面・せっこうボード面・木毛板 合成樹脂エマルション模様塗料 平滑な塗料面	・A種　※B種 ・C種	
・ウレタン樹脂ワニス塗り	木部	・A種　※B種	・A種　・B種
・オイルステイン塗り	木部　・		
・木材保護塗料塗り	木部	・A種　※B種	・A種　・B種

合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種別　※1種
塗装については、施工技術、品質管理等に関して指導を行っている愛媛県仕上工事業協同組合の組合員、（一社）日本塗装工業会愛媛県支部の会員又は施工技術に関し、当該団体の会員と同等以上の技術を有すると監督員が承認する施工業者とする。
・マスチック塗材塗りは、全国マスチック事業共同組合連合会の所属員で同組合が実施する検定試験に合格した者を有する業者とする。

6　施工業者

8-1　耐震改修工事（共通事項）

1　適用範囲 [8.1.1]
工事内容
・現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事
・鉄骨ブレースの増設工事
・柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法）
・柱補強工事（鋼板巻き工法又は帯板巻き工法）
・柱補強工事（連続繊維補強工法）
・耐震スリット新設工事
・免震改修工事
・制震改修工事

2　既存部分の撤去 [8.21.2]
既存仕上げ及び構造体の撤去範囲　※図示
はつりだした鉄筋及び鉄骨の処理　※図示

3　既存部分の処理 [8.21.3]
目荒らしの目安
※平均深さ2～5mm、最大深さ7mm程度の凹面を全面にわたってつける
・
目荒らしの範囲
※柱・梁　打継ぎ面の15～30%程度
※壁面　打継ぎ面の10～15%程度
・

8-2　耐震改修工事（鉄筋）

1　鉄筋 [8.2.1]
鉄筋の種類

種類の記号	呼び名（mm）
※SD295A	
※SD345	
・	
・	

2　溶接金網 [8.2.2]
種　類　※溶接金網　・鉄筋格子
形状等

網目の形状、寸法、鉄筋の径（mm）	使用部位

3　鉄筋の継手 [8.3.4] [8.4.2~3]
継手方法等

部位	継手方法	呼び名（mm）
	・ガス圧接　・機械式継手　・溶接継手	
	・重ね継手　・	

4　シアコネクタ（現場打ちコンクリート壁の打継ぎ部に用いるシアコネクタ） [8.7.8]
種類　※金属拡張系アンカー　・接着系アンカー　・
径　※D10　・図示
間隔　※500×500　・図示
試験　※適用する　・適用しない
シアコネクタとセパレーターの兼用　※兼用してもよい　・兼用しない

5　割裂補強筋 [8.21.6] [8.22.7]
種類　※スパイラル筋6φ（SR235）　・はしご筋D10（SD295A）
適用箇所　※図示

8-3　耐震改修工事（コンクリート）

1　コンクリートの種類と強度 [8.1.3]
※普通コンクリート（調合管理強度：Fc＋S（構造体強度補正値））

設計基準強度（Fc）（N/mm²）	適用箇所
※21	
・	
・	
・	

2　型枠のせき板 [8.2.7]
※合板（厚さ12mm）　・合板（厚さ15mm）

3　コンクリートの打込み [8.21.8]
打込み工法の種類　・流込み工法　・圧入工法

8-4　耐震改修工事（あと施工アンカー）

1　あと施工アンカー [8.2.4]
・金属系アンカー

※本体打込み方式	呼び径（mm）	埋込深さ（mm）	引張耐力（kN）	せん断耐力（kN）	備考
・					

接合筋の種類、径、長さ　※図示

・接着系アンカー

※カプセル方式	呼び径（mm）	埋込深さ（mm）	引張耐力（kN）	せん断耐力（kN）	備考
・					

2　あと施工アンカーの試験 [8.12.7]
性能確認試験　・行う　・行わない
施工確認試験　・行う　・行わない

アンカー径（mm）	1ロット当たりの試験体の本数（本）

3　施工管理技術者 [8.12.2]
※適用する
（一社）日本建築あと施工アンカー協会が定める「あと施工アンカー管理技術士」の資格以上の能力を有するもの

8-5　耐震改修工事（鉄骨）

1　鉄骨製作工場 [8.1.5] [8.1.6]
鉄骨製作工場の加工能力　※構造関係共通事項による
施工管理技術者　※適用する　・適用しない

2　鋼材 [8.2.8]
材質等

種類の記号	規格等	適用箇所
	※JIS規格による　・	
	※JIS規格による　・	
	※JIS規格による　・	

3　高力ボルト [8.2.9]
ボルトの区分
※トルシア形高力ボルト　（一社）日本鋼構造協会規格JSS　II　09
・JIS形高力ボルト　JIS　B1186　1種（F10T）
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　※図示
すべり係数試験　※行わない
・行う　試験方法等（　　）

4　溶融亜鉛めっき高力ボルト [8.2.9]
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等　※図示　1種（F8T相当）
摩擦面の処理
※ブラスト処理（表面粗度50μmRz以上）
・りん酸塩処理
すべり耐力等の確認方法
※すべり耐力試験方法等　※図示

5　溶接部の試験 [8.15.12]
完全溶込み溶接部の超音波探傷試験　※行う　・行わない
放射性透過試験　・行う　※行わない
マクロ試験（エンドタブ使用）　・行う　※行わない

6　鋼材の溶融亜鉛めっき [7.12.3]
種別　※（標準仕様書表14．2．2）のA種　・

7　耐火被覆 [8.18.2~7]
種別等

種別		所要性能及び適用箇所
・耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール ・半乾式吹付けロックウール ・湿式ロックウール ・	
・耐火板張り		
・耐火材巻付け		
・ラス張りモルタル塗り		
・耐火塗料		

8-6　耐震改修工事（グラウト）

1　モルタル及びグラウト材 [8.2.6]　[8.2.11]
構造体モルタル
※改修標準仕様書［8．2．6］及び［8．2．11］による　・
柱均しモルタル
※無収縮モルタル　（製造所　評価名簿による）　・
グラウト材
※無収縮グラウト材（セメント、混和剤、砂は無収縮モルタルに準ずる）
（品質・性能等　追補による　、　製造所　評価名簿による）

8-7　耐震改修工事（柱補強）

1　溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法 [8.23.5]
柱頭及び柱脚の隙間　※図示
溶接金網の継ぎ手　※重ね継手　・
打ち込むコンクリート又はグラウト材の厚さ　※図示
コンクリート及び構造用モルタルの打込み　・流し込み工法　・圧入工法

2　鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法 [8.23.6]
柱頭及び柱脚の隙間　※図示

3　連続繊維補強方法 [8.2.12] [8.24.4~5]
連続繊維の材料
・炭素繊維　・アラミド繊維　・ガラス繊維　・
連続繊維の材質
引張強度（含浸硬化後）　・（　）N/mm2　・
ヤング係数（含浸硬化後）　・（　）N/mm2　・
繊維目付量　・（　）g/mm2　・
シート厚さ　・（　）mm　・
シート貼り方向　※図示
定着方法　※図示
含浸接着樹脂　・低臭型　・
プライマー　・低臭型　・
下地処理
仕上げモルタルの除去　※行う　・行わない
下地処理の範囲　※図示
下地処理の程度　※図示
柱の隅角部の面取り
箇所　※図示
大きさ　※図示
下地調整　※行う　・
ひび割れ部改修　・行う　・行わない
種類及び部位　※図示
引張強度試験　・行う　・行わない
補強工事後の仕上げ　※図示

8-8　耐震改修（耐震スリット新設）

1　スリットの施工 [8.25.2]
既存撤去部の配管等の探査
※鉄筋探査機（金属探知機）により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。

2　スリットの種類 [8.25.2]
※完全スリット　・部分スリット
スリットの幅及び深さ　※図示
製造所（　　）

3　スリットへの充てん材 [8.25.2]
シーリング材　施工箇所　※図示
耐火材の使用　・使用する　・使用しない

施工箇所	防火性能	材料

遮音材の使用　・使用する　・使用しない

施工箇所	防火性能	材料

9 環境配慮改修工事

1 石綿含有建材の除去工事 [9.1.1~5]

施工業者
「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」（民間開発建設技術の技術審査・証明事業確認規定（昭和62年7月28日建設省告示第1451号））の証明を有する工法の施工業者

施工調査
・分析による石綿含有建材の調査
　分析方法　※ＪＩＳ Ａ １４８１「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による

分析結果については、監督員に報告すること

材料名	定性分析	定量分析
	・（試料数：　）	・（試料数：　）
	・（試料数：　）	・（試料数：　）
	・（試料数：　）	・（試料数：　）

採取箇所は図示

石綿粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	・各１点 ・各２点 ・各３点
・	測定２		調査対象室外部の付近	・計１点 ・計２点
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	・各１点 ・各２点 ・各３点
・	測定４		負圧・除じん装置の排出取出し口	出口取出し風速1m/sec以下の位置 ・各１点 ・各２点
・	測定５		処理作業室外（敷地境界）	・計１点 ・４方向各１点
・	測定６	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・各１点 ・各２点
・	測定７	処理作業後シート	処理作業室内	・各１点 ・各２点 ・各３点
・	測定８	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	・計１点 ・計２点

測定方法

	測定３	測定１,２,４,６,７,８	測定５
メンブレンフィルタ直径（mm）	２５	２５	４７
試料の吸引流量（l/min）	・１　・	・５　・	・１０　・
試料の吸引時間（min）	・５　・	・１２０　・	・２４０・

石綿含有建材の処理
・石綿含有吹付け材の除去
　除去対象範囲　※図示
　除去工法　※改修標準仕様書９．１．３（２）（ア）（ａ）～（ｄ）による・
　除去した石綿含有吹付け材等の処理　※密封処理　・セメント固化
・石綿含有保温材等の除去
　除去対象範囲　※図示　　作業場の隔離　・行う
・石綿含有成形板の除去　　除去対象範囲　※図示

石綿等の取扱いについては、石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）を遵守するとともに、解体撤去にあっては、改修工事標準仕様書によること。

2 断熱材 [9.5.2~3]

・断熱材の打込み及び張付け

	発泡剤の種類	種類	厚さ（mm）	施工箇所
・発泡プラスチック断熱材				

・断熱材現場発泡工法
　断熱材の種類　※Ａ種又はＡ種１Ｈ　・Ｂ種１　（製造所　評価名簿による）
　厚さ（mm）　・２５　・３０　・
　施工箇所　※窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレイン回りの床板下等、部分的に後張りとしなければならない箇所
　・図示
　・

3 屋上緑化改修工事 [9.6.2~4] (23.5.4)

植栽基盤及び材料　（品質・性能等　追補による）
　・屋上緑化軽量システム
　　芝及び地被類の樹種並びに種類等　※図示　・
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等　※図示
工法
　建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。
　建築基準法に基づき定められた区分等は、１改修一般共通事項　２０耐荷重及び耐外力による

支柱　・設置する　（種類　・図示　・　　）
かん水装置　・設置する　（工事区分は図示による）
既存保護層の撤去　・行う　・行わない
新植した芝及び地被類の枯補償の期間　※引渡しの日から１年　・無し

4 透水性アスファルト舗装 [9.7.3~6] [9.7.9]

路床の構成及び厚さ　・遮断層　厚さ（mm）　※１５０　・
　・凍上抑制層　厚さ（mm）　※１５０　・
　・フィルター層　厚さ（mm）　車道部　※１５０　・
　　歩道部　※５０　・

路床安定処理　・行う
　※添加材料（　　）
　・ジオテキスタイル　単位面積質量　６０g/m²以上
　　厚さ（mm）　０．５～１．０
　　引張強さ　９８N/5cm（10kgf/5cm）以上
　　透水係数　１．５×１０cm/sec以上
盛土の種別　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・建設汚泥から再生した処理土
路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・行う　・行わない
路床の締固め度試験　・行う　・行わない
発生土の処理　※別添追補による
路盤材料　・再生クラッシャラン
　・クラッシャラン鉄鋼スラグ
　・
路盤厚さ（mm）　車道部　※１５０　・
　　歩道部　※１００　・
路盤の締固め度試験　・行う　・行わない
舗装材料及び厚さ
　車道部　※ポリマー改質アスファルトⅠ型　厚さ（mm）　※５０
　歩道部　※ストレートアスファルト　厚さ（mm）　※３０
透水性アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない

10 その他

① フリーアクセスフロア (20.2.2)

施工箇所	構法	仕上り高（mm）	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材	寸法
本館総合実践室	・パネル構法		・1.0G	・3,000N	・帯電防止床タイル	・500×500
第1教棟計算実習室	・溝構法		・0.6G	・5,000N	・タイルカーペット	・
					・	

表面仕上材の品質　・性能は標準仕様書１９章による
構成材の材質　・アルミニウム製　・鋼製　・
帯電防止性能　・
漏えい抵抗　・
スロープ及びボーダー　※製造所の評価名簿による　・図示
耐荷重性能（５０００Ｎ）の性能
　平成元年建設省告示第１３２２号「耐震型フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したもの、又は同等のものとする。
ローリングロード性能　※適用する　・適用しない
　ローリングロード試験
　　耐荷重性能（３０００Ｎ）：積載荷重１，０００Ｎの際、最大変形量1.5mm以下（使用上有害な変形、欠け、割れ、がたつきなどの欠点がないこと）
　　耐荷重性能（５０００Ｎ）：積載荷重１，０００Ｎ以上の際、最大変形量1.0mm以下（使用上有害な変形、欠け、割れ、がたつきなどの欠点がないこと）

② 表示 (20.2.10)

区分	材質	寸法（mm）	厚さ（mm）	取付高さ（mm）	書体
・衝突防止表示（・両面　・片面）	・ステンレス製 ・図示	・３０ ・	・市販品 ・	※図示 ・	※図示 ・
・室名札 ・ピクトグラフ ・	・アクリル板 ・図示	※図示	・５ ・	※図示 ・	※図示 ・
・庁舎案内板 ・各階案内板	・アクリル板 ・図示	※図示	・５ ・	※図示 ・	※図示 ・
・	・	・	・	・	・

案内用図記号は　ＪＩＳ Ｚ ８２１０　による。
誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とする。

③ ブラインド (20.2.12)

形式	寸法（mm）	種類	スラットの材質	スラット幅（mm）	ボックス・レールの材質	取付箇所
※横形		※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製 ・	※２５ ・	・鋼製 ・	・図示 ・図示 ・図示
・縦形		・1本操作コード式 ※2本操作コード式	・アルミスラット ・クロススラット	・８０ ・１００	・アルミニウム合金製 ・	・図示 ・図示

4 ロールスクリーン (20.2.13)

材種	操作方式	遮光性能	寸法（mm）	備考
※ポリエステル ・綿 ・	・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式	・１級 ・２級 ・３級 ・	・図示 ・	

5 カーテン及びカーテンレール (20.2.14)

ひだの種類	形式	開閉操作	施工取付箇所	備考
・フランスひだ ・箱ひだ・つまひだ ・プレーンひだ・片ひだ	・シングル ・ダブル	・電動 ・ひも引き ・手引き		
・				（暗幕）
・				

カーテンレール
　材種　※アルミニウム製　・ステンレス製　・
　形式　・片引き　・引分け（暗幕用は３００mm以上の召合せの重掛けとする。）
　形状　・Ｃ型　・Ｄ型　※角形　・

6 点検口

・天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠	枠の許容差	外枠と内枠のクリアランス
※アルミニウム製 ・	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形	・屋内外用 ・屋内用	・額縁ﾀｲﾌﾟ ・目地ﾀｲﾌﾟ	・額縁ﾀｲﾌﾟ ・目地ﾀｲﾌﾟ	±0.5mm 以内	片側 2.0mm以内

（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）

・床点検口

材種	寸法	形式		枠の許容差	外枠と内枠のクリアランス
※アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製 ・鋳鉄製	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形 ・結露防止形	・屋内外用 ・屋内用	受枠、蓋枠とも ±0.5mm以内	片側 2.0mm以内

一般形：パッキンを装着しないもの、又はがたつき防止用パッキンを装着したもの
密閉形：ボルト、ナット等のメカニカル構造にパッキンを装着したもの
（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）

7 階段手すり笠木
材種　ビニル製（形状は図示）

8 天井見切り縁
材種　※アルミニウム既製品　・塩化ビニル既製品

9 ピクチャーレール
※見切り縁兼用タイプ　・
　移動フック　カ所／ｍ　安全荷重　※１５kg以上

10 視覚障害者誘導用ブロック
材種　・コンクリート製（厚さ６０mm）　・磁器質又はせっ器質タイル製
形状　ＪＩＳ　Ｔ　９２５１による　寸法（mm）　※300×300　色　黄色

11 屋根改修工事
施工業者
　施工技術、品質管理に関して指導を行っている愛媛県板金工業組合屋根事業部会の組合員又は施工技術に関し当該団体の組合員と同等以上の技術を有すると監督員が承諾する施工業者とする。

外壁改修フロー及び数量

・コンクリート打放し仕上げ外壁の場合

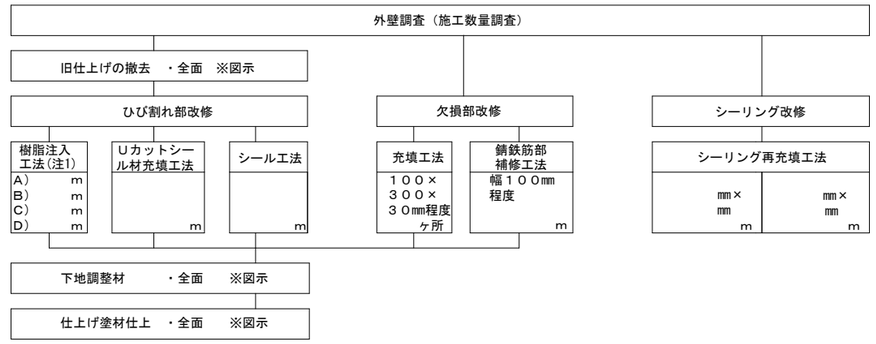

・モルタル塗り仕上げ外壁の場合

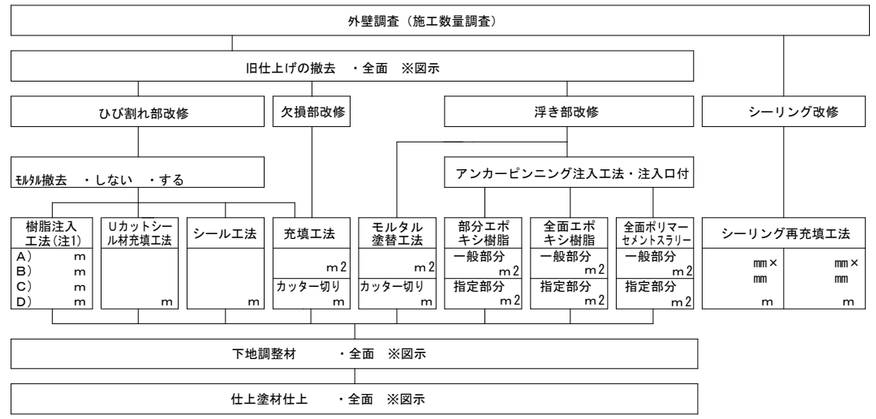

・タイル張り仕上げ外壁の場合

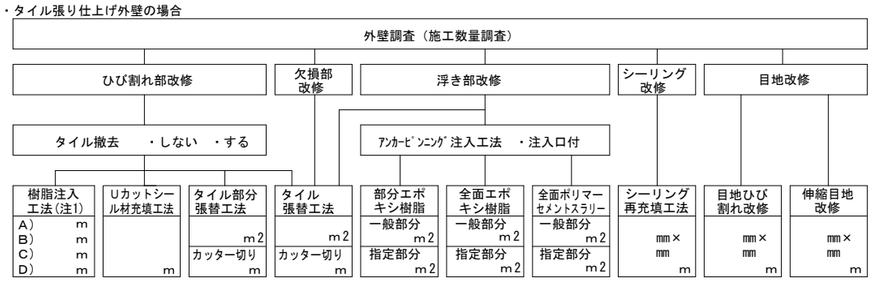

（注１）ひび割れ幅（mm）が、Ａ）0.2以上1.0未満、Ｂ）0.2以上0.3未満、Ｃ）0.3以上0.5未満、Ｄ）0.5以上1.0未満を示す

建 築 工 事 特 記 仕 様 書　追 補

発生材の処理等

1（建設副産物の適正処理）

建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月31日付け国土交通事務次官通達）」に準拠し、建設副産物の適正処理に努めなければならない。

2（建設副産物の利用）
建設副産物の再利用については、適正に実施すること。
建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。

3（建設副産物の搬出）
建設副産物の搬出については、別表－１により行うこと。なお、建設副産物のうち産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、下記①，②，③によること。
受入れ場所等との協議等で、他の受入れ場所へ搬出する必要がある場合、又は他の受入れ場所がない場合は、監督員と協議すること。

別表－１

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第5項の規定による特定建設資材の処理及び産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、次の場所とする。

1.建設副産物（建設発生土）の搬出については、次の場所に搬出すること。
(1)土砂
場所
工事名
受入時間　AM　：　～PM　：
また、運搬距離は、　　kmを見込んでいる。
2.建設副産物（建設発生土以外）の搬出については、次の場所への搬出を見込んでいる。
(1)ｺﾝｸﾘｰﾄ塊
事業所名
営業時間　AM　：　～PM　：
また、運搬距離は、　　kmを見込んでいる。
(2)ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊
事業所名
営業時間　AM　：　～PM　：
また、運搬距離は、　　kmを見込んでいる。
(3)建設発生木材・伐採樹木
事業所名
営業時間　AM　：　～PM　：
また、運搬距離は、　　kmを見込んでいる。
(4)建設汚泥
事業所名
営業時間　AM　：　～PM　：
また、運搬距離は、　　kmを見込んでいる。
(5)その他　・廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ　・がれき類　・硝子・陶磁器類　・ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材・水銀灯
事業所名
営業時間　AM　：　～PM　：
また、運搬距離は、
を見込んでいる。

※　上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

①　処理計画書
受注者は、工事の施工により産業廃棄物が発生した場合、産業廃棄物処理計画書（別添様式）を提出し、監督員の承諾を得た後、処理しなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。
②　受注者は、産業廃棄物処理計画書提出時に、下記事項についても提出しなければならない。
（１）産業廃棄物処理委託契約書（写）
（２）処理業者の許可証（写）
（３）積換・保管施設、中間処理施設、最終処分場等までの運搬経路地図及び写真
③（１）受注者は、産業廃棄物の処理を適正に行い、産業廃棄物処分状況の分かる写真等（搬出車輌の車輌番号、数量等を明示した積載状況、処分先への搬入状況等）の施工管理資料を整理し、工事施工中においては、１週間毎に監督員に提示しなければならない。
（２）受注者は、工事施工後、③（１）の施工管理資料のほか、産業廃棄物処理計画書に実績を記入した産業廃棄物処理実施書を提出しなければならない。
④（１）受注者は、産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類毎にマニフェストまたは電子マニフェストを使用し、委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか確認しなければならない。
また、マニフェストの交付に際しては、廃棄物処理責任者が廃棄物の種類、数量、単位、発行日等の必要事項を記載しなければならない。
（２）受注者は、工事施工中においては、③（１）の施工管理資料とともに、マニフェスト使用の場合は、返送されたマニフェストの写し、電子マニフェストの場合は情報処理センターからの通知の画面印刷を監督員へ提示しなければならない。
（３）受注者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したうえで、工事施工後、マニフェスト使用の場合はＥ票の写し、電子マニフェスト使用の場合は、情報処理センターからの最終処分通知の画面印刷を監督員まで提出しなければならない。
ただし、工期内に最終処分が完了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、Ｄ票の写し、または処分通知の画面印刷を提出するものとし、最終処分終了後、確認出来次第、速やかにＥ票または最終処分通知の画面印刷を、工事完了に関係なく提出するものとする。
⑤　資源環境促進税について
本工事で発生する産業廃棄物を、県内の最終処分場に搬入する場合（中間処理施設を経由する場合を含む。）は、資源循環促進税が課税されるので適切に処理すること。

4（再生資材の利用、建設発生土の利用）
1 受注者は、別表－２の資材の使用に際し、再生資材を使用すること。なお、再生資源の搬入にあっては、別表－３によること。
2 再生資材の品質に関しては、使用に際し、舗装再生便覧【（公社）日本道路協会発刊】やコンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）等を遵守し、適切な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。
なお、適正な品質が保証できない場合、及び再生材の確保が困難な場合は、監督員と協議すること。

別表－２

	規　　模	使用場所
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径２０㎜又は１３㎜ （再生加熱アスファルト混合物）	道路舗装の表層に使用する。
	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径２０㎜又は１３㎜ （再生加熱アスファルト混合物）	中間層、基層に使用する。 （中間層で当分の間供用する場合には使用しない。）
	アスファルト安定処理 （再生加熱アスファルト混合物）	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。
再生資材	再生粒調砕石 （ＲＭ－２５）	上層路盤工等路盤材料に使用する。
	再生砕石 （ＲＣ－４０）	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。 道路の路盤に使用する。
	再生砂	管路の埋め戻し材料に使用する。

別表－３

再生資材の搬入については、次の場所に搬入すること。

（１）再生骨材
・粒度調整砕石（ＲＣ－４０）
事業所名：
営業時間：　ＡＭ　：　～ＰＭ　：
また、運搬距離は、　　kmを見込んでいる。

（２）土砂
場　所：
工 事 名：
搬出時間：　ＡＭ　：　～ＰＭ　：
また、運搬距離は、　　kmを見込んでいる。

（３）その他　（　　）
場　所：
工 事 名：
搬出時間：　ＡＭ　：　～ＰＭ　：
また、運搬距離は、　　kmを見込んでいる。

5（特定建設資材の分別解体及び再資源化）
受注者は、本工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第９条に基づく対象工事（以下「対象建設工事」という。）の場合、同法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適切な措置を講ずること。

6（再生資源（促進）計画書及び実施書）
1　受注者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。
2　受注者は、前項の場合は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出すること。なお、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出が無い場合でも、工事概要のみ記載して提出すること。
3　受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成すること。
4　受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後１年間保存すること。

7（再資源化等報告書）
受注者は、本工事が対象建設工事の場合、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときには、同法第18条第1項に基づき、以下の事項を記録し報告しなければならない。なお、様式は再生資源利用（促進）実施書とする。
（１）再資源化等が完了した年月日
（２）再資源化等をした施設の名称及び所在地
（３）再資源化等に要した費用

8（建設副産物の利用）
1　建設副産物の再利用については、適正に実施すること。
2　建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。
3　建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第９条第１項に基づく下記（１）～（３）の対象工事について受注業者は契約前に監督員と協議を行うこと。
（１）　解体工事　（２）　新築工事　（３）　建設以外のものに係る解体工事又は新築工事

その他

（建設リサイクル法に係る特定建設資材以外の資材の取扱い）

下記資材の再資源化を積極的に図ること。

1）施工計画書を作成し、建設副産物の発生抑制・再資源化を図る計画とする。
2）再資源化施設を利用する場合、その距離が50kmを超える場合は、最終処分とすることができる。
3）産業廃棄物広域認定制度により指定を受けた資材については、当該施設等に運搬する費用が、過大とならないなど、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められる場合には、再資源化に努める。
4）新築時の端材は、原則として広域認定制度による製造所等への搬入に努め、再資源化を図る。
5）解体材についても広域制度の認定製造所等と協議し、再資源化に努める。
6）特定建設資材を再利用した場合は、マニフェストや受け入れ証明書等を提出すること。

工　種	資材名	再生方法	備考
土工事	発生土	自・他工事で再利用	土木工事における建設副産物活用の当面の運用及び実施要領（愛媛県土木部）
地業工事	建設汚泥	再資源化施設	同上
鉄筋工事	鉄筋	再資源回収業者等	
鉄骨工事	鉄骨	再資源回収業者等	
ＡＬＣパネル工事	ＡＬＣパネル	広域認定制度	
押出成形セメント板工事	押出成形セメント板	広域認定制度	
屋根及びとい工事	塩化ビニル管	広域認定制度 塩化ビニル管・継ぎ手協会	
内装工事	ロックウール	広域認定制度	
	グラスウール	広域認定制度	
	石膏ボード	広域認定制度	
金属・建具工事	アルミ材	再資源回収業者等	
	鋼材	再資源回収業者等	
電気設備工事	電線類	再資源回収業者等	
	配管材料	再資源回収業者等	
	機器・盤類	再資源回収業者等	
	蛍光管	再資源回収業者等	
	小型二次電池	再資源回収業者等	
機械設備工事	塩化ビニル管 塩ビライニング管	広域認定制度 塩化ビニル管・継ぎ手協会	
	鋼管など金属類	再資源回収業者等	
	ダクトなど金属類	再資源回収業者等	
	配管・ダクトなどの吊材等	再資源回収業者等	
	グラスウール・ロックウール	広域認定制度	

建築改修工事特記仕様書　追補（その２）

（　）該当する各仕様書の章及び項目番号

建築材料　／　性能及び品質規定

・ 乾式保護材（防水立上部押出成形セメント板）（３．３）

乾式保護材
繊維質原料等を主原料として板状に押出成形しオートクレーブ養生した窯業系パネル及び金属板と樹脂を積層一体化させた金属複合板、またはセメントを原料としたものとし、以下の仕様を満足する製造所の製品とする。
原料による区分　窯業系パネル１類（無石綿に限る。耐衝撃性に優れている。寒冷地仕様）
窯業系パネル２類（無石綿に限る。一般的な仕様）
金属複合板

厚さ（mm）	寸法	許容差
幅　（mm）		
長さ（mm）		

乾式保護材の品質
外観は割れ、貫通、亀裂があってはならない。
かけ、ねじれ、そり、異物の混入、汚れ、はく離など使用上有害なものであってはならない。
窯業系パネルは出荷時において含水率10以下を確保すること。

		窯業系パネルⅠ類	窯業系パネルⅡ類	金属複合板
スパン50cmにおける単位幅１cmあたりの曲げモーメント	標準時	550N・cm以上	450N・cm以上	350N・cm以上
	凍結融解完了時（ｻｲｸﾙ数）	400N・cm以上（300）	320N・cm以上（200）	250N・cm以上（300）
吸水率		20%以下	20%以下	1%以下
吸水率による長さ変化率		0.07%以下	0.07%以下	0.01%以下
難燃性		不燃	不燃	表面材は不燃
鋼性		－	－	80000N・cm2以上
耐凍結融解性能		300ｻｲｸﾙ後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと	300ｻｲｸﾙ後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと	300ｻｲｸﾙ後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。ただし、明らかに吸水しないと認められるものについては、耐凍結融解試験を省略できる。
耐衝撃性能		質量1000gのなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと	質量 500gのなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと	質量 500gのなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。また残留変形量が1/100以下かつ加圧時の最大変形量が4/100以下

剛性＝Ｋ Ｅ･ｶﾝﾀﾞ係数　Ｉ:製品の断面2次ﾓｰﾒﾝﾄ　ｽﾊﾟﾝ40cm、幅30cmの中央曲げ時に荷重720Nのとき、たわみが4mm以下となる剛性

試験方法
１）寸法の測定方法
厚さ：供試体の周辺から20mm以上内側の四隅を0．05mmまで測定出来る測定器で測り、4点の平均値を求めてパネルの厚さとする。
幅　：供試体を平らな台に置き、供試体のほぼ中央1面所の幅寸法を、JIS B　7512に基づく目量が１mmの１級コンベックスルール又は、JIS B　7516に基づく目量が、１mmの１級鋼尺を用いて測定する。
２）曲げ強度試験は、JIS　A 1408（建築用ボード類の曲げ試験方法）による。試験体は3号試験体とする。
幅及び厚さは製品寸法とし、支持スパン長さは400mmとする。試験方法は試験体の表面からスパン中央全幅に集中荷重を載荷し、試験体が破壊した時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。測定項目については、凍結融解試験前と試験体100，200，300サイクル完了後の各計4項目に基づ測定する。（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）尚、荷重を加える時の平均速度は、1～3分間で予想最大荷重に達する程度とする。
３）吸水率試験は、JIS　A 5430に準じておこなう。
４）吸水率による長さ変化率試験は、JIS　A 1321に準じておこなう。
５）吸水による長さ変化率試験は、試験体(幅40×長さ160mm×素材厚さ)を乾燥機に入れ、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後取り出してJIS　K 8123に基づく塩化カルシウム又はJIS K 1464に基づく品質に適合するシリカゲルで調湿したデシケータに入れ、常温まで冷却する。次に、試験片の標線感度が140mmになるように標線を刻む。その後、1/150mm以上の精度をもつコンパレ ータを用いて標線間の長さを測定し、それを基準（Ｌ1）とする。次に試験片の長さ方向を水平にこば立てし、その上端が水平下約3ｃｍとなるように保持して、常温の水中に浸せきする。48時間経過した後、試験片を水中から取り出して湿布で表面に付着した水を拭き取り、再び標線間の長さ（Ｌ2）を測る。吸水による長さ変化率（ΔＬ）は、次式によって求める。
（ΔＬ）＝（Ｌ2 － Ｌ1）／ Ｌ1 ×100　　ΔＬ：吸水による長さ変化率（%）
Ｌ1：乾燥時の標線間の長さ（mm）　Ｌ2：吸水時の標線間の長さ（mm）
６）耐凍結融解性能試験は、JIS　A 5422の気中凍結水中融解法によって行う。100，200，300各サイクル完了時の曲げ強度測定及び外観の状態を観察する。（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）
７）耐衝撃性能試験は、JIS A1408の衝撃性試験に準じておこなう。試験体の支持装置は、記号S2 対辺単純支持方法による。試験体の大きさは、4号（長さ400mm、幅300mm）とする。おもりは、鋼製のなす形おもりＷは球形おもりとし、記号（Ｗ１－1000又はＷ2－500）、質量1000ｇ又は500ｇとする。試験体を支持装置で支持して、竪固な床に水平に置き、おもりを試験体のほぼ中央の鉛直より1．0ｍから試験体の弱点部に自然落下させ、裏面に達する穴の「有・無」を確認する。

・ 既製調合モルタル（タイル工事用）（４－３．２～４）

既製調合モルタルはセメント・細骨材・混和材等を予め工場において所定の割合に配合して製造した材料とし、以下の仕様を満足する製造所の製品とする。

保水率	単位容積質量	接着強さ 標準時	接着強さ 温冷繰返し後	長さ変化率	曲げ強さ
70.0%以上	表示項目(1.8kg/L以上)	0.60N/mm2以上	0.40N/mm2以上	0.20%以上	4.0N/mm2以上

試験方法
１）試料の調製
製造業者の定める、正味質量と標準練り上がり量より換算して、所定量の試料を練り上げるのに 、要する材料と練り混ぜ　水を計算して用意する。
練り混ぜは、JIS R 5201（セメント物理試験方法）の 9．1に基づく練り混ぜ機を使用し、練りはちに用意した水を入れ、撹拌しながら30秒間に材料を投入し、3分間練り混ぜて試料とする。
２）保水率
JIS R 3202（フロート板ガラスおよびみがき板ガラス）に基づくみがき板ガラス（縦150mm、横 150mm、厚さ5mm）の上にJIS P 3801「ろ紙（化学分析用）」に基づくＢろ紙（直径11cm）をのせ、その中央部に高さゅ５数リングガ型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm）を設置し、１）で調製した試料を金ベらで平滑に詰める。その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当てて上下を逆さにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。60分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて、1mmの単位まで測定する。試験は３回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
保水率＝50／平均値×100　　［注］50：リング型わくの内径
３）単位容積質量
JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」に準ずる。
４）接着強さ（標準時）
① 適用タイルが「モザイクタイル」の場合
（ 試験体の作製 ）
JIS A 5371（ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ製品）の附属書2に基づく普通平板Ｎ－300を下地板とし、　表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに １）で調製した試料を厚さ5mmになるように塗付け、直ちにJIS A 5209（セラミックタイル）に基づく磁器質タイル（施釉ラ）「 50角ユニットタイル（外のり寸法約300×300mm）」を圧着する。その後、28日間、温度20±2℃、湿度80% 以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（ 試験方法 ）
JIS A 6909（建築用仕上塗材）の7．9付着強さ試験に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、エポキシ樹脂接着剤で鋼製アタッチメントを接着し、引張試験機を用いて接着強さ試験を行う。尚、接着強さの測定箇所は、試験体の中からまんべんなく5箇所を選び抜き取る。又、 試験体の　母材破断位置の表示を下記の中から選び明記する。
Ｔ：タイルの母材破断、Ｍ：既製調合モルタルとタイルの界面破断、Ｍ：既製調合モルタルの母材破断
ＭＧ：既製調合モルタルと下地板の界面破断、Ｇ：下地板の母材破断
尚、標準時の接着強さは、抜き取った試験片５箇所共全て、 0．60Ｎ／mm2以上を確保していること。
② 適用タイルが「小口タイル・二丁掛タイル」の場合
（ 試験体の作製 ）
JIS A 5371（ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ製品）の附属書2に基づく普通平板Ｎ－300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに １）で調製した試料を厚さ7mmになるように塗付ける。直ちにJIS A 5209（セラミックタイル）に基づく磁器質タイル（施釉ラ）「小口タイル 108×60×12mm」を４枚２列計８枚を圧着する。その後、28日間、温度20±2℃、湿度80% 以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（ 試験方法 ）
「モザイクタイル」の場合と同様に行う。
５）接着強さ（温冷繰返し後）
（ 試験体の作製 ）
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」共 、各々 ４）接着強さ（ 標準時 ）の試験方法の「 試験体 」と同様とする。
（ 温冷繰返し試験 ）
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」共 、各々 JIS A 6909 建築用仕上塗材 7.11温冷繰返し試験に準じて行う。 試験の手順は、試験体を20±2℃の水中に48時間浸せました後、直ちに－20±3℃の恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3℃の別の恒温器中で3時間加温し、この24時間を1サイクルとする操作を10回繰り返した後、試験室に2時間静置し、ひび割れ、及び剥れの有無を目視によ って調べる。
（ 温冷繰返し後の 接着強さ試験方法 ）
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」共 、各々 温冷繰返し試験完了後の試験体を、標準状態で2日間静置養生した後、標準時の接着強さ試験方法と同様に行う。尚、温冷繰返し後の接着強さは、抜き取った試験片５箇所共全て、 0．40Ｎ／mm2以上を確保していること。
６）長さ変化率 の試験方法は、JIS A 6203（9.9長さ変化率試験）に準ずる。
７）曲げ強さ の試験方法は、JIS A 6916（7.11曲げ強さ試験）に準ずる。
（ 試験室の状態 ）試験室は、温度20±2℃、湿度65±10%とする。

・ 吸水調整材（４－２．２～３）

吸水調整材は以下の試験に合格したものとする。
1） ディスパージョンの試験方法は、JIS A 6203（セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂）に準じ、外観は粗粒子・異物・凝固物等がなく、全固形分は表示値±1.0%以内であること。
2） 吸水試験方法は、JIS A 6916（建築用下地調整塗材）の7.14に基づく試験を行い、30分後の吸水量は１g以下であること。材料製造業者標準仕様に準じて希釈した材料を試験用基板の表面に刷毛で均一に塗り付け、24時間試験室に放置した後、吸水試験をおこなう。なお、吸水調整材の塗布量は材料製造業者の定める標準塗布量とする。
3） 接着強度試験
試験後において、著しいひび割れ及び剥離がなく、接着強度が0.98N/mm2以上で界面破断が50%以下のこと。
① 試験に用いる材料
セメントはJIS R 5210 （ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ）に基づく普通ポルトランドセメントとし、骨材はJIS R 5201（セメントの物理試験方法）の11.3に基づく標準砂とする。
② 試験用基板
試験に用いるコンクリート基板は、水セメント比60%の建築における標準的調合とし設計基準強度は20N／(mm２)程度を目安とした300×300×厚さ50mmの大きさに打設して、試験室中で48時間養生後に脱型する。その後、5日間20℃±2℃の水中で養生し、さらに、21日間以上試験室中で養生したものを試験用基板とする。
③ 塗付けモルタル
試験に用いる塗付けモルタルの調合は質量比でセメント１．標準砂３．水0.5とし、フロー値が170±5となるように水セメント比を調整して、JIS R 5201（セメントの物理試験 方法）の11.5の規定に準じて練り混ぜる。
④ 試験体の作製方法
材料製造業者の標準仕様に準じて希釈した材料を②に規定した試験用基板の表面に刷毛で均一に塗り付け、24時間試験室に放置する。なお、吸水調整材の塗布量は材料製造業者の定める標準塗布量とする。次に、③に規定したモルタルを厚さ6mmに金ごてで塗り付けて、48時間湿空（温度20±2℃、相対湿度80%以上）養生した後さらに試験室中で26日間養生して試験体とする。
⑤ 試験体の数
各試験に供する試験体の数は１個とし、試験体１個について5箇所の接着強度を測定する。
⑥ 標準状態の接着強度試験
④で作製した試験体のモルタル面を40×40mmの大きさで基板に達するまで切り込んだ後、JIS R 6252（研摩紙）に基づく150番研磨紙を用いて引張用ジグ（鋼製）装着面のモルタル表層部を研磨し、JIS A 6916（建築用下地調整塗材）の7.13に規定される試験方法に準じて付着強さ試験を行い、5箇所の測定値の平均値を求める。

・ 可とう性エポキシ樹脂（４－１．１）（４－２．１）（４－３．１）

可とう性エポキシ樹脂
可とう性エポキシ樹脂は以下の仕様を満足した製造所の製品とする。

比重	押出し性	スランプ	加熱減量		性能 常温物性	性能 低温性	性能 加熱劣化
表示値±0.10	60秒以下	3mm以下	5%以下	引張強さ	1.0N/mm2以上	1.0N/mm2以上	1.0N/mm2以上
				伸び	30%以上	30%以上	30%以上
				引張接着性			
				最大引張応力	1.0N/mm2以上	－	－
				破断時の伸び	10%以上	－	－

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。
常温・常湿（温度5℃～35℃、湿度45%～85%）において製造所の指定する期間又は製造後６ヶ月間保管した後であっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。

試験方法
１）試験室の状態は温度20±2℃、湿度65±10%の標準状態とする。
２）試料は試験室に保管した主剤及び硬化剤を適当な容器に製造所の定める割合で採取し、３分間十分に混練する。試験体個数は３個とする。
３）比重・押出し性・スランプ・引張接着性は JIS A 1439による。
４）引張強さ・伸びはJIS K 6251に準じ、1号ダンベルを用い、引張強度は200mm/minとする。
５）標準状態での試験は試験体を標準状態で１４日間養生した後、引張強さ、伸び、引張接着性を測定する。
６）低温での試験は試験体を標準状態で１４日間養生し、さらに０±３℃に調節した恒温室に１６時間保存した後、恒温室内にて引張強さ、伸びを測定する。
７）加熱変化試験は試験体を標準状態で１４日間養生し、さらに８０±３℃に調節した恒温室に １４日間置いた後、標準状態に戻して引張強さ、伸びを測定する。

・ パテ状エポキシ樹脂（４－１．１）（４－２．１）

パテ状エポキシ樹脂
パテ状エポキシ樹脂の性様は以下による。

初期硬化性（標準）	接着強さ（標準）	圧縮強さ	曲げ強さ	硬化収縮率
2.0N/mm2以上	6.0N/mm2以上	50.0N/mm2以上	30.0N/mm2以上	3.0%以下

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。
常温・常湿（温度5℃～35℃、湿度45%～85%）において製造所の指定する期間又は製造後６ヶ月間保管した後であっても、上記の品質性能の各項目に適合していること。
JIS A 6024（建築補修用及び建築補強用注入エポキシ樹脂）に準じる。

・ タイル部分張替え工法用接着剤（４－３．３）

ポリウレタン樹脂系、変成シリコーン樹脂系、シリコーン樹脂系、変成シリコーンエポキシ樹脂
上記樹脂の仕様は以下による。試験方法はJIS A 5548（セラミックタイル張り内装用有機系接着剤）に準じる。

貯蔵安定性	耐熱性	接着強さ	強度	凝集破壊率	皮膜物性 引張強さ	皮膜物性 伸び
容積と粘度に著しい変化がないこと	84℃4週間 9.8Nおもりを安定	標準	0.60N/mm2以上	75%以上	標準 1.00N/mm2以上	30%以上
		低温硬化	0.40N/mm2以上	50%以上	高温 1.00N/mm2以上	30%以上
		アルカリ温水	0.40N/mm2以上	50%以上	低温 1.00N/mm2以上	30%以上
		冷熱水中繰返し	0.40N/mm2以上	50%以上	熱安化 1.00N/mm2以上	20%以上
		熱安化	0.40N/mm2以上	50%以上	アルカリ温水 1.00N/mm2以上	20%以上

外観は、均質で、有害と認められる異物の混入がないこと。
タイル、石材、下地等を侵すものでないこと。
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づ特定化学物質及び労働安全衛生法に基づく、有機溶剤中毒予防規則に規定された第１種有機溶剤を使用しないこと。
常温・常湿（温度20±1.5℃、湿度65±20%）において製造後６カ月保存しても上記の品質性能の規定に適合していること。
ずれが生じないよう、すれ抵抗性を持つこと。
混練終結時の確認が容易なように色が明瞭であること。

・ エポキシ樹脂モルタル（４－１．２）（４－２．２）

エポキシ樹脂モルタル
エポキシ樹脂モルタルは以下の試験に合格したものとする。
こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がりが良好であること。
均質で有害と認められる異物の混入があってはならない。
「労働安全衛生法」に基づく有機溶剤中毒予防規則に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。
常温・常湿（温度20±1.5℃、湿度65±20%）において製造後６カ月保存しても上記の品質性能の規定に適合していること。

試験方法
１）試験室の状態は温度23±2℃、湿度50±5%の標準状態とする。
２）1)の状態で保管した主剤及び硬化剤を製造所の定める割合で採取し、適切な容器を用いて十分に撹拌する。試験体個数は３個とする。
３）外観は2)の試料を用い、清浄なガラス板に均一に塗布し、均質性と異物の混入の有無を観察する。
４）曲げ試験体の寸法と重量を測定する。
５）圧縮強さはJISR5201（セメントの物理試験方法）の11.7により、20.0N/mm2以上であること。
６）曲げ強さ
JISR5201（セメントの物理試験方法）により、支点間100mmとし、供試体を成形したときの側面の中央に毎秒５kgの割合で載荷し最大荷重（Ｐkg）を求め、Ｐ×0.234＝σbの式で求めた曲げ強さ（ｂkgf／cm2）が10.0N/mm2以上であること。
７）接着強さ
JISA 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）附属書2に基づく普通平板の表面をワイヤブラシ等を用いて清浄にし、その上に厚さ10mmになるようエポキシ樹脂モルタルを塗り、３日間経過した後に、その上面に縦40mm、横40mm、厚さ10mmの鉄片を張り付けて単軸引張りを加える。最大荷重（Ｐ）／断面積（Ａ）により求められる接着強さが1.0N/mm2以上であること。
８）だれ
JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）附属書2に基づく普通平板の表面をワイヤブラシ等を用いて清浄にし、その上に厚さ30mm、幅100mm、長さ50mmの寸法にエポキシ樹脂モルタルを塗付け、塗付け開始から５分後に、平らに置かれた平板を直角に立て起こし、そのままの状態で静置する。２４時間後のエポキシ樹脂モルタルの変形状態を観測した際、その形状に異常がなく、だれが生じていないこと。

・ ポリマーセメントモルタル（４－１．２）（４－２．１）（４－２．２）

ポリマーセメントモルタル
ポリマーセメントモルタルは以下の仕様を満足した製造所の製品とする。

だれ 下がり量(mm)	だれ 表面状態	曲げ強さ	圧縮強さ	接着強さ 標準時	接着強さ 湿潤時	接着強さ 低温時	透水性
5mm以内	ひび割れの発生がないこと	6.0N/mm2以上	20.0N/mm2以上	1.0N/mm2以上	0.8N/mm2以上	0.5N/mm2以上	裏面のぬれ、水滴の付着がないこと

試験方法
１）試験室の状態は温度20±2℃、湿度60%以上の標準状態とする。
２）だれの試験方法は、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）附属書2に基づく普通平板の表面をワイヤーブラシ等で清浄し、その上に厚さ10mm、幅100mm、長さ50mmの寸法にポリマーセメントモルタルを塗りけけ、塗りけけ開始から５分後に、平らにおかれていた平板を直角に立て起こし、そのままの状態で静置する。２４時間後のポリマーセメントモルタルの変形状態を観測し、その形状の異常の有無とだれ長さを測定する。
３）曲げ強さ、圧縮強さ、接着強さの試験方法は、JIS A 1171（ポリマーセメントモルタルの試験方法）の7.3、7.4による。
４）透水性試験は、JIS A 5430（繊維強化セメント板）の8.6による。
５）接着耐久性試験（温冷繰返し後）はJIS A 1171の7.5により、1.0N/mm2以上とする。
６）透水量試験はJIS A 6916「建築用下地調整塗材」の7.15により、0.5ml/hr以下とする。
７）吸水量試験はJIS A 1171の7.6により、20.0g以下とする。
８）長さ変化率試験はJIS A 1171の7.8により、0.15%以下とする。　※　1kgf＝9.8N　　数値の丸め方はJIS Z 8401による。

・ ポリマーセメントスラリー（４－２．３）（４－３．３）

ポリマーセメントスラリー
ポリマーセメントスラリーは以下の仕様を満足した製造所の製品とする。

注入性 広がり速度	注入性 粘調性	保水性	長さ変化性	引張接着性（材齢28日）	曲げ性能（材齢28日）	吸水性（72時間）	耐久性（劣化曲げ強さ）
3cm/s以上	粘調係数0.50～1.00	保水係数0.35～0.55	収縮3%以下	0.5N/mm2以上	5.0N/mm2以上	10%以下	5.0N/mm2以上

試験方法
１）試験室の状態は温度20±2℃、湿度65±10%の標準状態とする。
２）注入試験
注入性試験用モールド（内高700mm、内法50mm、開口部3mm）を鉛直に支持し、片側面下央の注入口（11mmφ）より内径8mmのノズルを用いて水平方向に、試料は混練後１分及び4０分の２種類の条件下で試験を行う。注入時の圧力は密閉タンク内の空気圧が１５Ｎ／ｃｍ２、タンク内出口より注入ノズルのホースの長さ５ｍ、ホース内径は13mmとする。注入口の中心より上方50mmの刻線から150mmの刻線までスラリーが到達する間の時間ｔ０（ｓ）及び下方50mmの刻線までスラリーが到着する間の時間ｔ４（ｓ）を求める。広がり速さ及び粘調係数は

広がり速さ(cm/s)＝ $\frac{Vu+Vd}{2}$ ＝ $\left(\frac{l}{tu}+\frac{l}{td}\right)$

粘調係数 ＝ $\frac{Vu}{Vd}$ ＝ $\frac{l/tu}{l/td}$ ＝ $\frac{td}{tu}$　　ただし、Ｖｕ ：上方向への拡がり速さ（ｃｍ／ｓ）
Ｖｄ ：下方向への拡がり速さ（ｃｍ／ｓ）

３）保水試験
ガラス板（200mm×200mm×5mm）上に、JIS Ｐ 3801「化学分析用ろ紙」に基づくろ紙（直径185mm）をのせ、その中心部にゴム型リング（内径50mm、外径65mm、高さ10mm）を設置する。リングの内に試料を流し込み、ヘラで盛りとがり部分をかきとり、高気ガラス板をその上からのせて試料をはさみ、天地を逆にして静置し、６０分後のろ紙への水分のしみだしの長径及び短径を測定し、その平均値Ｄを求める。

保水係数 ＝ 50 × $\frac{l}{D}$

４）長さ変化試験
鋼製円柱体モールド（内径50mm、内高100mm）に試料を流し込み、モールド上端を定規で水平にならし、その中心　部に5mm×5mmのガラスプレートをのせ、糸を直交させて張り押さえる。２４時間、２０±２℃、６５±１０％ＲＨに放置した後、モールド上端中心部の上下方向の長さ変化ΔＬをマイクロメーター（1／100mm）で求める。

長さ変化率（%） ＝ $\frac{\Delta L}{100}$ × 100

建築材料　／　性能及び品質規定

・ 無収縮グラウト材［プレミックス形］［現場調合形］（８－６．１）

グラウト材

無収縮グラウト材	プレミックス形及び現場調合形
混和材料	セメント系（膨化カルシウム及びカルシウムサルフォアルミネート等によって膨張する性質を利用するもの）とする
セメント	JIS R5210（ポルトランドセメント）による普通ポルトランドセメントとする。
砂	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対感想状態で使用する

無収縮グラウトの品質及び試験方法（現場調合形においては標準仕様書一配合値）

ブリージング	練り混ぜ2時間後のブリージング率	0%以下
凝結時間	凝結開始時間：1時間以上	終結時間：10時間以内
無収縮性	材齢7日　膨張しない	
圧縮強度	材齢３日：20N/mm2以上	材齢28日：40N/mm2以上
付着強度	材齢28日：2.5N/mm2以上	
塩化物量	0.30kg/m3以下	
試験方法	日本道路公団基格（JHS）「無収縮モルタル品質管理試験方法」312-1992によるプレミックス形と現場調合形で混和材が同一の場合はプレミックスのみ試験を行う	
コンステンシー	JロートによるJ流下時間　練混ぜ完了から3分以内の値は、8±2秒	

・ 天井点検口（１０．６）

材料

主材	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100 A6063S又は同等の性能を有するものとする。(品質を証明する資料を提出) 表面処理は陽極酸化被膜　JIS H 8601（AA6）又は同等の性能を有するものとする。 （品質を証明する資料を提出）
副資材	内枠及び外枠のコーナーピース	鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するものとする。
	外枠の取付け金具	吊り金具は鋼製に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又はこれと同等の性能を有するものとする。 同上取付けボルトは鋼製に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又はこれと同等の性能を有するものとする。
	内枠の仕上材	アルミニウム合金押出型材、亜鉛めっき鋼板の箱及びこれらと同等の品質並びに仕上げ材の固定の性能を有するものとする。
構造	加工は、外枠・内枠とも四隅の接続部に目違い・ずれ・隙間等がない構造であること。 組立は、外枠・内枠とも四隅の接続部に留付補強及び溶接等により堅牢な構造であること。 開閉操作は、容易であること。また、閉鎖状態では　開閉部が振動などによる開口・脱落などが生じない構造であること。 開鎖状態において内蓋（内枠）と外枠にずれ・目違いが生じない構造であること。 天井下地に設けた取付け用補強材への固定は、施工が容易で、且つ緩み・脱落が生じない構造であること。また、吊り金具は外枠を天井取り付け用チャンネルに直接留付ける方式（仕上げ材を介して固定しない構造）とする。 内枠と仕上げ材の脱落・脱落が生じない構造であること。	
外部軒天への取付け	吊り及び固定金具の支持方法については現地の条件に適合させること。 内外枠の表面処理は、JIS H 8602陽極酸化塗装複合皮膜の8種又は同等品以上のものとすること。 内枠開鎖時の固定は、２点締り等開鎖機構の追加が可能であること。 仕上げ材の固定は、押さえ材の追加、留付けビスの追加に対応できること。	

内蓋（内枠）の繰り返し開閉試験
１）試験体は、一般事務室用とし、検見込み４０mm内外の製品とする。吊り金物は外枠を天井取り付け用チャンネルに直接留付ける方式（仕上げ材を介して固定しない）とする。公共建築工事標準仕様書平成19年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）14章4節により製作した試験体測定用天井に試験体の天井点検口450×450mmを吊り金具４箇所にて各メーカー仕様に従い取付ける。なお、野縁の種類は１９形とし、仕上材は、せっこうﾎﾞｰﾄﾞt9.5mm（JIS A 6901 GB-R 難燃2級）二重張りとする。
２）試験は、内蓋を開けた状態から自由解放状態にする動作を繰り返し行う。
３）測定は、上記繰り返し試験において、各50回、100回、300 回毎に内蓋の垂れ下がり状態を測定する。
４）試験結果の判定は、下記による。
１　100～300 回　内蓋の垂れ下がり０．５mm以内
２　その他使用上において支障をきたす異常のないこと。

・ 床点検口（１０．６）

床点検口

分類			屋内外用	屋内用
材料	受枠材及び	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100 A6063S又は同等の性能を有するもの。(品質を証明する資料を提出)	屋内外用以外で一般室内等の床に設ける製品とする。
		表面処理は陽極酸化塗装複合被膜JIS H 8602 のB 又はJISH 8601 のAA15並びにこれらと同等の性能を有するもの。		
		ステンレス鋼	JIS G 4305 の類 SUS304 又はこれらと同等の性能を有するもの。(品質を証明する資料を提出)	
		鋼製	目地とその場合の表面仕上はＨＬ又はNo.２Ｂ仕上げ程度とする。	
			－	鋼板又はJIS G 3313の電気亜鉛めっき鋼板の類にメラミン樹脂焼付塗装等の防錆処理を行ったもの。 JIS G 3313 の電気亜鉛めっき鋼板にJIS K 5621の一般さび止めペイントの防錆処理を行ったもの。
		鋳鉄製	二重蓋の場合の中蓋のみ適用 JIS G 5501　FC 150,FC200	上記同等品 －
		その他	樹ゼﾂﾁ樹脂製等	
	目地材	黄銅製	JIS H 3100、JIS H 3250又は同等の性能を有するもの	－
		ステンレス鋼	JIS G 4305、JIS G 4308の類 SUS304 又は同等の性能を有するもの。	－
	底板及び受け枠材・蓋枠材のコーナーピース並びに底板補強材	ステンレス鋼板	JIS G 4305、JIS G 4308の類 SUS304 又は同等の性能を有するもの。(品質を証明する資料を提出)	JIS G 4305 の類 SUS430 又は同等の性能を有するもの。
		アルミニウム板	JIS H 4000 のA1100P H24又は同等の性能を有するもの。(品質を証明する資料を提出) 表面処理は陽極酸化塗装複合被膜JIS H 8602のB 又はJIS H 8601のAA15並びにこれらと同等の性能を有するもの。	－
		鋼製	－	鋼板又はJIS G 3313の電気亜鉛めっき鋼板の類にメラミン樹脂焼付塗装等の防錆処理を行ったもの。 JIS G 3313の電気亜鉛めっき鋼板にJIS K5621の一般さび止めペイントの防錆処理を行ったもの。 上記同等品
	パッキン材		塩化ビニール系ゴム、軟質塩化ビニール、クロロプレン、スポンジ ラバー及びエチレンプロピレン等外枠及び蓋枠の材質、形状に適する弾力性、密着性並びに気密性を有するものとする。	
	アンカー材		鋼製に亜鉛めっき又は防錆塗料を行ったもの又は同等の防錆性能を有するもの。	
	取っ手		黄銅材料製、黄銅製、アルミニウム押出形材・合金鋳物製、ステンレス鋼鋳鋼品、ステンレス鋼材製など堅牢な材質とする。合成樹脂製などはステンレス鋼材、アルミニウム押出形材等で表面を被覆し、衝撃による変形・割れが生じない構造のものとする。	
	錠		黄銅製、ステンレス鋼製、亜鉛合金製（クロムめっき）の類。	－
構造			加工は、受け枠・蓋枠とも四隅の接続部に目違い・ずれ・隙間等がない構造であること。 組立は、受け枠・蓋枠とも四隅の接続部を溶接接合及び留付補強材などにより堅牢な構造であること。 開鎖状態において蓋枠と受け枠に面外の目違いのない構造であること。また、蓋と受け枠の接触部は、歪みがなく歩行などに際して ガタツキその他の支障が生じない構造であること。 既付きの場合の施錠・開錠は、鍵又は開閉用ハンドル式とする。 アンカーは、四周均等かつ堅固に固定できる位置にあること。	

荷重試験
１）試験体は、受け枠・蓋枠ともアルミニウム製のものについて下記製品について実施する。（目地材にステンレス製等を使用したものも可）又、仕上げ材を張り付けないもの（底板面）とする。
１　張り物用とし、６００mm角程度とする
２）枠見込みは、４０mm以下とし、蓋の底板は単層の製品で補強材は、各製品の内断面係数が小さいものとする。また材質・厚さ・形状・位置は常時生産品とする。
３）測定は、蓋中央部にかかる加圧を２００Ｎ増す毎にたわみと受け枠の変形その他の異常について１０００Ｎまで３回繰り返し荷重毎に記録する。また、終局荷重を記録する。
４）加圧は、荷重値Ｐｎ＝１０００Ｎにおいて、蓋中央部が１０００Ｎにおいて残留たわみが点検口の有孔径の０．０８%以内であること。受け枠・蓋その他に使用上支障がないこと。破壊荷重は、荷重値Ｐｎの２倍以上とする。

建築改修工事特記仕様書　追補（その３）

建築材料	性能及び品質規定
・　人工屋上緑化用システム	屋上緑化システムは以下の仕様を満足した製造所の製品とする。

管理方法による区分	管理型	省管理型
有効土層の厚さ　(cm)	20以上	－
適用土壌	製造所による	
透水フィルタの透水性能試験専用土壌を用いた定水位透水試験での透水係数（cm/ｓ）の時間変化	その週の数値が直前の週の数値より高い値を維持し、透水係数の上昇傾向を確認できること	－
透水、保水・排水層等構成材の主要材質	合成繊維、合成樹脂等で耐腐食、耐久性のあるものとする。（材質を証明する資料を提出）	
保水・排水層	植物の生育に必要な保水性能及び排水性能を持ち、通気性及び植え込み土壌を支え、流出しない構造を持つこと	
保水・排水層の鉛直方向の排水性能　（l /m2･hr）	240 以上	
耐荷重性能		
保水・排水基盤の許容圧縮強度（N/m2）	最大有効土層厚の荷重の1.5倍以上、かつ一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。3×104 以上の載荷重で異状の無いこと。	一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。3×104 以上の載荷重で異状の無いこと。
耐根防水層	植物の根が屋上の防水層を痛めないよう長期に亘り熊笹等の根張りの強い植物に対し耐根性能を持つこと。物理的対応若しくは抗根性剤を混入したものとする。厚0.3mm以上の合成樹脂耐根シート又は耐根性能の実績を持つこと。材質を証明する資料、施工要領書及び５件以上の実績資料を提出する。	厚0.3mm以上の合成樹脂耐根シート又は対象の植物に対し耐根性能の実績を持つこと。材質を証明する資料、施工要領書及び５件以上の実績資料提出する。
システム総重量　(kg/m2)	土壌を除く表示項目	軽量土壌含む表示項目
保水性能　(l/m2)	保水空間体積を明示	
水平方向排水性能　(l/m2)	排水空間体積を明示	
植栽	各種の栽培が対応可能な構造とする。	省管理が可能な専用植栽のセットとし、通常の屋根環境で自生・生育するものとする。
再生材の利用	各材料の利用率の分析結果を確認し、表示する。	

実績は施工後３年間以上及び施工面積100㎡以上の案件をそれぞれ１件以上含む販売実績５件以上とする。
当該の案件に対し、下記に関する最近の調査報告書を提出する。
1)　植物の生育状態
2)　耐根層の状態
3)　保水・排水基盤の状態
4)　土壌の安定状態
5)　排水路への土壌の流出状況
6)　その他採用に当たって全般的な問題の有無

試験方法

1）透水フィルタの透水性能*

透水性能　：JIS A 1218の定水位透水試験に準じたインターロッキングブロックの透水性試験装置の下部に試験体(透水フィルタ)をセットし、その上に砂（JIS A 5308付属書Aに基づく砂）及びシルト＃250を容積比9：1の割合で混合し、高さ80mmの試験容器に加圧せずに均一に充填する。（試験体１体）常温で１日置いた後、上部より給水する。給水５日間連続後取り出して自然水切り２日とした給水ｻｲｸﾙを繰り返す。週２回を下回らない測定回数で圧力差の水頭差110mmを保持したまま、１分間の透水量を計量し、透水係数を算出する。なお乾燥工程の試験室は室温20±3℃　湿度60±5%とする。水切り工程は試験体の入った試験装置を取り出し、試験室内に水が切れる状態で試験室内に保管する。各サイクルごとの透水係数の推移をグラフ化し、６週間を過ぎるまでにその週の数値が直前の週の数値より高い値を維持し、透水係数の上昇傾向を確認できれば目詰まりが解消方向にあると判断し、合格とする。試験開始後６週間、流水時間合計が３０日を越えた時点で透水係数がまだ上昇に転じない場合は、その後も透水量が増加する方向へ向かうまで流水時間を延長して確認することも可とする。この場合は申請者と協議するものとする。

2）保水層の保水性能は保水空間体積の算定値または実測値による。

3）排水層の排水性能は排水量の算定値または実測値による。

4）耐根層の耐根性能は3年間の実績資料の確認（その他）による。

5）保水・排水基盤の耐荷重性能*

3×104N/㎡の等分布荷重による加圧試験を行ない、保水・排水層及び耐根層等に有害な変形・破壊の起きない事を確認する。又その時の圧縮応力に対する歪み（%）を測定する。試験体は耐根層から透水層までを通常使用状態にセットした３体とする。加圧速度は10mm／min以下とする。

＊印の試験は公的試験機関によるものとし、他は自社試験の成績書・資料の提出によることが出来る。

章	項目	特記事項
室内空気汚染対策	① 建築材料の規制対象化学物質 ② 居室を有する建築物に用いる建築材料の仕様	

ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、ダイアジノン、フェノルカルブ、パラジクロロベンゼン、フタル酸ジ－ｎ－ブチル、テトラデカン、フタル酸ジ－２－エチルヘキシルの１３物質（以下「規制対象化学物質」という。）とする。

規制対象化学物質を発散する建築材料の使用を可能な限り制限することとし、材料選択は次の１から５の規定を原則とする。

1　ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレン（以下「ホルムアルデヒド等」という。）を発散する建築材料等の使用制限。

対策をとる建築材料等	使用制限
（1）　合板 木質系フローリング 構造用パネル 集成材 単板積層材 ＭＤＦ パーティクルボード その他の木質建材	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散がきわめて少ないＪＡＳ又はＪＩＳの規格品（以下「規格品」という。）とする。
（2）　家具 書架 実験台 その他の什器等	（1）（5）（7）に掲げる建築材料等を使用している場合は、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（3）　ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
（4）　壁紙 （5）　壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤 （6）　保温材 緩衝材 断熱材 （7）　塗料 （8）　仕上塗材	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

※原則として内装仕上げには、ホルムアルデヒドの発散に関し規制対象外の建築材料（Ｆ☆☆☆☆等）をできる限り使用し、当面の間、該当する材料が無い場合は第３種ホルムアルデヒド発散材料（Ｆ☆☆☆等）を使用すること。

※※天井裏、小屋裏、床裏、壁、収納スペース等に使用する建築材料は、ホルムアルデヒドの発散に関し、規制対象外の建築材料（Ｆ☆☆☆☆等）又は第３種ホルムアルデヒド発散材料（Ｆ☆☆☆等）を使用すること。

2　トルエン、キシレン及びエチルベンゼン（以下「トルエン等」という。）を含有する塗料及び接着剤の使用制限。

対策をとる建築材料等	使用制限
（1）　壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤 （2）　塗料	トルエン等の含有量が少ない規格品とする。

3　クロルピリホス、ダイアノジン及びフェノルカルブ（以下「クロルピリホス等」という。）を含有する防腐・防蟻剤の使用制限。

対策をとる建築材料等	使用制限
木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤	クロルピリホス等を含有しない非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、充分乾燥した後に現場へ搬入する。

4　可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則

対策をとる建築材料等	使用制限
（1）　壁紙用接着剤	フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。
（2）　木工用接着剤	フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。

5　その他

建築材料の選定にあたっては、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第１４条によるＭＳＤＳ（化学物質安全データシート）等を活用し、規制対象化学物質の含有量を確認し、その発散低減に努めること。

章	項目	特記事項
室内空気汚染対策	③ 施工中の安全管理	

接着剤及び塗料の塗布に当たり、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。
また、施工時、及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

章	項目	特記事項
室内空気汚染対策	④ 室内空気環境測定	

1．測定対象室等

⊙一般　　箇所

・住宅等　　戸　　戸当たり　　室

・図示

※測定対象室について、改修工事着手前後を測定する。

2．測定対象化学物質

規制対象化学物質のうち、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの５物質（以下「測定対象化学物質」という。）とする。

3．測定方法

測定は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）第３条第１項に規定する評価方法基準（平成１３年国土交通省告示第１３４７号。以下「評価方法基準」という。）の第５の６－３の（3）に定める方法（アクティブ法）又はパッシブ型採取機器を用い、次の要領で行う。

（1）測定位置は、部屋又は測定区域の中央付近で、床から１．２ｍから１．５ｍの高さとする。

（2）測定対象室の全ての窓及び扉（造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する。

（3）その後、測定対象室の全ての窓及び扉を５時間以上閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。

（4）測定は（3）の状態のままで行う。
ア　パッシブ採取機器では、測定時間は２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。
なお、８時間測定の場合は、午後２時から午後３時までを測定時間帯の中央となるよう、午前１０時３０分から午後６時３０分までの時間帯とする。測定回数は、１回とする。
イ　品確法の評価方法基準第５の６－３の（3）に定める標準的な方法の場合、採取は３０分以上継続して、同時又は継続して２回以上行うこと。また、午後２時から午後３時を測定時間帯の中央となるよう設定する。
注：（2）（3）（4）において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。
ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

（5）分析
品確法の評価方法基準第５の６－３の（3）－ロ－２に定める方法、又は測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器使用の場合は、分析機関に送付し、濃度を測定する。

（6）測定後
完成検査までに、測定年月日、測定時刻、測定結果、測定時の気温・湿度・天候、及び内装仕上げ工事の完了した年月日等を記録したものとともに材料選定資料を整理し、提出すること。

4　判定基準

次表ア欄の測定対象化学物質の濃度がイ欄の数値（以下「基準値」という。）以下であること。

ア	イ
ホルムアルデヒド	０．０８ｐｐｍ
トルエン	０．０７ｐｐｍ
キシレン	０．０５ｐｐｍ
エチルベンゼン	０．８８ｐｐｍ
スチレン	０．０５ｐｐｍ
パラジクロロベンゼン	０．０４ｐｐｍ

5　基準値を超えた場合の措置

基準値を超えた場合は、建物使用開始までの間、強制換気等により放散の促進を図り、基準値を下回ることを確認するとともに、原因等を分析し報告書を提出すること。

6　測定室（改修前・改修後）

棟	本　館	第１教棟	昇降棟
１　階		図書閲覧室	業務員室
２　階	進路指導室	計算実習室	放送室
３　階	普通教室１３４	地歴ICT講座教室１３２	
４　階	総合実践室		

本体建物の解体手順

準　備　工　事 → Ⅰ　建築設備の取り外し → Ⅱ　内装材その他の部分取り外し → Ⅲ　屋根葺き材の取り外し → Ⅳ　外装材並びに上部躯体の取り壊し → Ⅴ　基礎躯体の取り壊し → 現　場　分　別 → 各処理施設にて処分

Ⅰ　建築設備の取り外し

※　蛍光灯内にＰＣＢが含まれているか調査の上、監督員に協議の事

適用	躯体品目		現場状況 露出	埋込	備考	解体手段 手壊し	手壊し機械壊し	分別解体方法 先行分別解体	部位	躯体と一体解体	部位	現場分別品目	処分方法 再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物
	電気設備関係	照明器具（蛍光灯）				○		○				機器，蛍光ランプ				○
		照明器具（白熱灯）				○		○				機器，白熱ランプ				○
		コンセント・スイッチ				○		○				プラ屑				○
		コンセント・スイッチ				○	○	○		○		ボックス				○
		火報感知器				○		○				プラ屑				○
		スピーカー				○		○				プラ屑				○
		時　計														
		火報知器				○		○				鉄屑				○
		弱電機器				○		○				プラ屑				○
		分電盤				○		○				鉄屑				○
		分電盤				○		○		○		ボックス				○
		配管（鋼管）				○		○				配管 電線・ケーブル				○
		配管（鋼管）				○	○	○		○		配管 電線・ケーブル				○
		配管（ビニール系）				○		○				配管 電線・ケーブル				○
		配管（ビニール系）				○	○	○		○		配管 電線・ケーブル				○
		ボックス類				○		○				ボックス				○
		ボックス類					○			○		ボックス				○
		換気扇				○		○				プラ屑				○
	機械設備関係	衛生陶器（和風大便器）					○			○		陶磁器				○
		衛生陶器（洋風大便器）				○						陶磁器				○
		衛生陶器（小便器）				○						陶磁器				○
○		衛生陶器（洗面器）				○						陶磁器				○
		衛生陶器（掃除流し）				○						陶磁器				○
		水栓類				○						鉄屑				○
		屋内消火栓				○						鉄屑				○
		屋内消火栓														
		排水金物								○		鉄屑				○
		配管（鋼管）				○						鉄屑				○
		配管（鋼管）						○				鉄屑				○
		配管（塩ビ系）				○						プラ屑				○
		配管（塩ビ系）						○				プラ屑				○
		化粧鏡				○						ガラス				○
		水槽・ポンプ類														
		ウォータークーラー														
		クリーンヒータ														
		弁類										プラ屑				

Ⅱ　内装材その他の部分取り外し

適用	躯体品目		現場状況 固定	可動	備考	解体手段 手壊し	手壊し機械壊し	分別解体方法 先行分別解体	部位	躯体と一体解体	部位	現場分別品目	処分方法 再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物
	床	フローリングブロック				○		○							○	
		カーペット				○		○								○
		ラワンベニヤ				○		○							○	
		木製床下地(転ばし床組)				○		○							○	
○		長尺塩ビシート				○		○								○
		モルタル					○			○			○			
		タイル					○	○								○
		人研石研出し					○			○			○			
		便所床防水材					○			○		防水材				○
		便所床押えコンクリート					○			○			○			
	巾　木	木製巾木				○		○							○	
		モルタル巾木					○			○			○			
		人造石研出し巾木					○			○			○			
	壁	木部ラスモルタル（ラス共）				○		○								○
		ケイカル板				○		○								○
		ベニヤ練付				○		○								○
		プリント合板				○		○								○
		吸音ボード				○		○								○
		ラワン合板				○		○							○	
		ホモトーン				○		○								○
		クロス				○		○								○
		タイル					○	○								○
		モルタル類　※1					○			○			○			
		プラスター類　※2					○	○					○			
		木製間仕切				○		○							○	
		鋼製間仕切				○		○								○
		コンクリートブロック壁				○		○				コンクリートブロック鉄筋	○			○
	天井	石コウボード				○		○								○
		ラスボード				○		○								○
		テラゾ貼					○			○			○			
		アルミパネル				○		○								○
		ロックウール吸音板				○		○								○
		有孔石コウ吸音板				○		○								○
		化粧石コウボード				○		○								○
		モルタル類　※1					○			○			○			
		プラスター類　※2					○			○			○			
		木製天井下地				○		○							○	
		鋼製天井下地				○		○								○
○	その他の部分	木製建具				○		○				木材・ガラス・金物			○	○
		金属製建具				○		○				鉄・ガラス				○
		木製家具				○		○				木材・ガラスボード・金物			○	○
		木製額縁				○		○							○	
		木製カーテンボックス				○		○							○	
		黒板・掲示板				○		○				木材・ボードコルク・金物			○	○
		手摺（木製）					○	○		○		木材・鉄			○	○
		手摺（金属製）					○			○		鉄				○
		教壇（木製）				○		○							○	

※１　モルタルについては、コンクリートと一体解体とし、処分方法は「再資源化（コンクリート）」として取り扱う。
　　ただし、コンクリート殻に付着するモルタルについては再資源化施設との協議を踏まえて、処分方法を決定するものとする。
※２　プラスターは先行分別解体とし、処分方法は「産業廃棄物（がれき類）」として取り扱う。
※３　本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）」による。

Ⅲ　屋根葺き材の取り外し

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法					処分方法			
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体	部位	躯体と一体解体	部位	現場分別品目	再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物
	屋上シート防水				○		○								○
	屋上ルーフドレン					○			○		塩ビ製				○
	防水モルタル				○		○								○
	防水押え金物				○		○								○
○	折板				○		○								○
	スレート				○		○								○

Ⅳ　外装材並びに上部躯体の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法					処分方法			
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体	部位	躯体と一体解体	部位	現場分別品目	再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物
	金属製建具					○	○				アルミ・鉄・ガラス				○
	金属製建具					○	○				ステンレス・鉄・ガラス				○
	手摺					○	○				コンクリート基礎	○			○
	階段（木製）				○		○				木材				○
	アルミパネル					○	○								○
	タテ樋（塩ビ系）				○		○								○
	人造石研出し					○			○			○			
	二丁掛タイル				○		○								○
	テラゾ貼					○			○			○			
	躯体上部コンクリート					○			○		コンクリート・鉄筋	○			○
	モルタル（床・壁）　※														

※　躯体と一体解体し、コンクリート殻に付着するモルタルについては再資源化施設との協議を踏まえて
　　解体、処分方法を決定するものとする。

Ⅴ　基礎躯体の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法					処分方法			
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体	部位	躯体と一体解体	部位	現場分別品目	再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物
	土間コンクリート					○			○		コンクリート・鉄筋	○			○
	基礎コンクリート					○			○		コンクリート・鉄筋	○			○
	地下埋設設備配管（建物内部・鋼管）					○			○		鋼管				○
	地下埋設設備配管（建物内部・塩ビ管）					○			○		塩ビ管				○
	地下埋設設備配管（建物内部・ヒューム管）					○			○		ヒューム管	○			
	地下埋設設備配管（建物内部・コンクリート製）					○			○		コンクリート・鉄筋	○			○

外構の解体手順

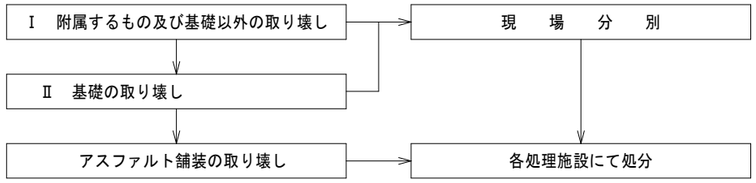

Ⅰ　附属するもの及び基礎以外の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況	解体手段		分別解体方法					処分方法			
			手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体	部位	躯体と一体解体	部位	現場分別品目	再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物
	渡り廊下上屋			○			○		鉄骨・折版 スレート・塩ビ樋				○
	自転車置場上屋			○			○		鉄骨・スレート 塩ビ樋				○
	灯油庫・洗濯庫上屋			○			○		鉄骨・スレート 木材・塩ビ樋			○	○
	手洗場			○			○		コンクリート・鉄筋	○			○
	掃除具入庫			○			○		鉄骨				
	受水槽廻りフェンス			○					フェンス コンクリート	○			○
	樹木			○	○							○	○
	石			○	○		○						○
	池			○					コンクリート・鉄筋				○

Ⅱ　基礎の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況	解体手段		分別解体方法					処分方法			
			手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体	部位	躯体と一体解体	部位	現場分別品目	再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物
	渡り廊下　基礎・土間コンクリート			○			○		ｺﾝｸﾘｰﾄ・鉄筋	○			○
	自転車置場　基礎・土間コンクリート			○			○		ｺﾝｸﾘｰﾄ・鉄筋	○			○
	灯油庫・洗濯庫　基礎・土間コンクリート			○			○		ｺﾝｸﾘｰﾄ・鉄筋	○			○
	手洗場　基礎			○			○		ｺﾝｸﾘｰﾄ・鉄筋	○			○
	浄化槽			○	○		○		ｺﾝｸﾘｰﾄ・鉄筋 槽内がれき類	○			○
	コンクリート土間			○			○		コンクリート	○			
	アスファルト舗装			○			○		アスファルト		○		

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	分別解体仕様書（2）	A-10	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒井久和

石綿解体標準仕様書

1　共通事項

図面及び本仕様書によるほか、ここに記載されていない事項については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）」（以下、「解体仕様書」という。）による。

2　仕様

（１）項目は番号に ◯ 印の付いたものを採用する。

（２）事項内容欄に記載の（　）内の表示番号は、解体仕様書の該当項目を示す。

章	項目	事項内容
6 石綿含有建材の除去等	① 共通事項 (6.1.1～6.1.3)	・一般事項（6.1.1） 大気汚染防止法及び労働安全衛生法に基づく石綿を含有する、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材（以下「石綿含有建材」という。）の除去工事に適用する。 ・施工一般（6.1.2） 大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号、以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令等に基づき、施工を行う。 ・石綿粉じん濃度測定（6.1.3） 石綿粉じん濃度測定の適用、測定方法、測定時期、測定場所及び測定箇所数は、特記による。
	② 除去工事共通事項 (6.2.1～6.2.9)	・専門工事業者（6.2.1） 石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。 ・石綿作業主任者（6.2.2） 石綿含有建材の除去に当たり、石綿作業主任者技能講習又は平成18年３月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任する。 ・除去作業者（6.2.3） 石綿含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という。）は、石綿則に基づく特別の教育を受けた者とする。なお、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で、肺機能に異常がない者とする。 ・特別管理産業廃棄物管理責任者（6.2.4） 石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去工事では、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を配置する。 ・施工区画への関係者以外の立入禁止（6.2.5） 作業場、廃棄物保管場所、資器材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所は、関係者以外の立入りを禁止する。 ・表示および掲示（6.2.6） （ア）大気汚染防止法に基づき、事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 （イ）「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について」に基づき、「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 （ウ）石綿則に基づき、石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要、石綿を取り扱う作業場であること、石綿の人体に及ぼす作用、石綿取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具について、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示を行う。 （エ）石綿則に基づき、喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に表示を行う。 ・石綿を保管する容器等への表示（6.2.7） 石綿則に基づき、運搬又は保管する場合の容器等に石綿であること及び取扱い上の注意事項を表示する。 ・保護具等（6.2.8） （ア）作業者は、石綿則に基づき、作業内容に応じ、作業に適した呼吸用保護具を使用する。 （イ）作業者は、半面形の呼吸用保護具を使用する場合は、必要に応じて、保護めがねを併用する。 ・保護衣及び作業衣（6.2.9） （ア）作業者は、石綿則に基づき、保護衣又は作業衣を使用する。 （イ）保護衣は、JIS T 8115（化学防護服）の浮遊固体粉じん防護用密閉服（タイプ５）同等品以上のものとし、使い捨てとする。 （ウ）作業衣は、粉じんが付着しにくく、服内部に侵入しにくいものとする。
3 石綿含有吹付け材の除去 (6.3.1～6.3.4)	・作業場の隔離等（6.3.1） 石綿則及び大気汚染防止法に基づき、次により、負圧隔離養生を行う。 （ア）壁面、床面等にプラスチックシート等（以下「隔離シート」という。）を接着テープ等で隙間なく接合して貼り付ける。 なお、隔離シートの暑さは、壁面は0.08㎜以上のものを１重、床面は0.15㎜以上のものを２重とし、作業場と他の場所を確実に隔離できるものとする。 （イ）隔離した作業場への出入りによる石綿粉じんの外部への漏洩を防止するため、作業場、前室、洗身室及び更衣室の連結した３室で構成されるセキュリティゾーン、廃棄物保管場所、資器材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所の区画を行う。 （ウ）洗身室にはエアシャワー設備を設ける。 （エ）隔離した作業場及びセキュリティゾーン内は、集じん・排気装置を使用し、石綿粉じんを捕集するとともに負圧を維持する。集じん・排気装置は、石綿粉じんの大気への飛散を防止するための、HEPAフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタ付きの設備とする。 （オ）集じん・排気装置は、使用する場所において、使用前に点検し、漏れがないことを確認する。 （カ）作業開始や集じん・排気装置の設置場所を変更した場合等は、粉じんを迅速に測定できる機器により、集じん・排気装置の排気口からの漏洩の有無を確認し、異常が認められたときは、直ちに作業を中止し必要な措置を講ずる。 （キ）その日の作業を開始する前及び作業を中断したときは、作業場及びセキュリティゾーン内が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずる。 （ク）隔離した作業場の内部で除去作業する場合は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用する。
4 石綿含有保温材等の除去 (6.4.1～6.4.4)	・一般事項（6.3.2） （１）石綿含有吹付け材の除去工法は、特記による。特記がなければ、石綿含有吹付け材を粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に、除去する。 （２）除去した石綿含有吹付け材等の梱包は、石綿則及び廃棄物処理法に基づき、次による。 （ア）除去作業場所において、厚さが0.15㎜以上のプラスチック袋等の耐水性の材料の袋の中に入れ、袋の中の空気をよく抜いて、密封する。この際、除去した石綿含有吹付け材等が湿潤化又は固形化していることを確認する。 （イ）前室で高性能真空掃除機等により、プラスチック袋等の耐水性の材料に付着している粉じんを除去する。高性能真空掃除機は、ＨＥＰＡフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタを装着した真空掃除機とする。 （ウ）前室又は洗身室で、更に厚さが0.15㎜以上のプラスチック袋等の耐水性の材料をかぶせ、二重に梱包して密封し、「廃石綿等」であることを表示を行う。 ・除去した石綿含有吹付け材等の保管、運搬、処分等（6.3.3） （ア）除去した石綿含有吹付け材等の保管は、次の（イ）によるほか、5.2.1[特別管理産業廃棄物の保管]による。また、運搬及び処分は、次の（ウ）及び（エ）によるほか、5.3.1[特別管理産業廃棄物の運搬及び処分の委託]による。なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、固形化又は安定化の方法、廃石綿等が含まれること等を記載する。 （イ）石綿含有吹付け材等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、廃石綿等の保管場所であることの表示を行う。なお、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに廃棄物処理法の「特別管理産業廃棄物保管基準」に基づき、保管する。 （ウ）石綿含有吹付け材等の運搬車及び運搬容器は、石綿含有吹付け材等が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いを掛けるなど飛散防止措置を講ずる。 （エ）石綿含有吹付け材等の処分は、次の（ａ）又は（ｂ）により、処分方法は特記による。 (a) 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 (b) 中間処理の場合は、都道府県知事等から設置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。 ・確認及び後片付け（6.3.4） （ア）関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 （イ）（ア）の確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。 （ウ）隔離シートの撤去に先立ち、高性能真空掃除機で養生面、床等の清掃を行う。 （エ）隔離シートに付着した石綿等の粉じんの際飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散防止処理剤を散布する。必要に応じて、粉じん飛散抑制剤を空気中に散布して、石綿を沈降させる。 （オ）隔離シートの撤去は、集じん・排気装置で十分に吸引・ろ過し、原則として、隔離空間内部の空気中の総繊維数濃度を測定して、石綿等の粉じんが処理されたことを確認した後に行う。 なお、床面の隔離シートの撤去は、（カ）の後、最後に行う。 （カ）隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物は６．３．２（２）により、飛散防止措置を講ずる。 （キ）隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物の保管、運搬及び処分は６．３．３による。 （ク）後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。 ・石綿含有保温材等の除去（6.4.1） 石綿含有保温材等の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、次により、除去方法は特記による。 （ア）破壊して除去する場合は、３節による。 （イ）原形のまま、手ばらしの場合は、6.4.2から6.4.5までによる。 なお、石綿含有保温材等が欠け、破損等した場合には、直ちにそれらをプラスチック袋に梱包し、高性能真空掃除機により清掃する。 （ウ）作業場の区画は、石綿含有保温材等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負圧不要）を行う。 ・工法（6.4.2） （ア）石綿含有保温材等の除去は、6.3.2（１）により、原形のまま、手ばらしで行う。 （イ）除去後の処理は、6.3.4（イ）による。 （ウ）除去した石綿含有保温材等の廃棄物は、6.3.2（２）により、飛散防止措置を講ずる。 ・除去した石綿含有保温材等の保管、運搬及び処分（6.4.3） 除去した石綿含有保温材等の保管、運搬及び処分は、6.3.3による。 ・確認及び後片付け（6.4.4） （ア）関係法令等に基づき、石綿等に関する意識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 （イ）（ア）の確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。 （ウ）養生シート等の撤去に当たっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤等を散布する。
5 石綿含有成形版等の除去 (6.5.1～6.5.4)	・石綿含有成板等の除去（6.5.1） 石綿含有成形板の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、原形のまま、手ばらしで行う。 なお、石綿含有成形板等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて作業場所の周辺の養生を行う場合は、特記による。 ・工法（6.5.2） （ア）石綿含有成形板の除去は、原形のまま、手ばらしで行う。 なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督職員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等を用いて作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。 （イ）除去した石綿含有成形板等の集積及び積込みに当たり、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努める。 （ウ）石綿含有成形板等は、湿潤化のうえ、原形のまま、丈夫なプラスチック袋等に入れるなど、飛散防止措置を講ずる。 ・除去した石綿含有成形板の保管、運搬及び処分（6.5.3） 除去した石綿含有成形板等の保管、運搬及び処分は、次による。 （ア）石綿含有成形板等の保管は、次の（イ）によるほか、4.2.1[建設廃棄物の保管]による。また、運搬及び処分は、次の（ウ）及び（エ）によるほか、4.3.1[建設廃棄物の運搬及び処分の委託]による。 なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、石綿含有産業廃棄物が含まれることを記載する。 （イ）石綿含有成形板等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シートで覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿含有産業廃棄物保管所であることの表示を行う。 なお、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき保管する。 （ウ）石綿含有成形板等の運搬車及び運搬容器は、石綿含有成形板等が飛散及び流出するおそれがないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止措置を講ずる。 （エ）石綿含有成形板等の処分は、次による。 (a) 石綿含有せっこうボードは、管理型最終処分場で埋立処分する。 (b) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等の処分は、埋立処分又は中間処理とし、適用は特記による。 ① 埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ② 中間処理の場合は、6.3.3（エ）（b）による。 ・確認及び後片付け（6.5.4） 確認及び後片付けは、次による。 （ア）関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 （イ）養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。
⑥ 石綿含有仕上塗材の除去 (6.6.1～6.5.5)	・石綿含有仕上塗材の除去（6.6.1） 石綿含有仕上塗材の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき除去することとし、除去工法は特記による。なお、設計図書に定められた工法による除去が困難な場合は、監督職員と協議する。 ・作業場の区画（6.6.2） 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。 ・工法（6.6.3） 工法は、次による。 （ア）石綿含有仕上塗材の除去は、高圧水洗工法や剥離剤を用いる工法等により、湿潤化した状態で行う。 （イ）電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、除去する石綿含有仕上塗材を常時湿潤化した状態で作業を行う。 なお、湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用するなど、粉じんの発散を防止する。 （ウ）除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により、二重で梱包する。 ・除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分（6.6.4） 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分は、6.5.4による。ただし、汚泥として処理が必要な場合は、特記による。 ・確認及び後片付け（6.6.5） 確認及び後片付けは、6.5.4による。

【参考】石綿飛散及びばく露防止対策の概要

・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和３年３月）
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課・環境省 水・大気環境局 大気環境課　参照

石綿含有建材除去等の工法	切断等による除去				切断等によらない除去			封じ込め、囲い込み		除　去				除　去				石綿含有建材除去等の工法
建築材料の種類	石綿含有吹付け材【レベル１】		石綿含有保温材等【レベル２】		屋根用折半裏断熱材	石綿含有保温材等【レベル２】	配管保温材	石綿含有吹付け材【レベル１】 石綿含有保温材等【レベル２】		石綿含有成形板等【レベル３】				石綿含有仕上塗材【レベル３相当】				建築材料の種類
										石綿含有成形板等		石綿含有ケイカル板 第１種						
								切断等あり	切断等なし	切断等あり	切断等なし	切断等あり	切断等なし	切断等あり（電動工具使用）《隔離養生等》		切断等あり（電動工具なし）《湿潤化》		
飛散防止方法	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法（※１）	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法（※１）	断熱材を折半につけたまま除去	湿潤化して原形のまま取り外し	非石綿部での切断除去	作業場を負圧隔離養生等	作業場を隔離養生（※２）	湿潤化等	原形のまま取り外し	隔離養生等（負圧不要）	原形のまま取り外し	（例）ディスクグラインダー工法	（例）集塵装置付きディスクグラインダー工法	（例）高圧水洗工法	（例）剥離剤併用手工具ケレン工法	飛散防止方法
事前調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事前調査
事前調査結果の報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事前調査結果の報告
事前調査結果の備付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事前調査結果の備付
作業計画の作成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	作業計画の作成
法令等に基づく届出	○	○	○	○	○	○	安衛法・石綿則は必要	○	○	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	（不要）	法令等に基づく届出
事前調査結果の掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事前調査結果の掲示
作業実施の掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	作業実施の掲示
喫煙・飲食禁止掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	喫煙・飲食禁止掲示
作業主任者の専任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	作業主任者の専任
特別教育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特別教育
保護具着用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	保護具着用
関係者以外の作業場への立入禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	関係者以外の作業場への立入禁止
隔離	負圧隔離養生	グローブバック	負圧隔離養生	グローブバック	隔離養生（負圧不要）	隔離養生（負圧不要）		負圧隔離養生	隔離養生（負圧不要）			隔離養生（負圧不要）		隔離養生（負圧不要）	同等の要件を満たす場合不要			隔離
セキュリティーゾーンの設置	○							○										セキュリティーゾーンの設置
負圧の確保、集じん排気装置の設置	○	高性能真空掃除機	○	高性能真空掃除機				○										負圧の確保、集じん排気装置の設置
機器による漏えいの確認	○	必要に応じて	○	必要に応じて				○										機器による漏えいの確認
負圧の確認	○		○					○										負圧の確認
湿潤化	○（常時）	○（常時）	○（常時）	○（常時）	○（常時）	○（常時）		○（常時）	○（常時）	○（常時）	（実施が望ましい）	○（常時）	（実施が望ましい）	○（常時）	同等の要件を満たす場合不要	○（常時）	○（常時）	湿潤化
清掃	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	清掃
取り残し等の確認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	取り残し等の確認
粉じん飛散防止処理	○	○	○	○	○	○		○	○									粉じん飛散防止処理
隔離解除のための粉じん飛散状況の確認	○		○					○										隔離解除のための粉じん飛散状況の確認
各種記録・保管	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各種記録・保管
（飛沫防止等の養生）																（※３）	（※３）	（飛沫防止等の養生）
（床防水養生）																（※３）		（床防水養生）
（汚染水処理）																（※３）		（汚染水処理）

【凡例】上記の ○ 印は、法令上求められる措置を示す。

（※１）局所的に使用するグローブバック工法
（※２）負圧不要
（※３）適切な石綿飛散防止対策の徹底を図るために必要な措置

注　意　事　項	備　　考
１　「負圧不要」とされているものについても、劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。 ２　劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが困難な場合は、切断等による工法で除去を行う、 ３　内装仕上げに用いられる石綿含有ひる石吹付け材及び石綿含有パーライト吹付け材については、大気汚染防止法における「吹付け石綿」及び石綿則における「吹き付けられた石綿」に分類されることから、石綿含有仕上塗材に含まれない。	１　「同等の要件を満たす場合」とは、少なくとも、以下に掲げる全ての事項を満足すること。 ・集じん機能を備えたカバー付きの工具であること。 ・集じん装置はHEPAフィルタを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと。 ・当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の総繊維濃度が0.15本/cm3（作業環境の石綿管理濃度）を下回ることが示されていること。 ２　石綿含有ケイカル板（第１種）を切断等する際の隔離養生については、特記による。特記がない場合は、次による。 屋内で隔離養生（負圧不要）を行う場合は、天井裏や壁に隙間がないことを確認の上、隙間が認められる場合はあらかじめプラスチックシート等で養生する。 また、開口部や吹出口等については目張りし、出入口はプラスチックシート等を垂らして飛散を防止する。床面についても、プラスチックシート等で養生する。 （壁面についても、プラスチックシート等で養生することが望ましい。）

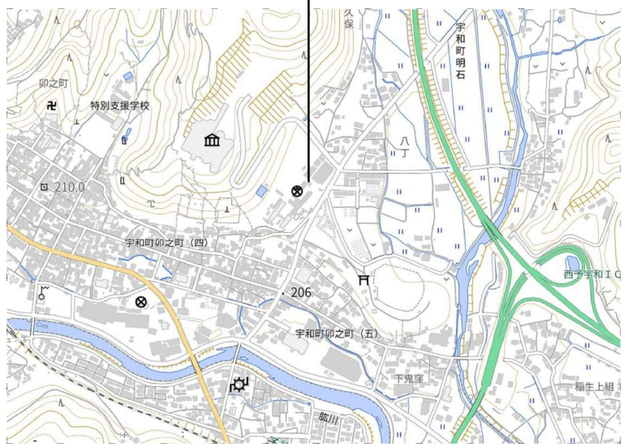

付近見取図　NonScale

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	付近見取図　配置図	S=1/600	A-13	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 １級建築士　酒 井 久 和

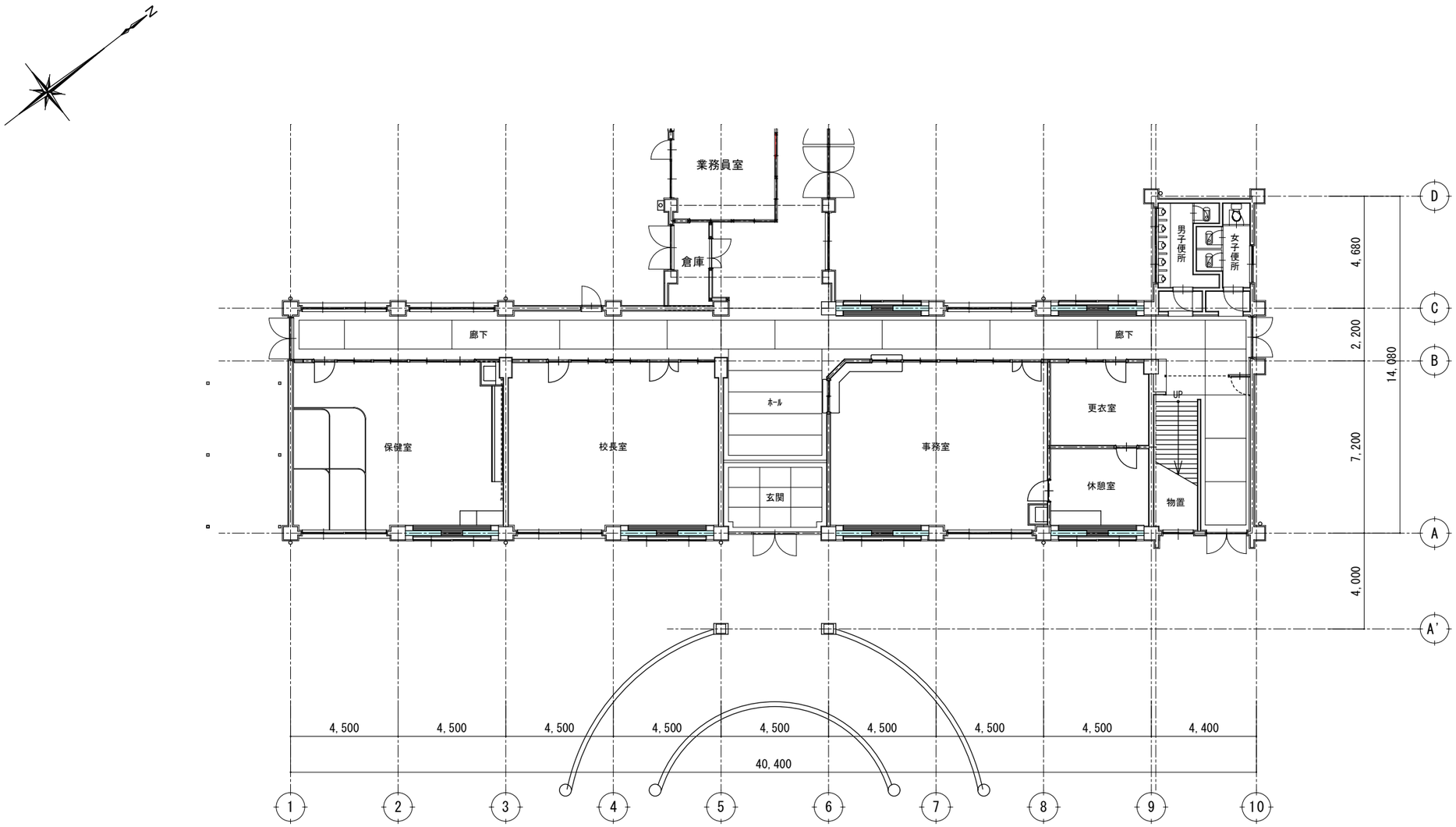

1階平面図　S=1/200

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ･車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型:高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付	庇天端･裏:高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	本館　1階平面図	S=1/200	A-14	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒 井 久 和

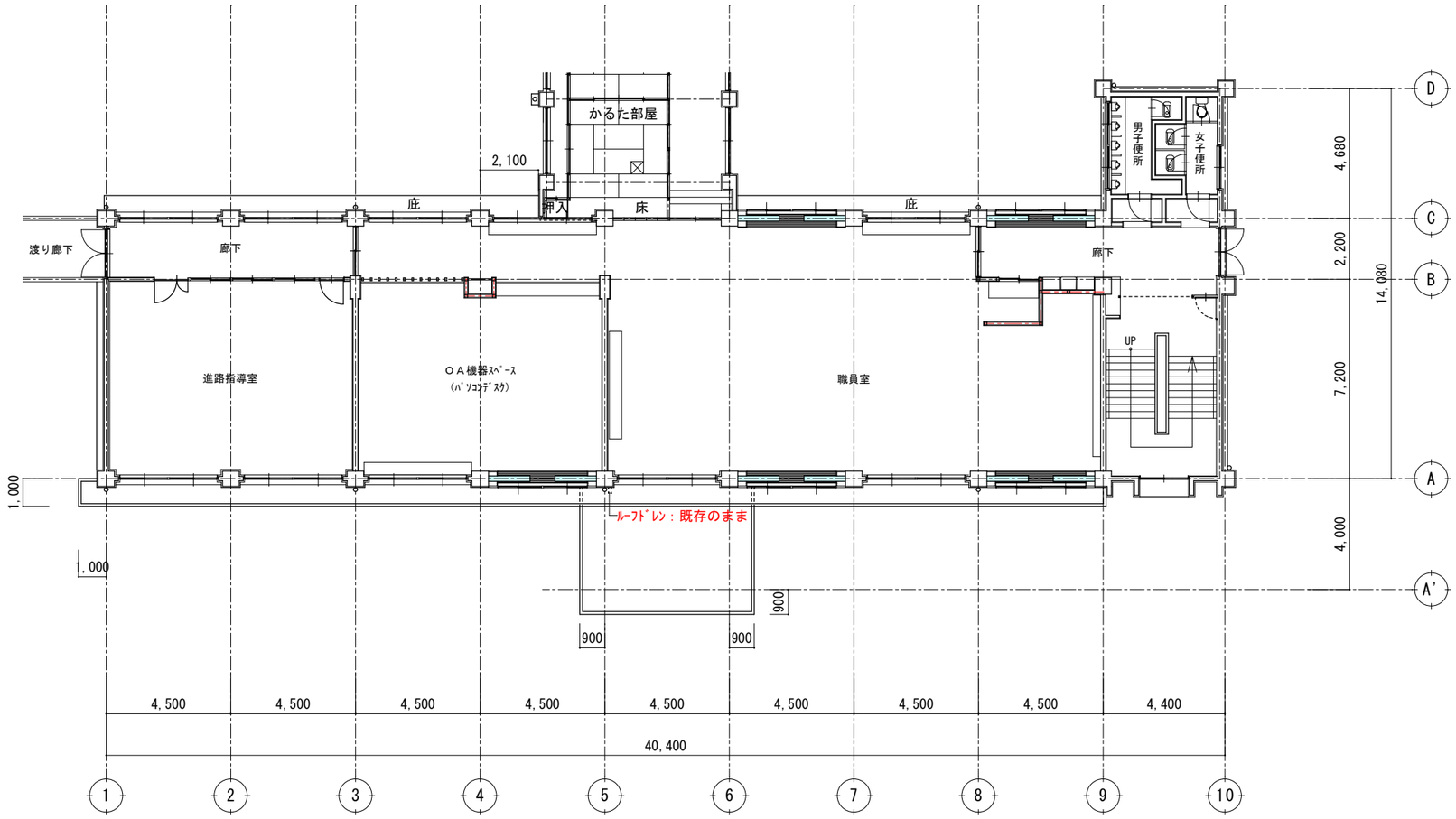

2階平面図　S=1/200

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ･車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型:高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付	庇天端･裏:高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	本館　2階平面図	S=1/200	A-15	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒 井 久 和

※エアコンの配管はリース会社が施工

3階平面図　S=1/200

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ･車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型:高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付	庇天端･裏:高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	本館　3階平面図	1／200	A-16	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 １級建築士　酒 井 久 和

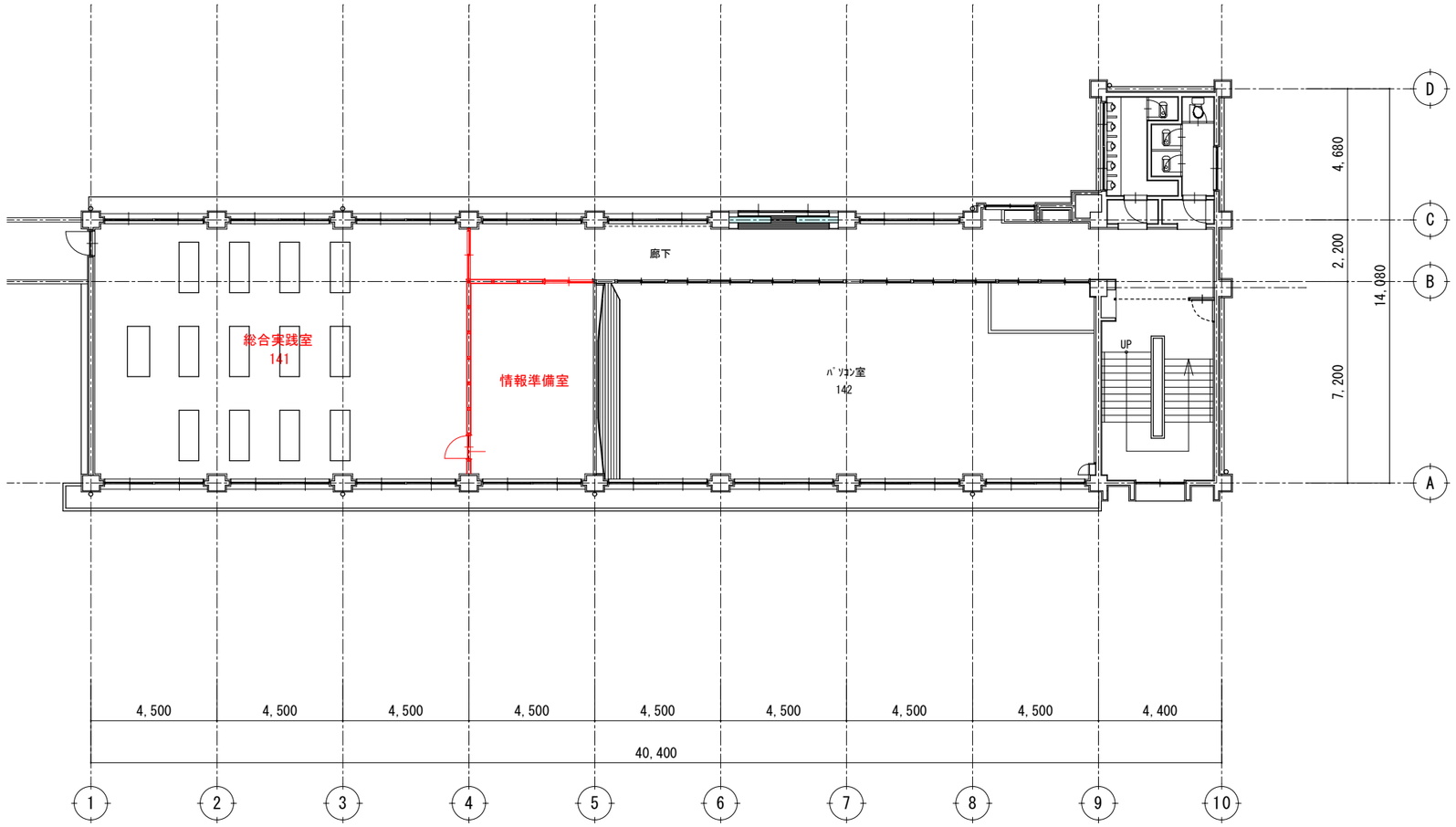

4階平面図　S=1/200

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ･車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型:高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付	庇天端･裏:高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	本館　4階平面図	1／200	A-17	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒 井 久 和

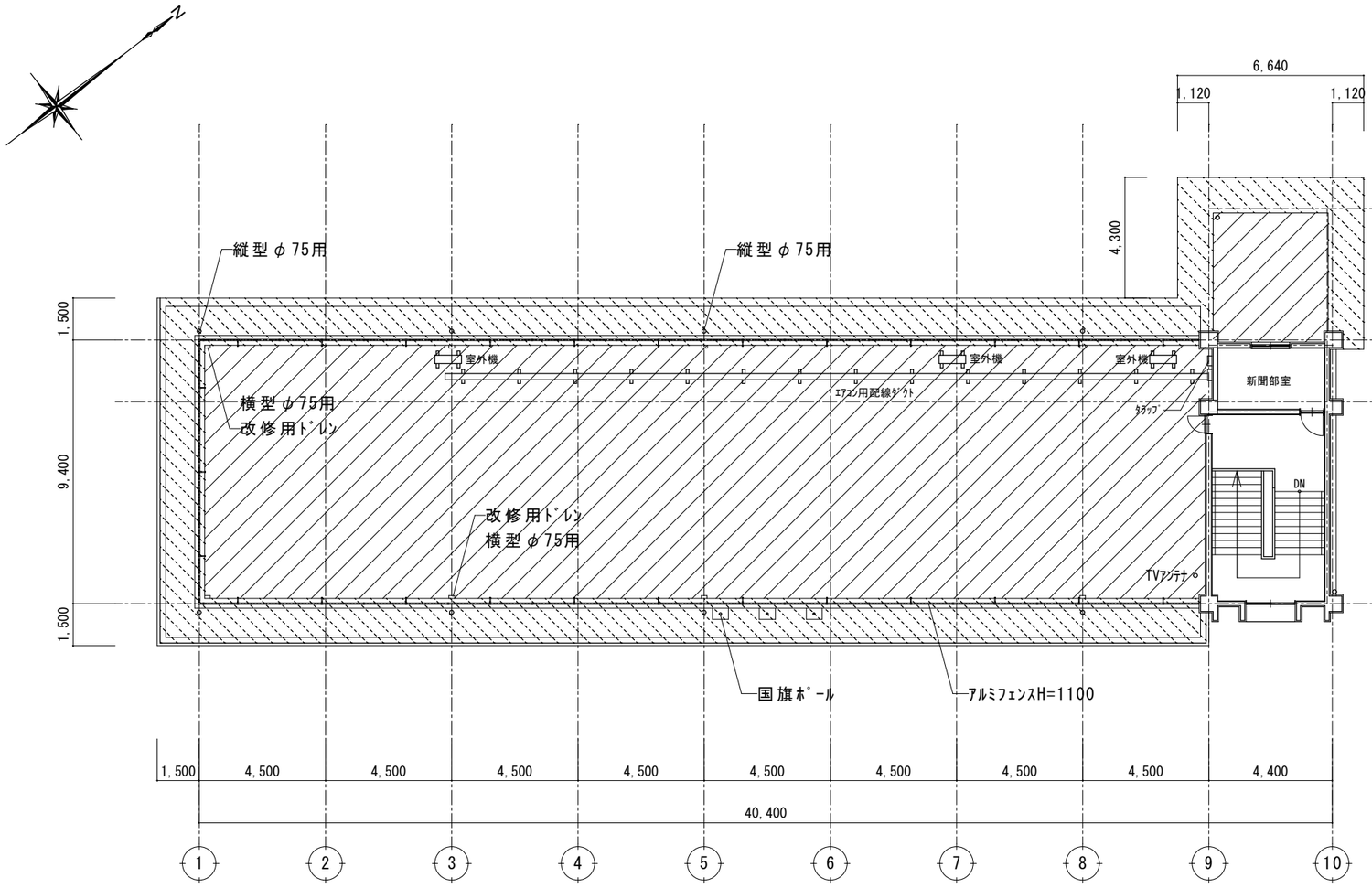

シート防水(S-M2)

塗膜防水(X-2)

R階平面図　S=1/200

特記：室外機及び配線ダクトの取外し、再取付は防水改修工事に含む（リース会社施工）

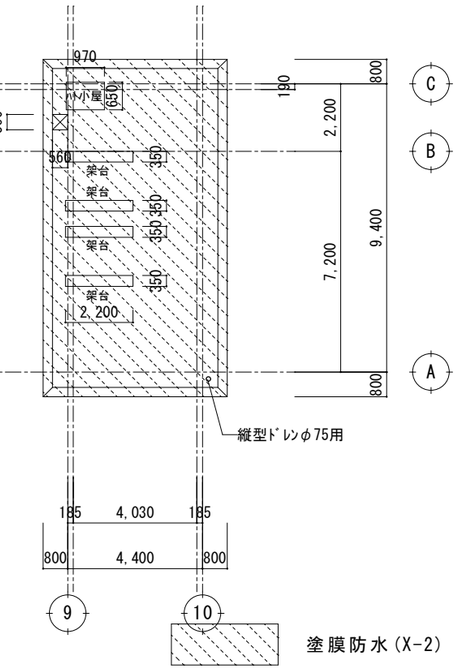

塗膜防水(X-2)

PHR階平面図　S=1/200

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ポーチ・車寄	モルタル塗り	既存のまま
基礎	モルタル刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形セメント板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型：高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型：高圧水洗の上、吹付タイルRE
庇	庇鼻セラスキン吹付　パラペット笠木モルタル磨き庇上　防水モルタル仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付タイルRE
軒裏	モルタル刷毛引きリシン吹付	庇天端・裏：高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	シート防水PHF階：ウレタン塗膜防水(X-2)	シート防水PHF階：ウレタン塗膜防水(X-2)

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	本館　R・PHR階平面図	1／200	A-18	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 １級建築士　酒 井 久 和

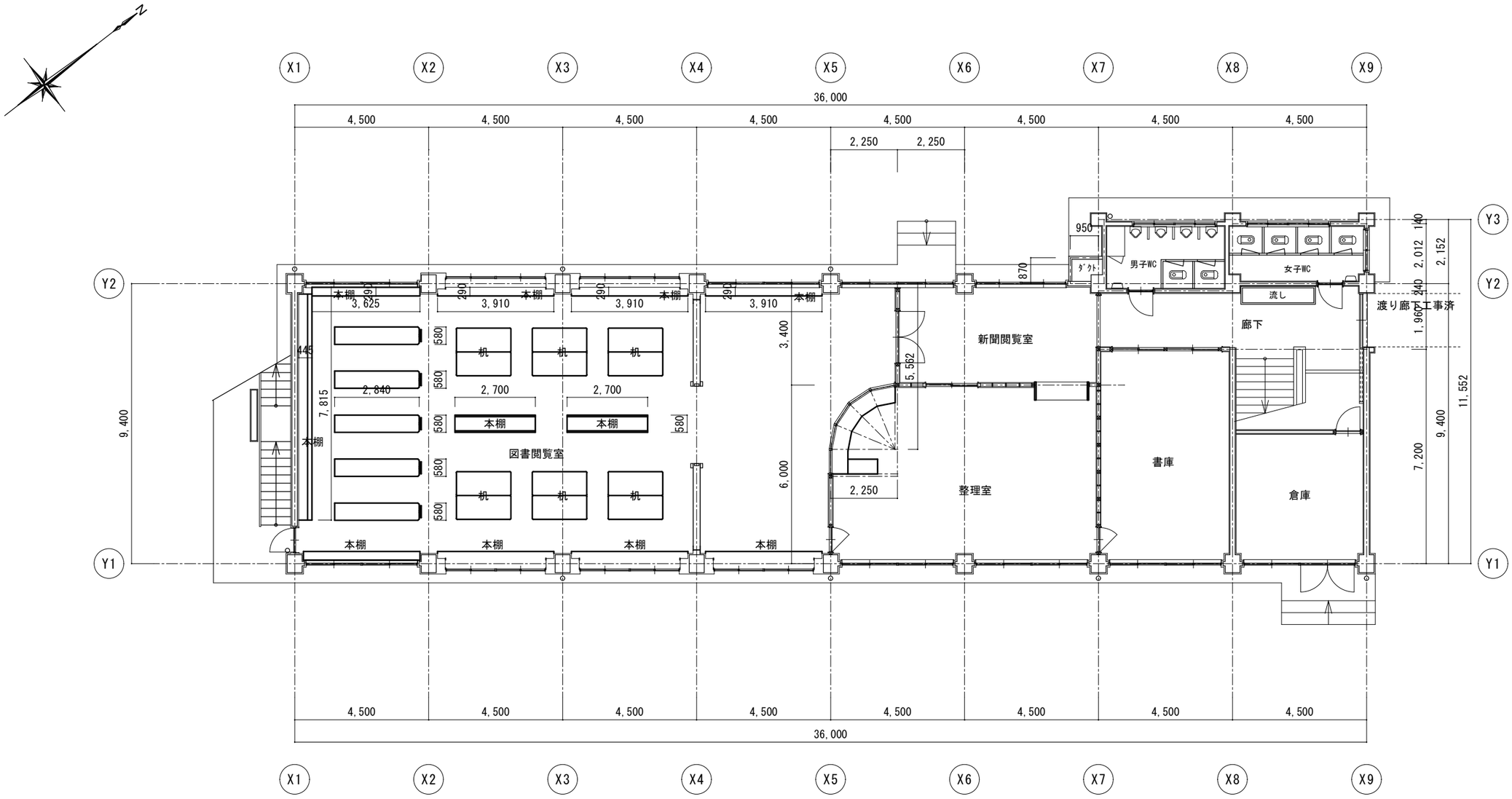

1階平面図　S=1/150

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型:高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付	庇天端･裏:高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	第1教棟　1階平面図	S=1/150	A-19	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒 井 久 和

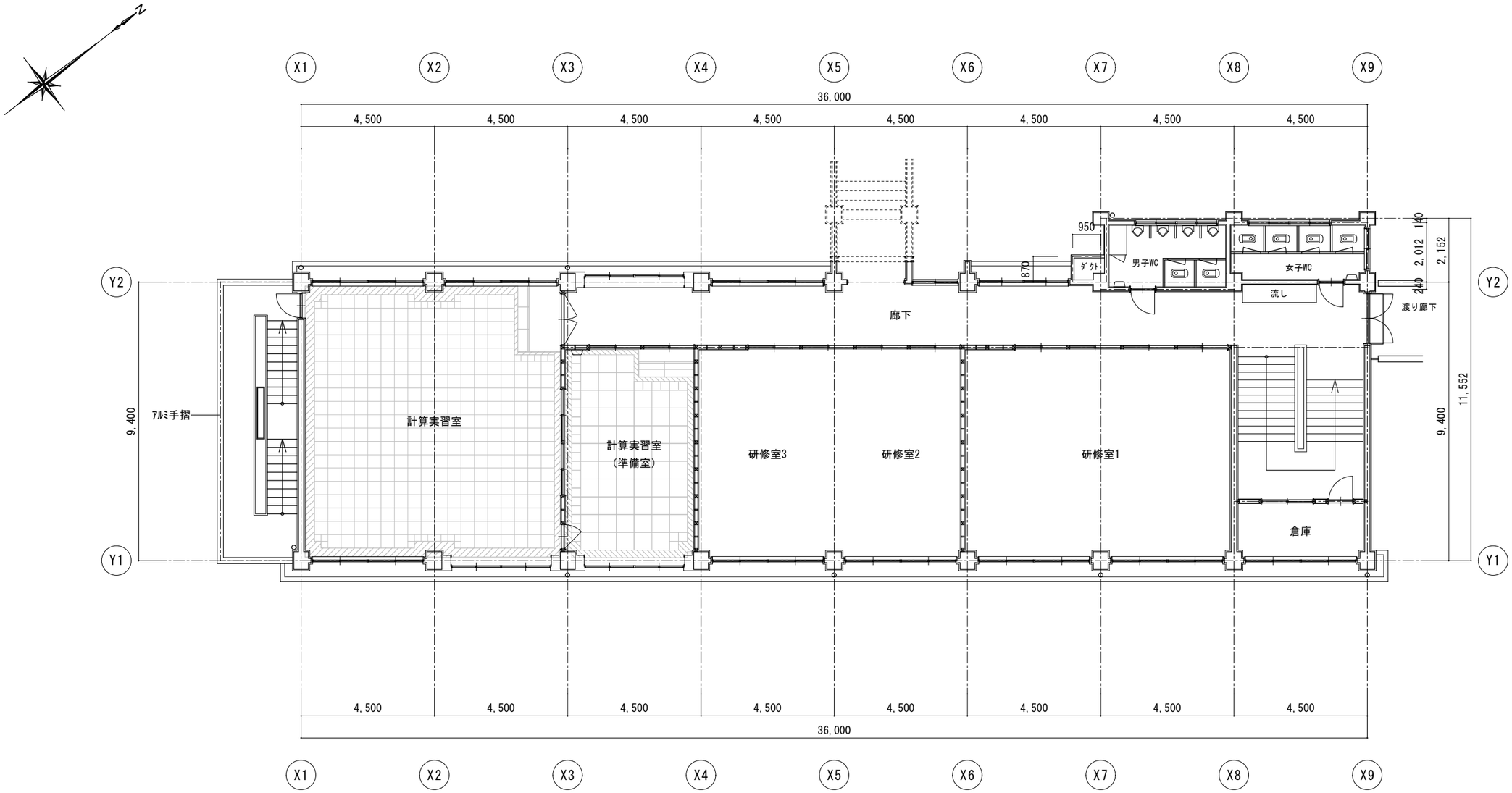

2階平面図　S=1/150

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型：高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付	庇天端・裏：高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	第1教棟　2階平面図	S=1/150	A-20	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒 井 久 和

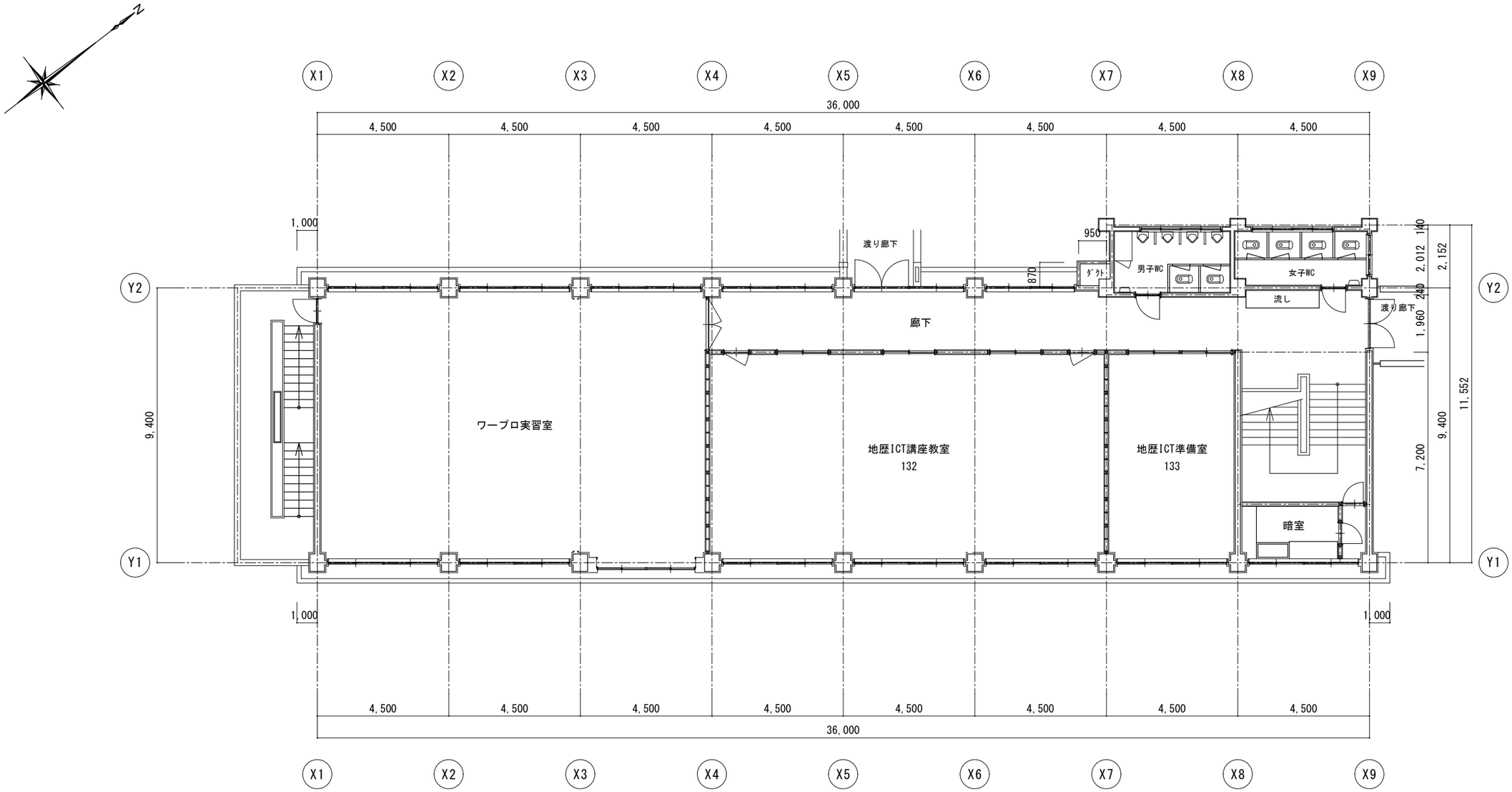

3階平面図　S=1/150

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型:高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付	庇天端･裏:高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	第1教棟　3階平面図	S=1/150	A-21	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒 井 久 和

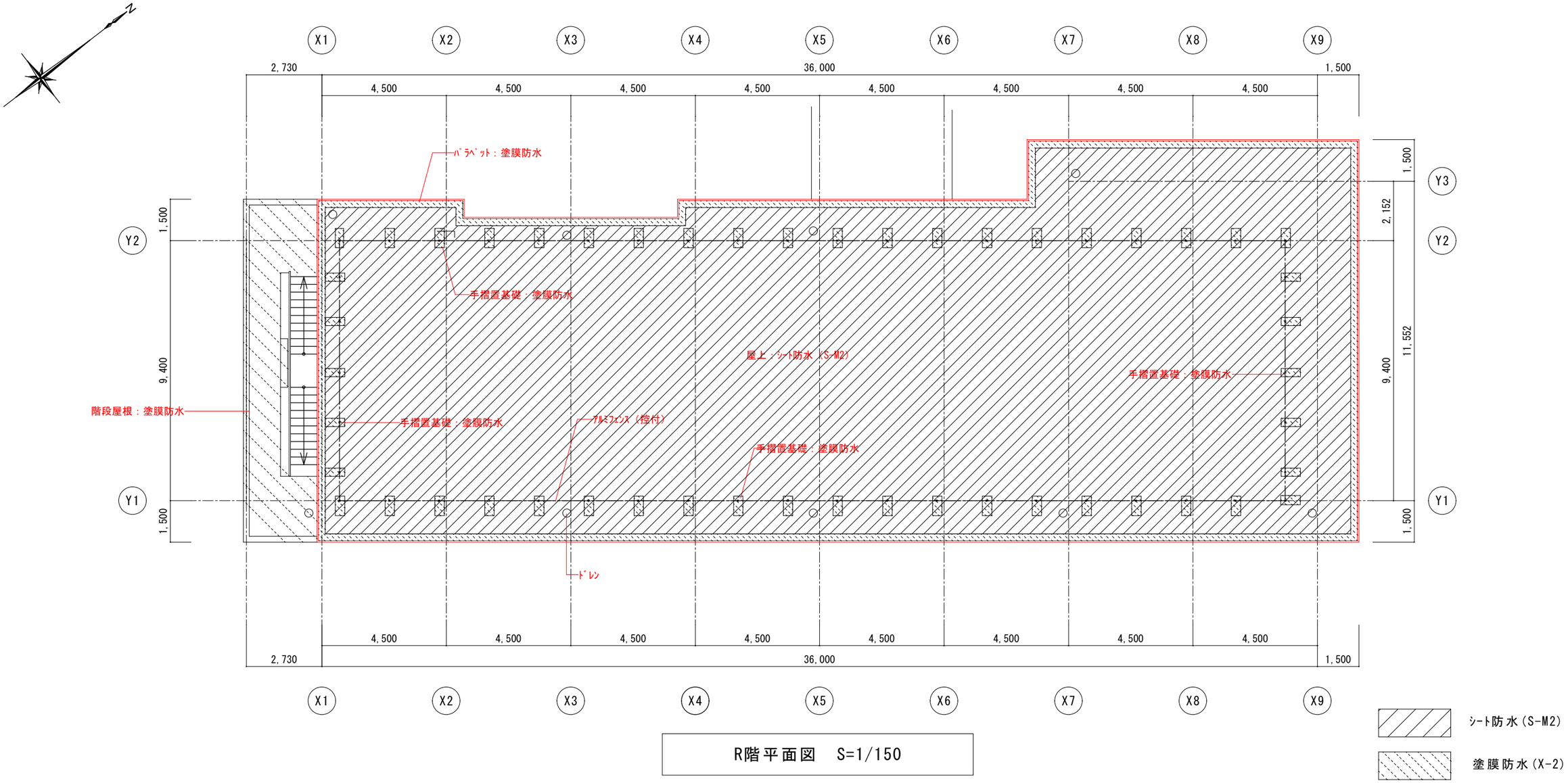

R階平面図　S=1/150

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ポーチ	モルタル塗り	既存のまま
基礎	モルタル刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形セメント板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型：高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型：高圧水洗の上、吹付タイルRE
庇	庇鼻セラスキン吹付　パラペット笠木モルタル磨き庇上　防水モルタル仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付タイルRE
軒裏	モルタル刷毛引きリシン吹付	庇天端・裏：高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	シート防水PHF階：ウレタン塗膜防水（X-2）	シート防水PHF階：ウレタン塗膜防水（X-2）

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	第1教棟　R階平面図	S=1/150	A-22	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒井久和

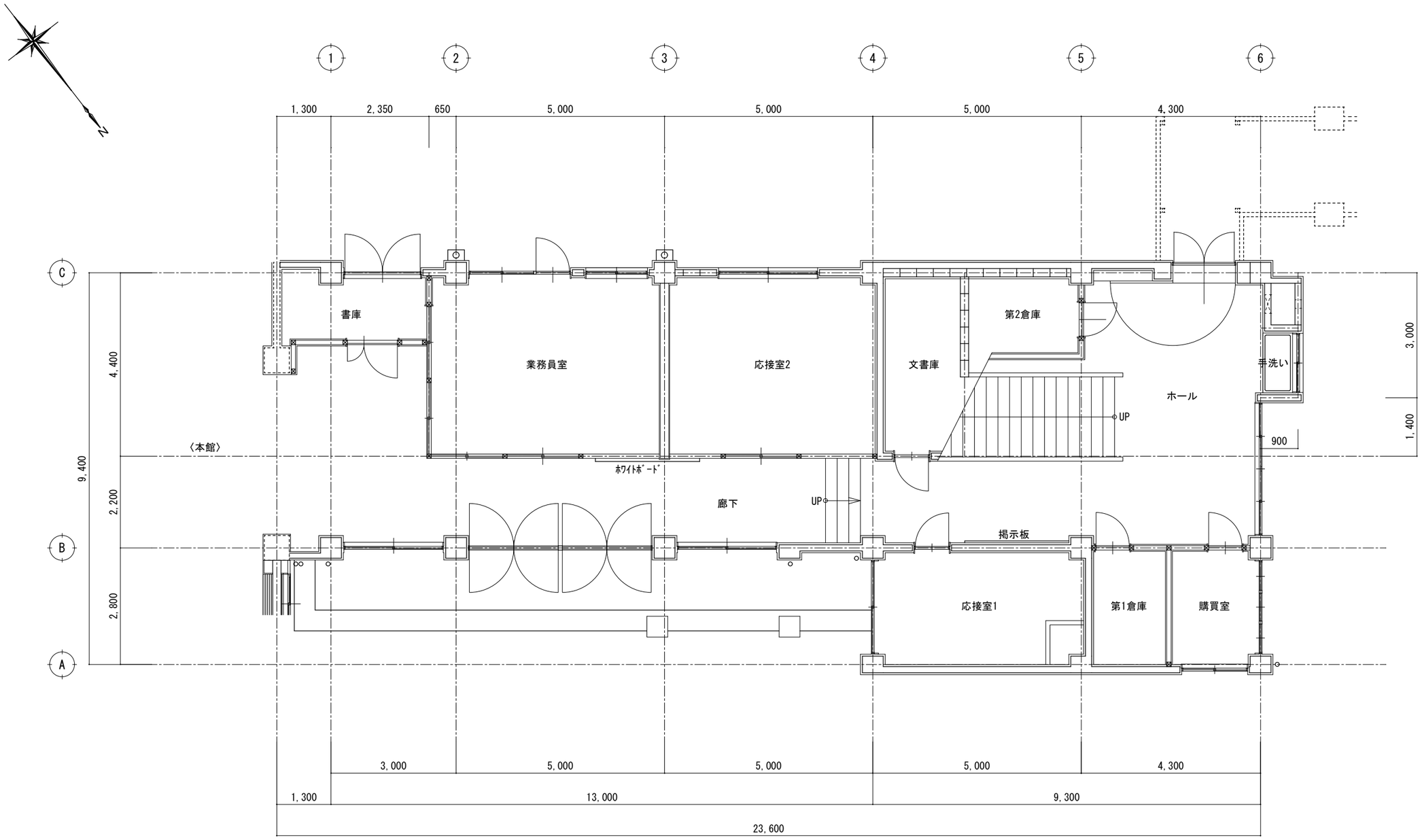

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型:高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付	庇天端･裏:高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

1階平面図　1/100

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	昇降棟　1階平面図	S=1/100	A-23	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒 井 久 和

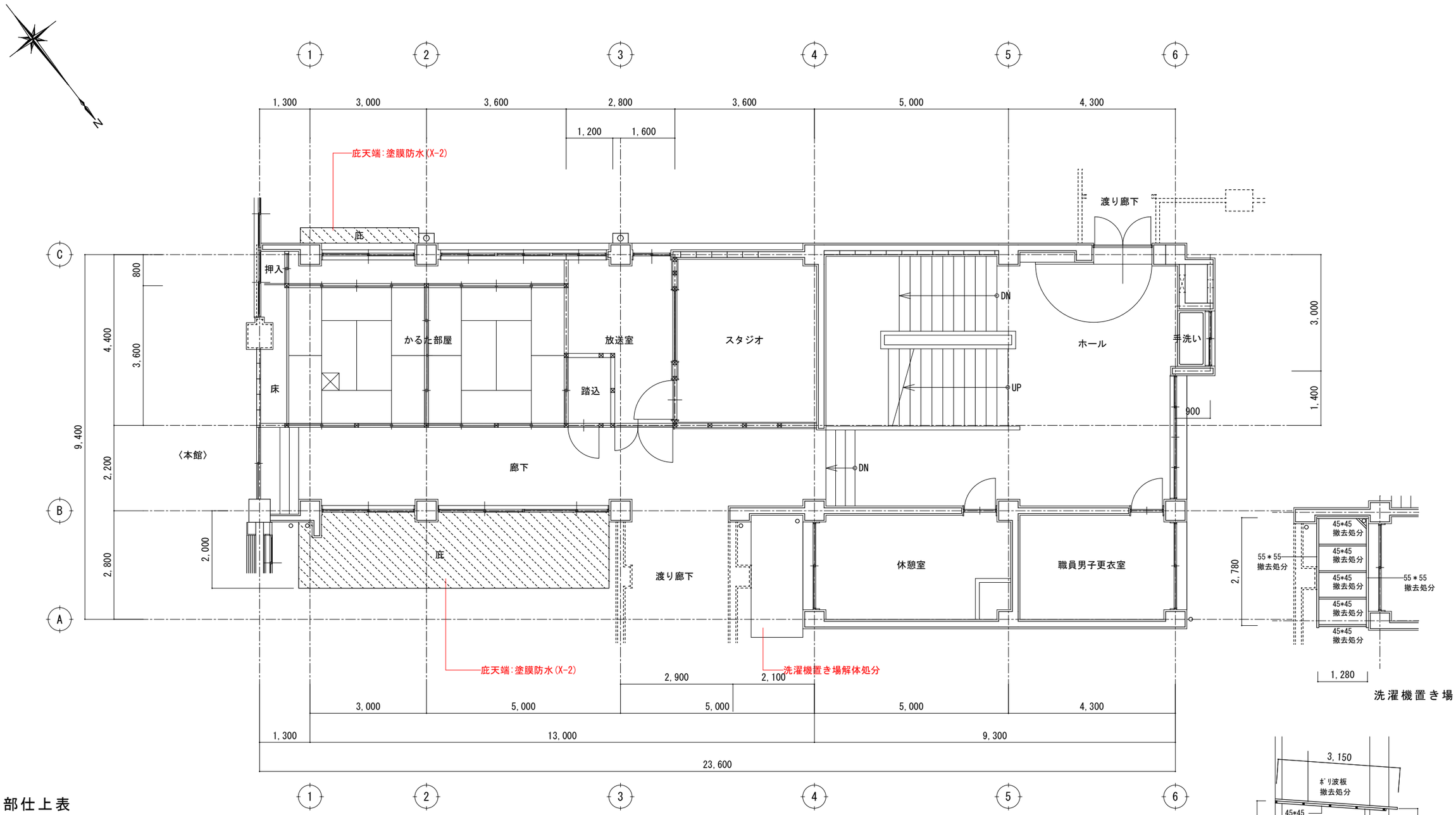

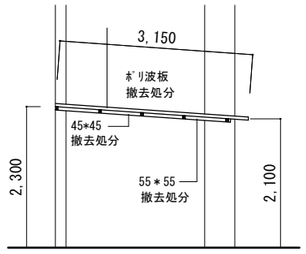

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ･車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型:高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付	庇天端･裏:高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

2階平面図　1/100

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	昇降棟　2階平面図	S=1/100	A-24	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒井久和

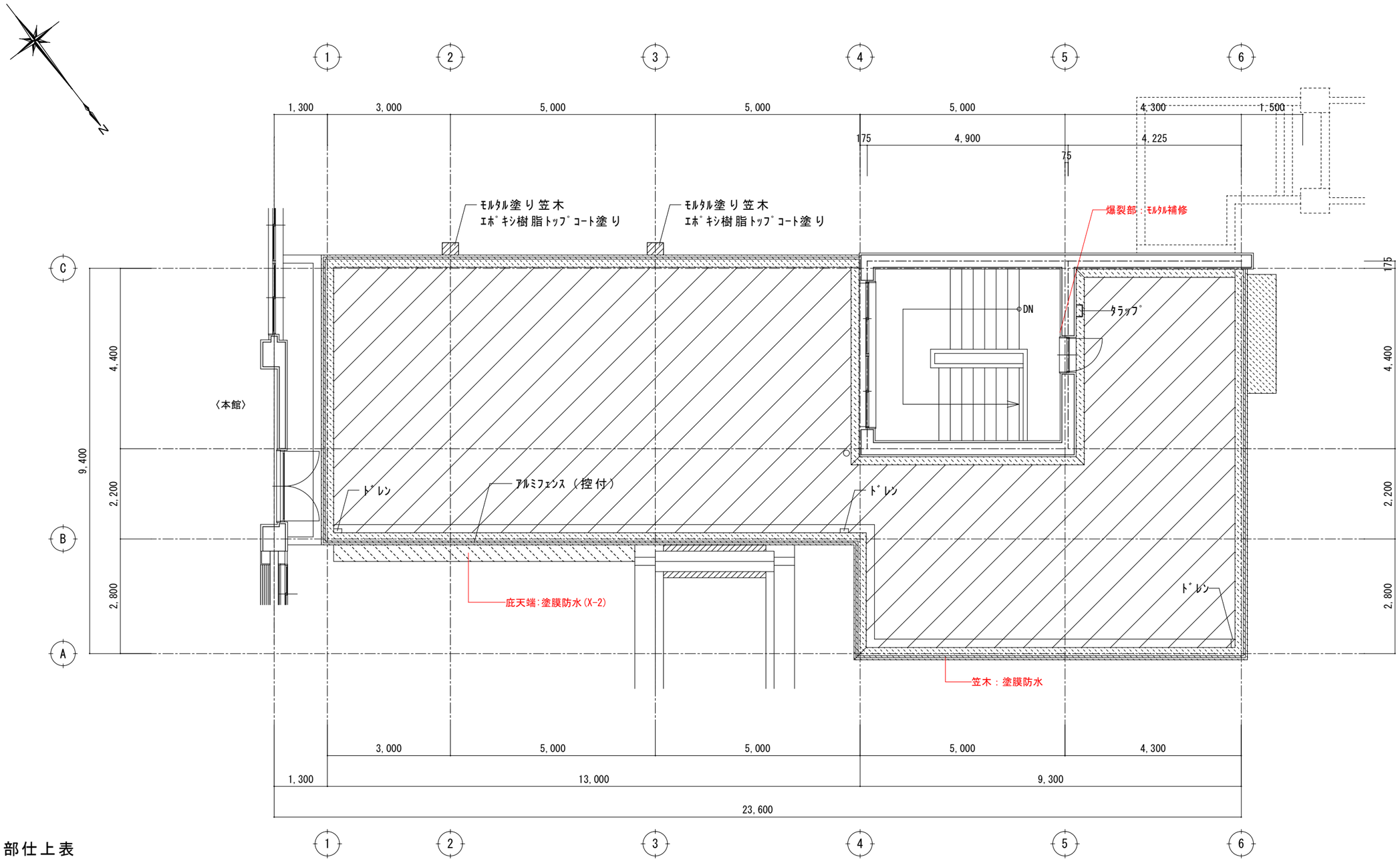

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ポーチ・車寄	モルタル塗り	既存のまま
基礎	モルタル刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形セメント板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型:高圧水洗の上、吹付タイルRE
庇	庇鼻セラスキン吹付　パラペット笠木モルタル磨き庇上　防水モルタル仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付タイルRE
軒裏	モルタル刷毛引きリシン吹付	庇天端・裏:高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	シート防水PHF階：ウレタン塗膜防水(X-2)	シート防水PHF階：ウレタン塗膜防水(X-2)

R階平面図　1/100

シート防水(S-M2)

塗膜防水(X-2)

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	昇降棟　R階平面図	S=1/100	A-25	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒井久和

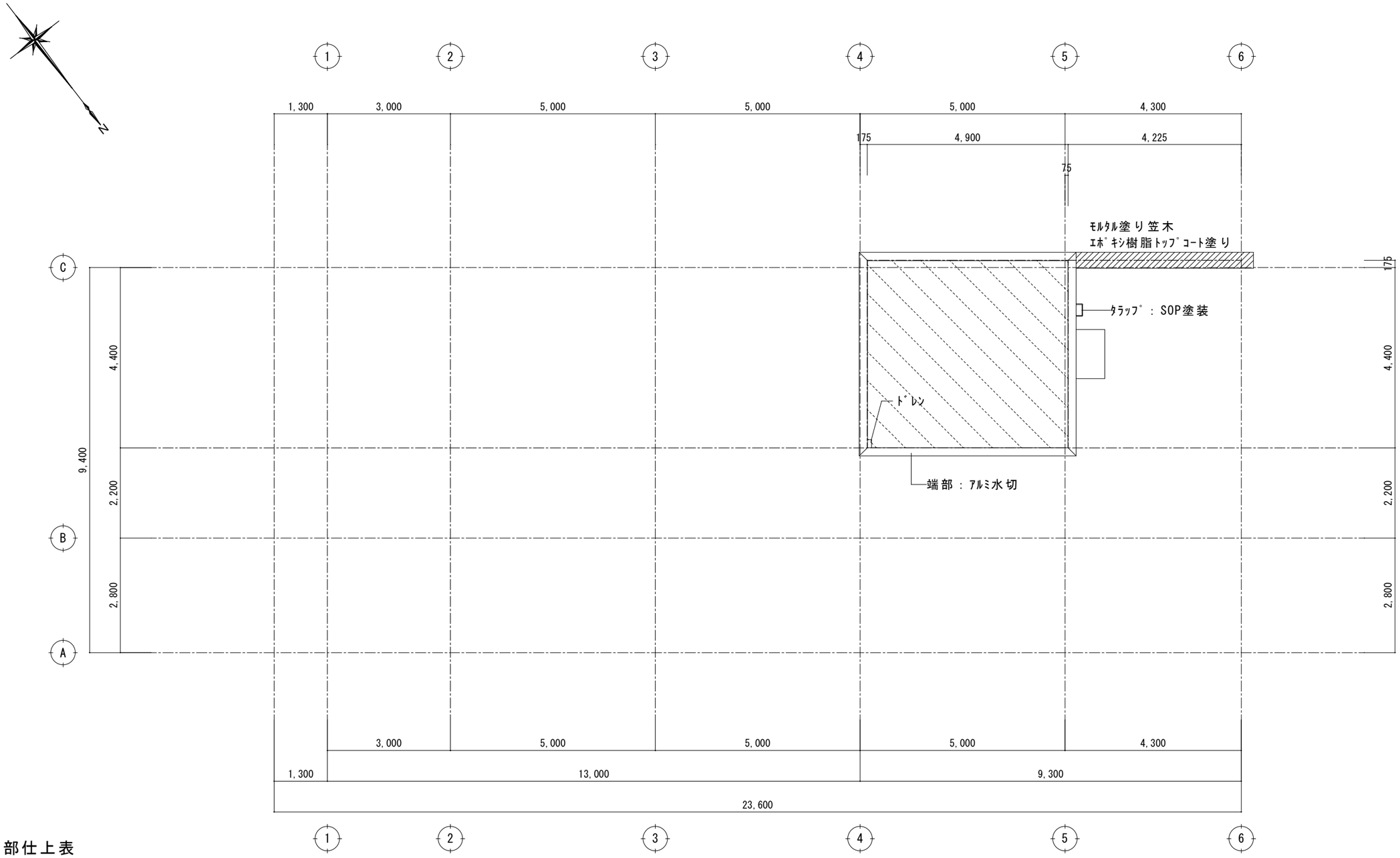

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ポーチ・車寄	モルタル塗り	既存のまま
基礎	モルタル刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形セメント板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型：高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型：高圧水洗の上、吹付タイルRE
庇	庇鼻セラスキン吹付　パラペット笠木モルタル磨き庇上　防水モルタル仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付タイルRE
軒裏	モルタル刷毛引きリシン吹付	庇天端・裏：高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	シート防水PHF階：ウレタン塗膜防水(X-2)	シート防水PHF階：ウレタン塗膜防水(X-2)

RHR階平面図　1/100

塗膜防水(X-2)

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	昇降棟　RHR階平面図	S=1/100	A-26	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 １級建築士　酒 井 久 和

〈改修前〉

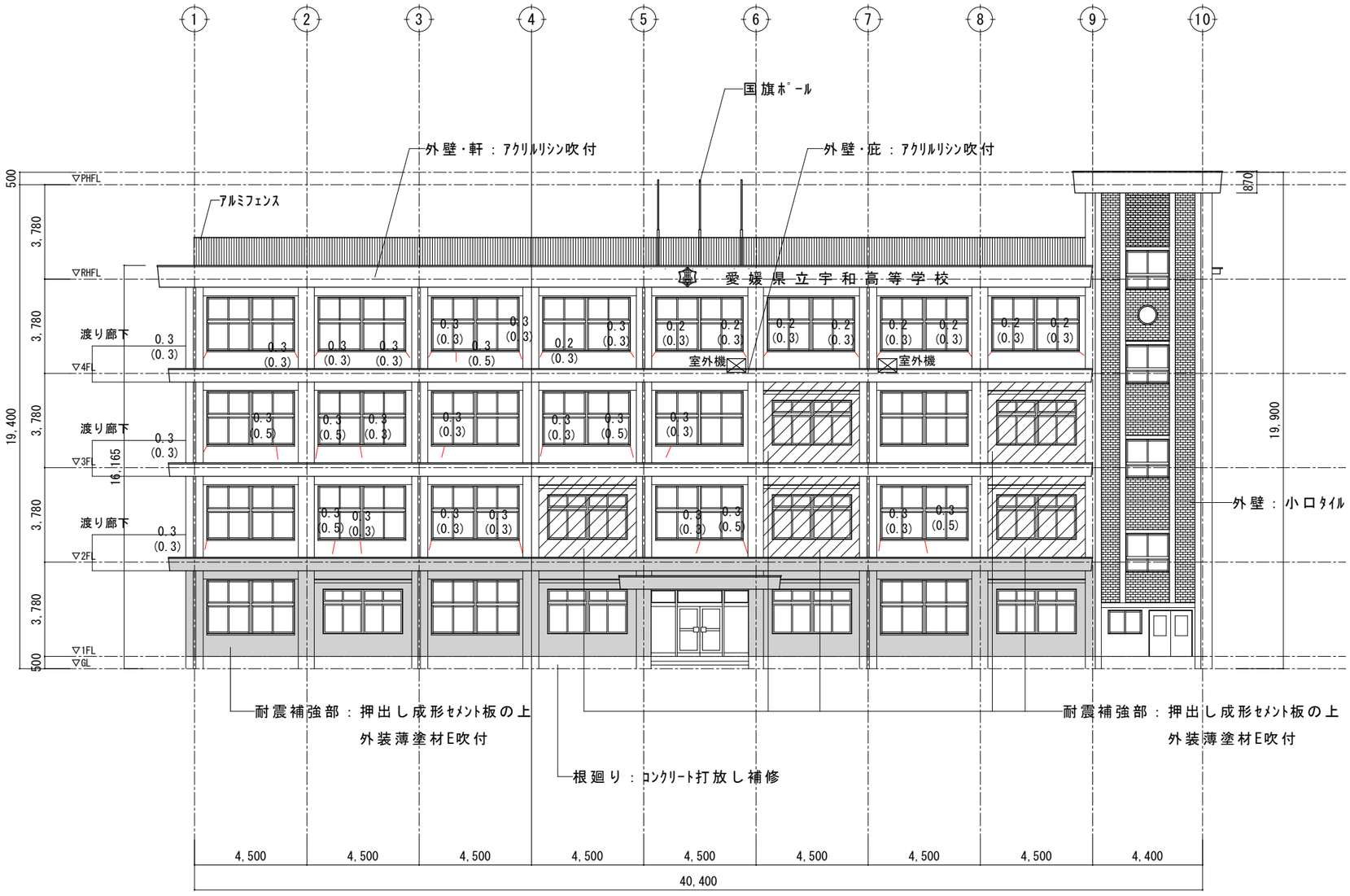

東側立面図　1/200

ｸﾗｯｸ

階	幅	長さ
4	0.3	0.3
	0.3	0.3
	0.3	0.3
	0.3	0.3
	0.3	0.3
	0.3	0.5
	0.3	0.3
	0.2	0.3
	0.3	0.3
	0.2	0.3
	0.2	0.3
	0.2	0.3
	0.2	0.3
	0.2	0.3
	0.2	0.3
	0.2	0.3
3	0.3	0.3
	0.3	0.5
	0.3	0.5
	0.3	0.3
	0.3	0.3
	0.3	0.3
	0.3	0.5
	0.3	0.3
	0.3	0.3
2	0.3	0.5
	0.3	0.3
	0.3	0.3
	0.3	0.3
	0.3	0.3
	0.3	0.5
	0.3	0.3
	0.3	0.5

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ･車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型:高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付	庇天端･裏:高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

——— クラック（0.2以上～1.0未満）
（自動低圧樹脂注入工法）

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	本館　東側立面図（改修前）	1／200	A-27	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒井久和

〈改修後〉

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ・車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型：高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き　ﾘｼﾝ吹付	庇天端・裏：高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	ｼｰﾄ防水　PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水　PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

東側立面図　1/200

改修仕上を示す

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	本館　東側立面図（改修後）	1／200	A-28	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 １級建築士　酒 井 久 和

〈改修前〉

西側立面図　1/200

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ・車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部 : 押出成形ｾﾒﾝﾄ板 (t=60) 張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部 : 既存のまま
	1階:外装薄塗材E (砂壁状) 吹付	1階:外装薄塗材E (砂壁状) 吹付部既存のまま
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型:高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付 : 高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付	庇天端・裏:高圧洗浄の上、塗膜防水 (X-2)
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階 : ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水PHF階 : ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	本館　西側立面図 (改修前)	1／200	A-29	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 １級建築士　酒 井 久 和

〈改修後〉

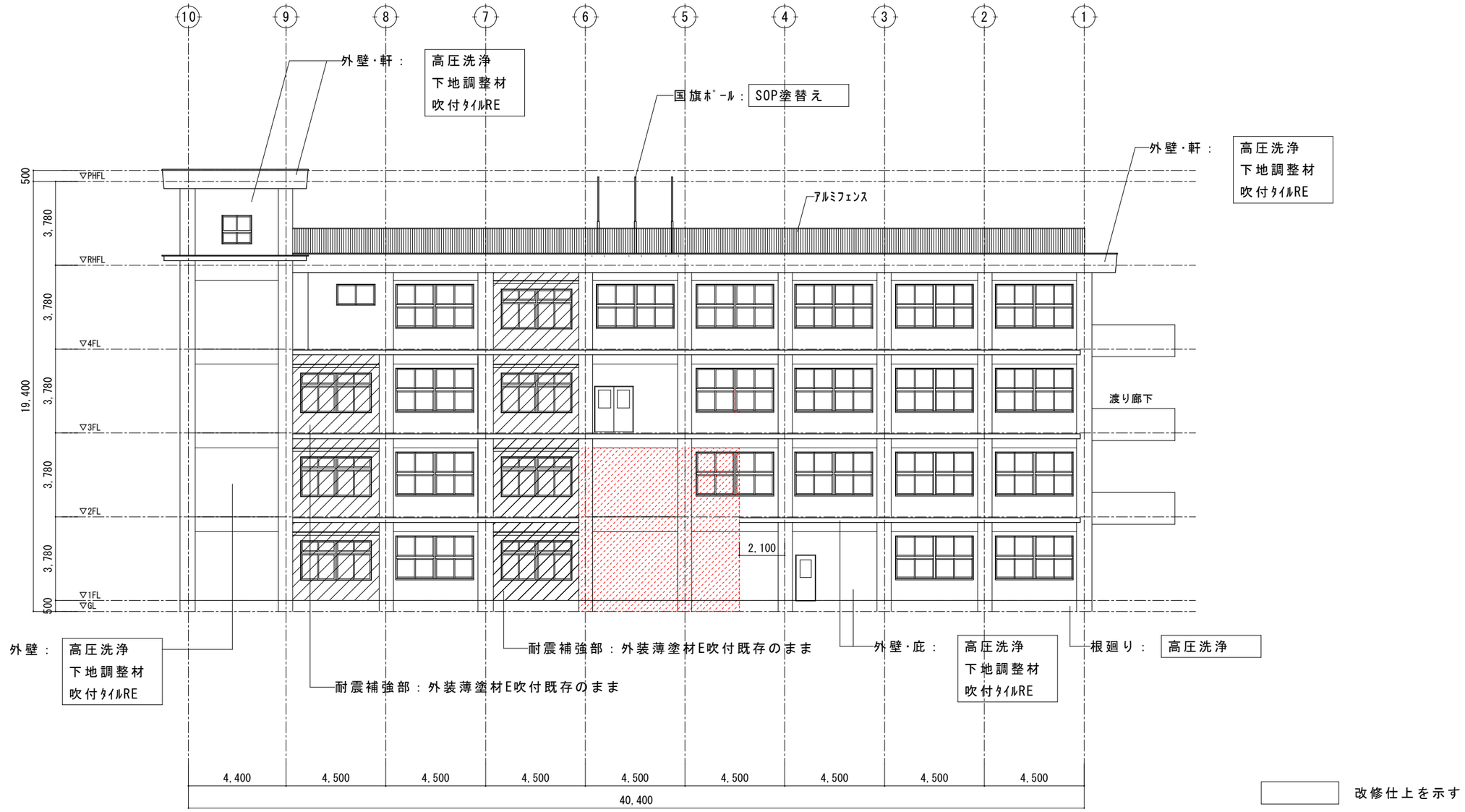

改修仕上を示す

西側立面図　1/200

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ・車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型：高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付	庇天端・裏：高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	本館　西側立面図（改修後）	1／200	A-30	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 １級建築士　酒 井 久 和

〈改修前〉

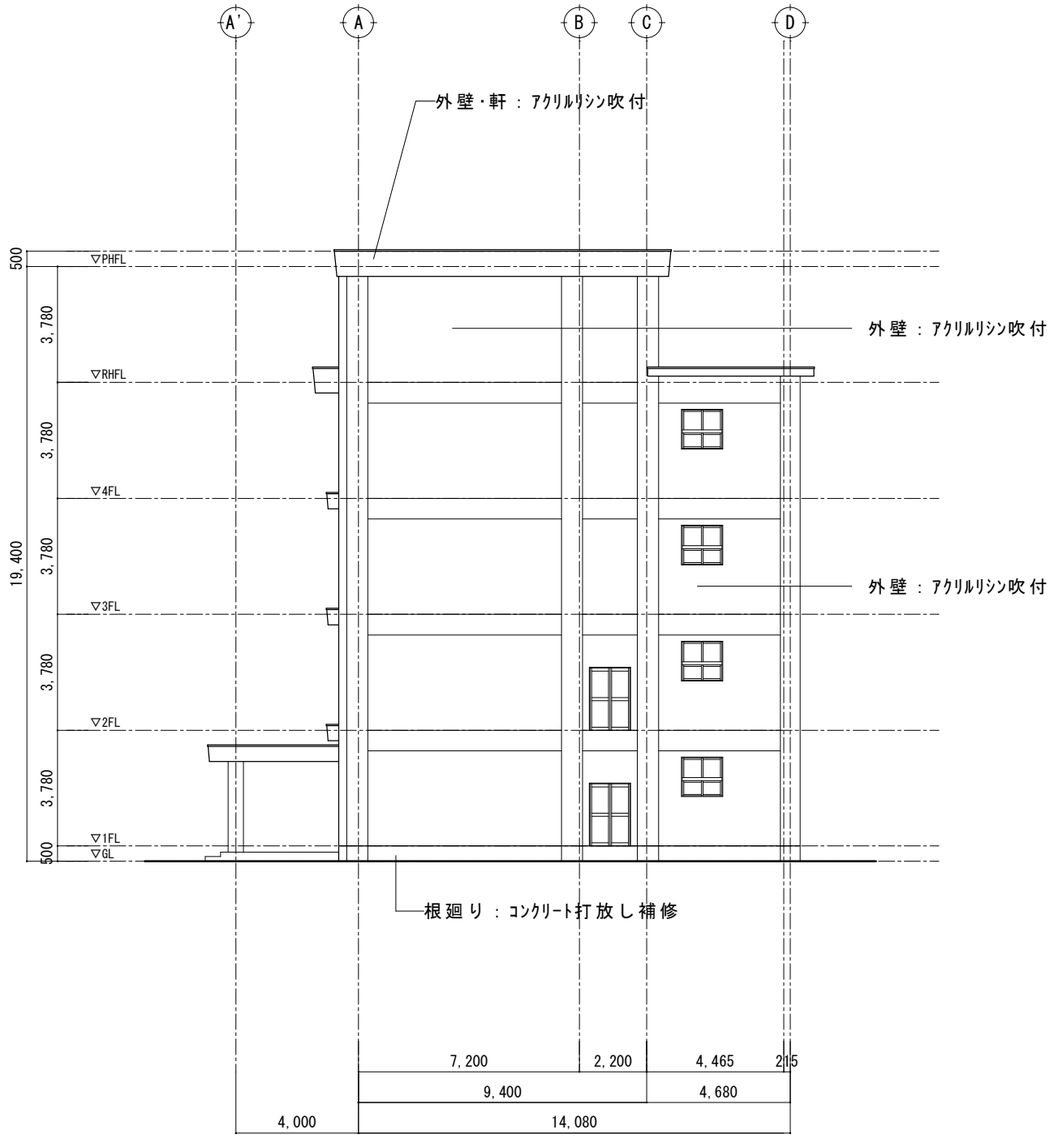

北側立面図　1/200

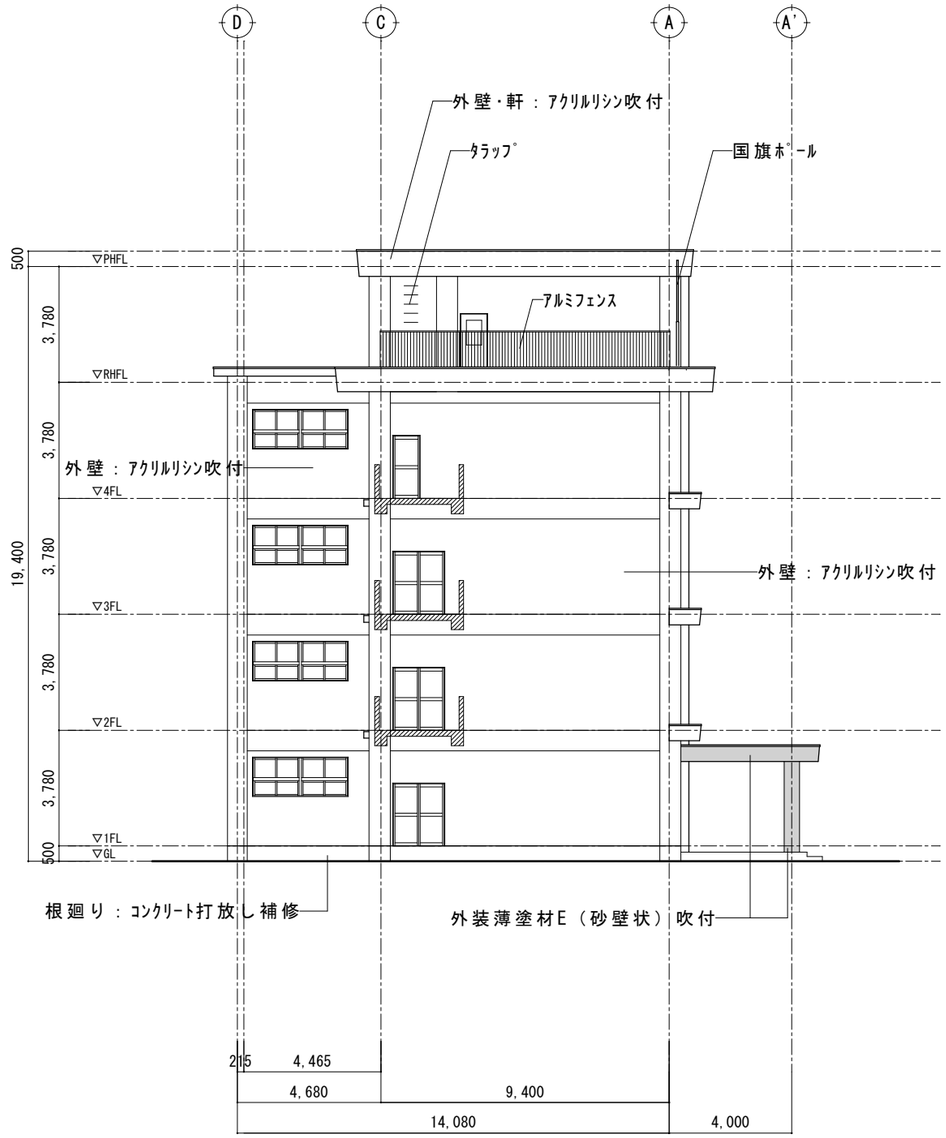

南側立面図　1/200

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ポーチ・車寄	モルタル塗り	既存のまま
基礎	モルタル刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形セメント板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型：高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型：高圧水洗の上、吹付タイルRE
庇	庇鼻セラスキン吹付　パラペット笠木モルタル磨き庇上　防水モルタル仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付タイルRE
軒裏	モルタル刷毛引きリシン吹付	庇天端・裏：高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	シート防水PHF階：ウレタン塗膜防水(X-2)	シート防水PHF階：ウレタン塗膜防水(X-2)

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	本館　北・南側立面図（改修前）	1／200	A-31	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒井久和

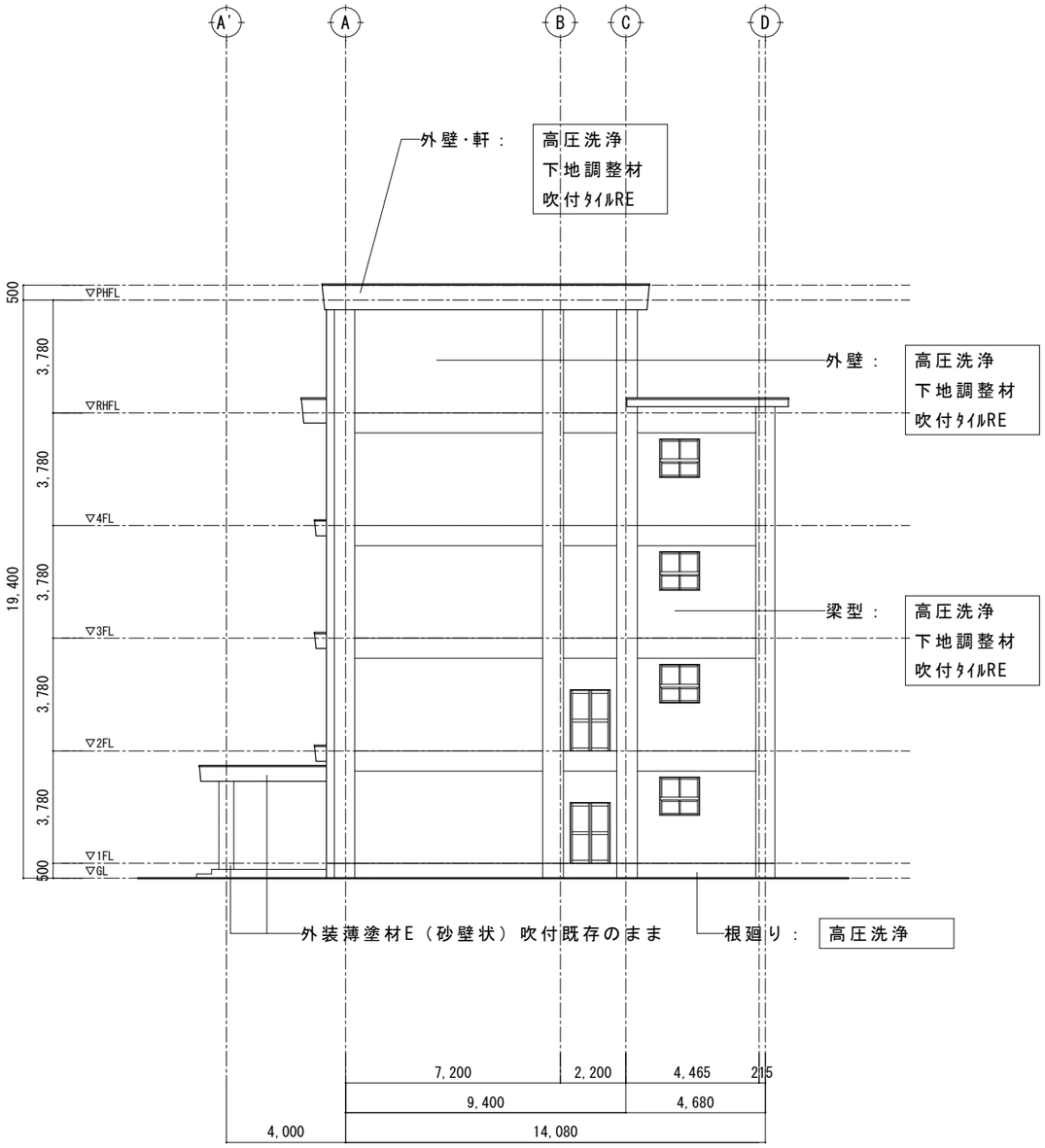

北側立面図　1/200

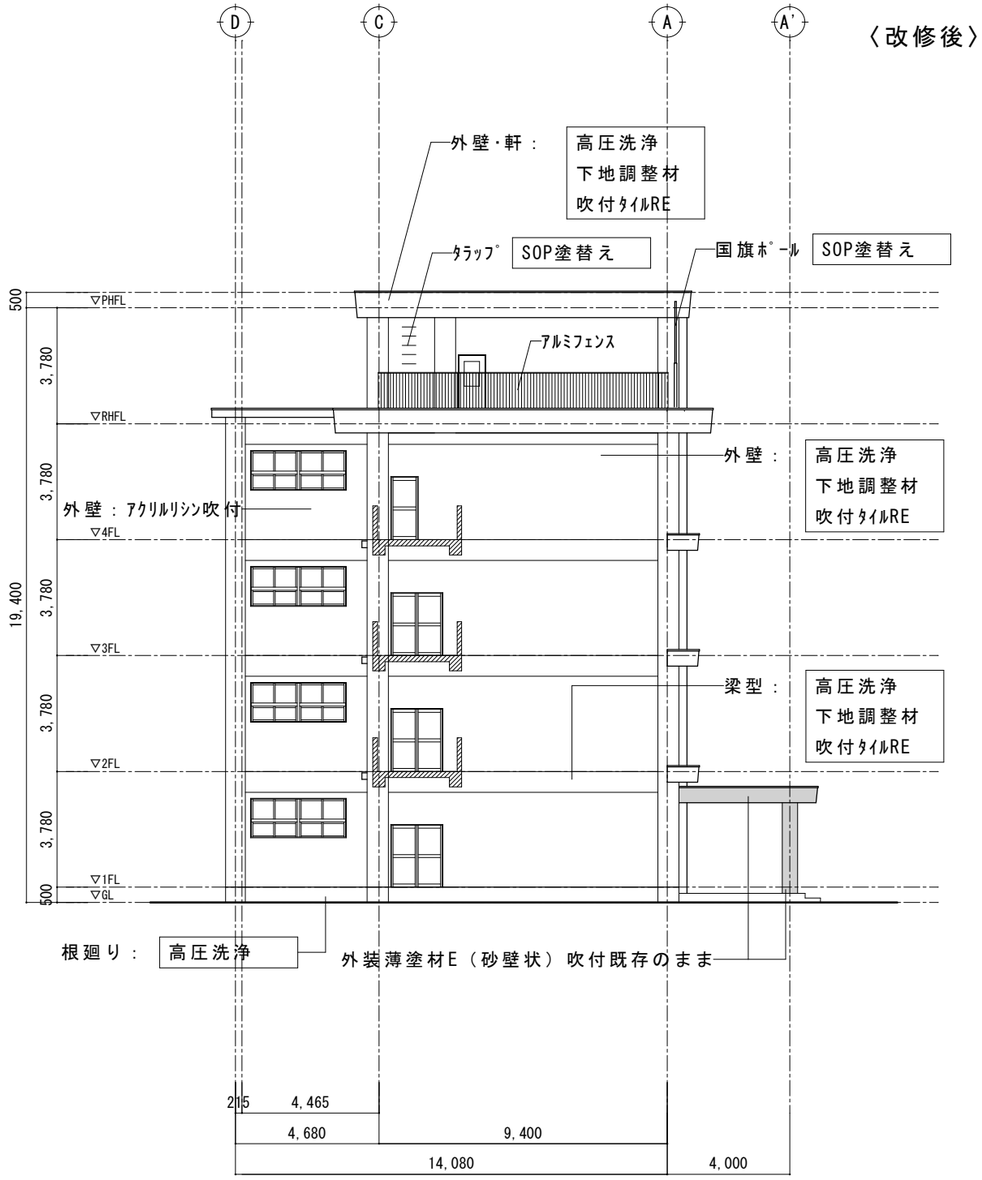

改修仕上を示す

南側立面図　1/200

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ･車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型：高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付	庇天端･裏：高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	本館　北・南側立面図（改修後）	1／200	A-32	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒 井 久 和

玄関庇廻り断面図　S=1/50

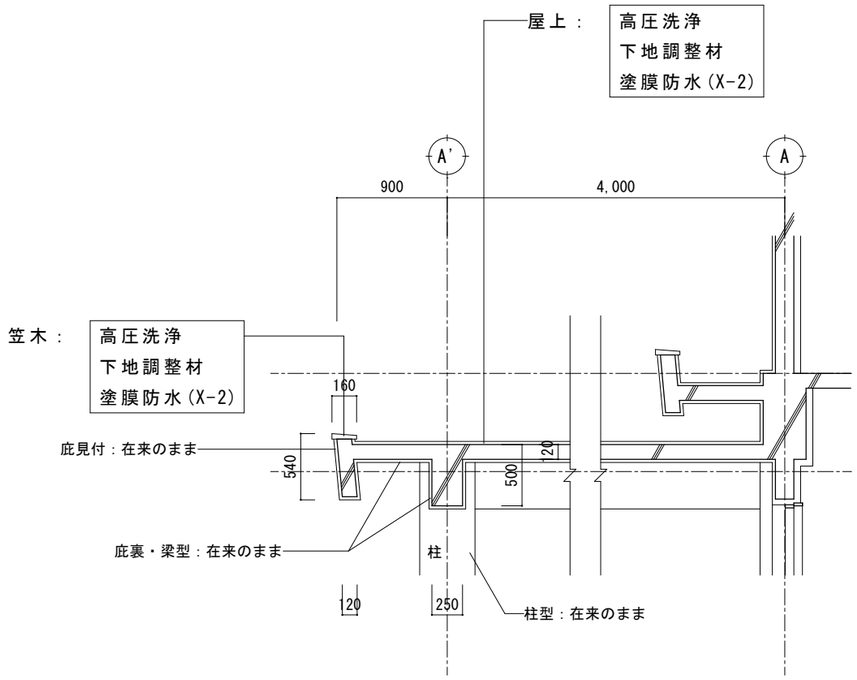

西面庇断面図　S=1/50

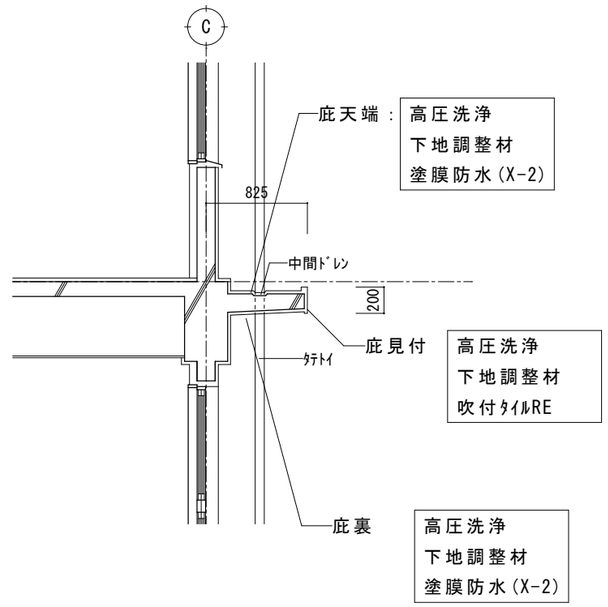

東面庇断面図　S=1/50

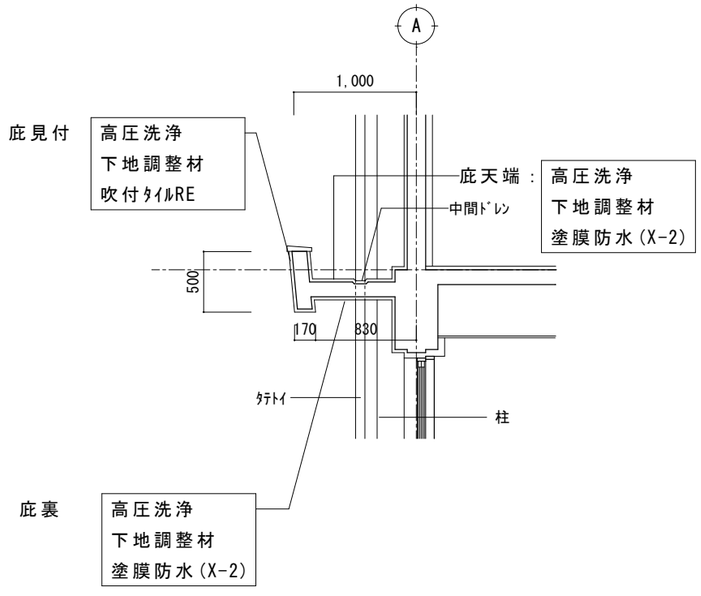

軒廻り断面図　S=1/50

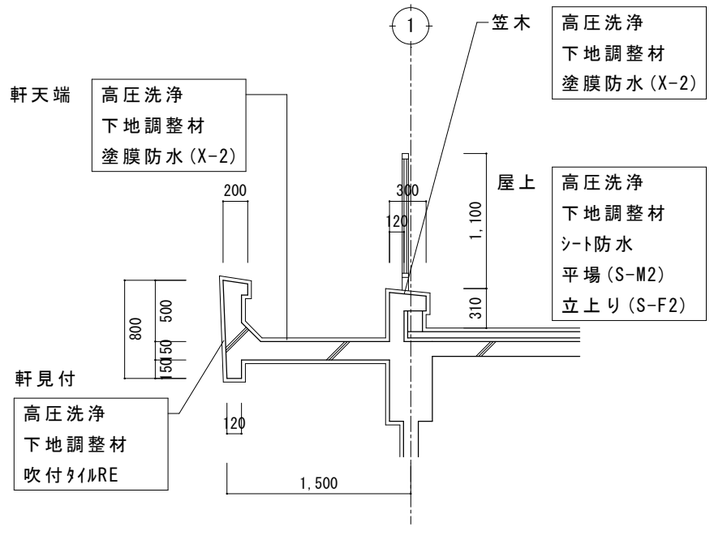

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	本館　詳細図1	S=1/50	A-33	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 １級建築士　酒 井 久 和

9～10通り屋上断面図　S=1/50

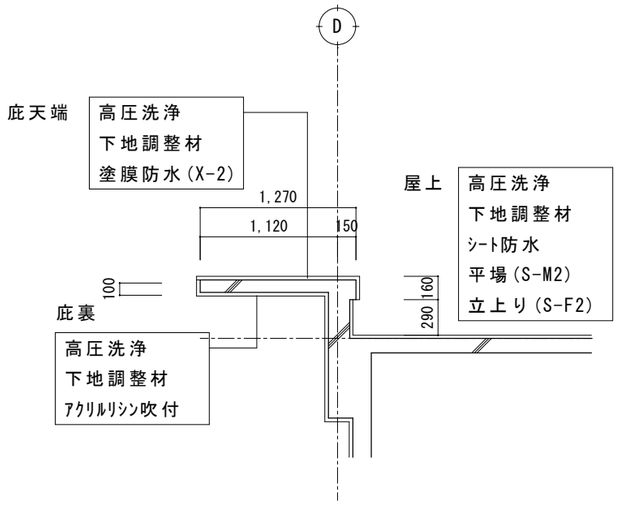

塔屋庇断面図　S=1/50

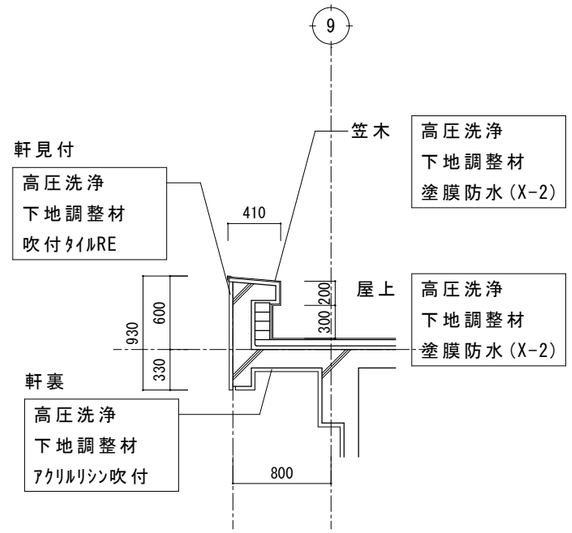

ﾊﾄ小屋断面図　S=1/50

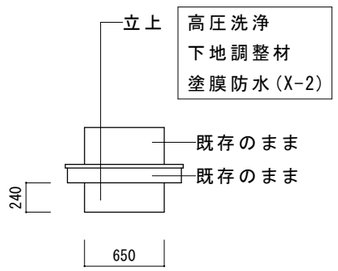

架台姿図　S=1/50

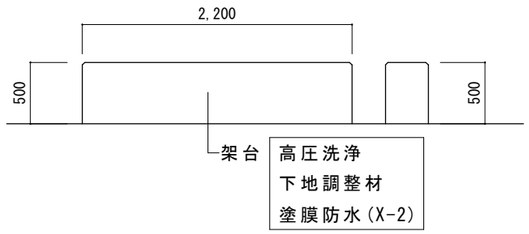

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	本館　詳細図2	S=1/50	A-34	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒 井 久 和

東面標準断面図　S=1/50

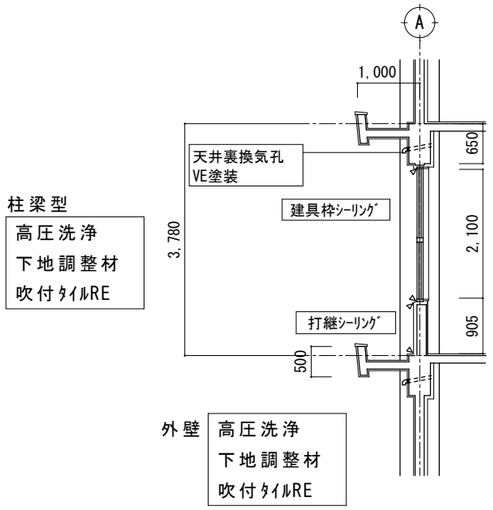

西面標準断面図　S=1/50

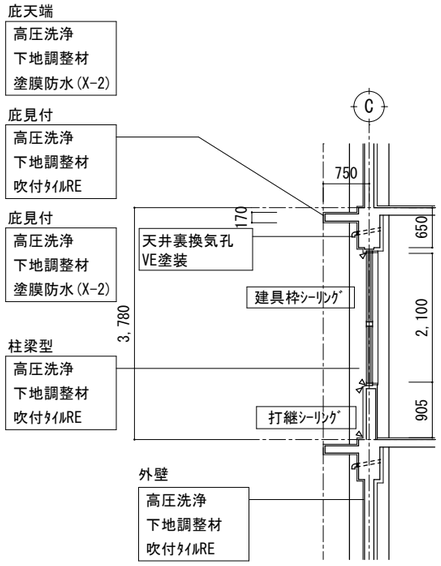

渡り廊下断面図　S=1/50

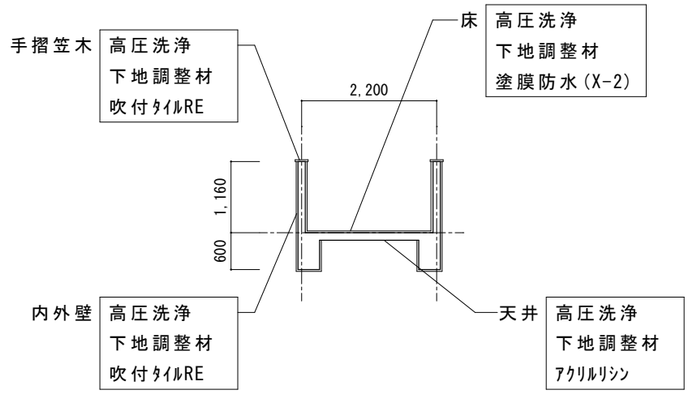

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	本館　詳細図3	1/50	A-35	Ｓａ設計 代表　酒井　久和

交付番号第348952号
建築士事務所第　3370号
1級建築士　酒 井 久 和

〈改修前〉

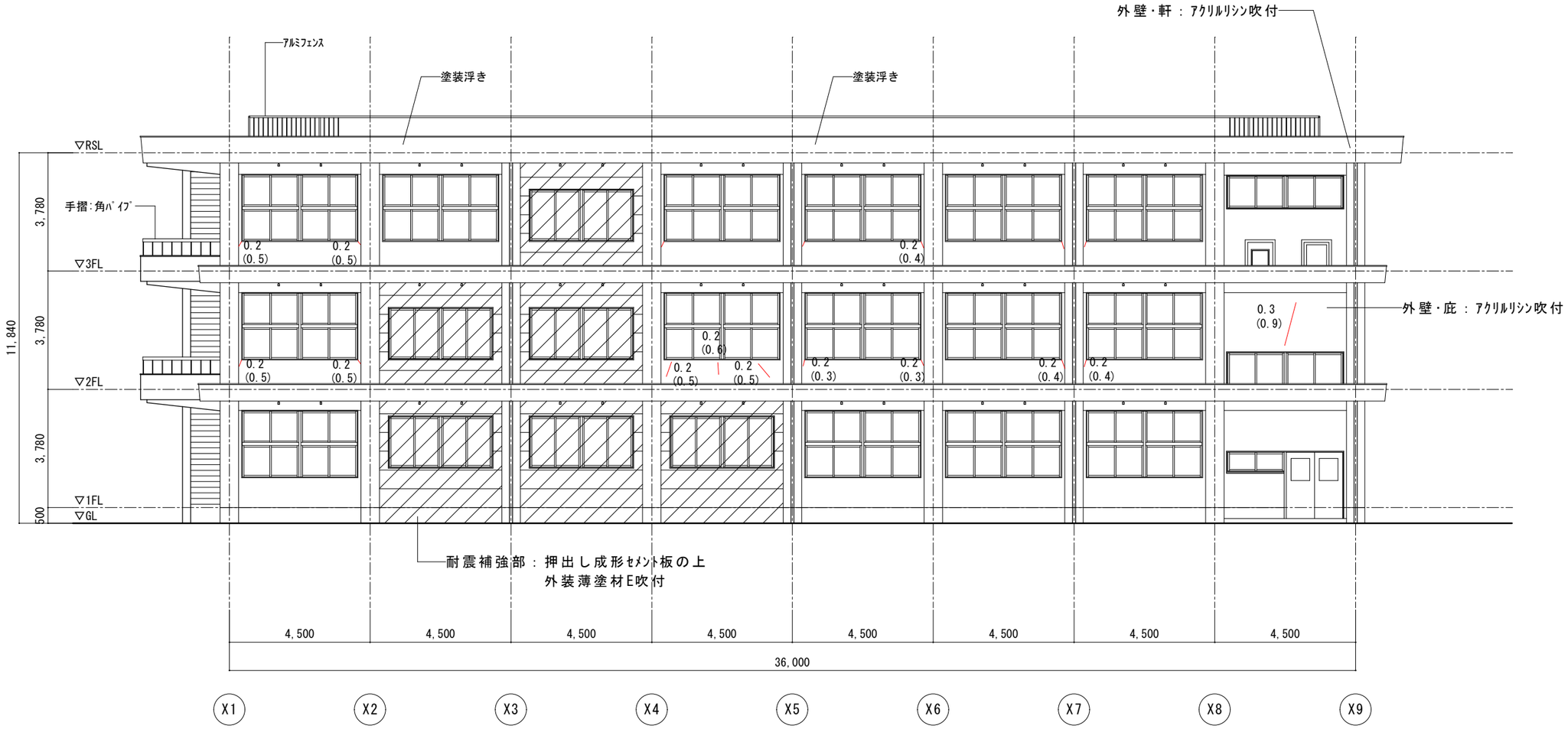

南側立面図　1/150

クラック（0.2以上～1.0未満）
（自動低圧樹脂注入工法）

ｸﾗｯｸ

階	幅	長さ
3	0.2	0.5
	0.2	0.5
	0.2	0.4
2	0.2	0.5
	0.2	0.5
	0.2	0.5
	0.2	0.5
	0.2	0.6
	0.2	0.3
	0.2	0.3
	0.2	0.4
	0.2	0.4
	0.3	0.9

外部仕上表

箇所	〈改修前〉
ﾎﾟｰﾁ･車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付
	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	第1教棟　南側立面図（改修前）	S=1/150	A-36	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒井久和

〈改修後〉

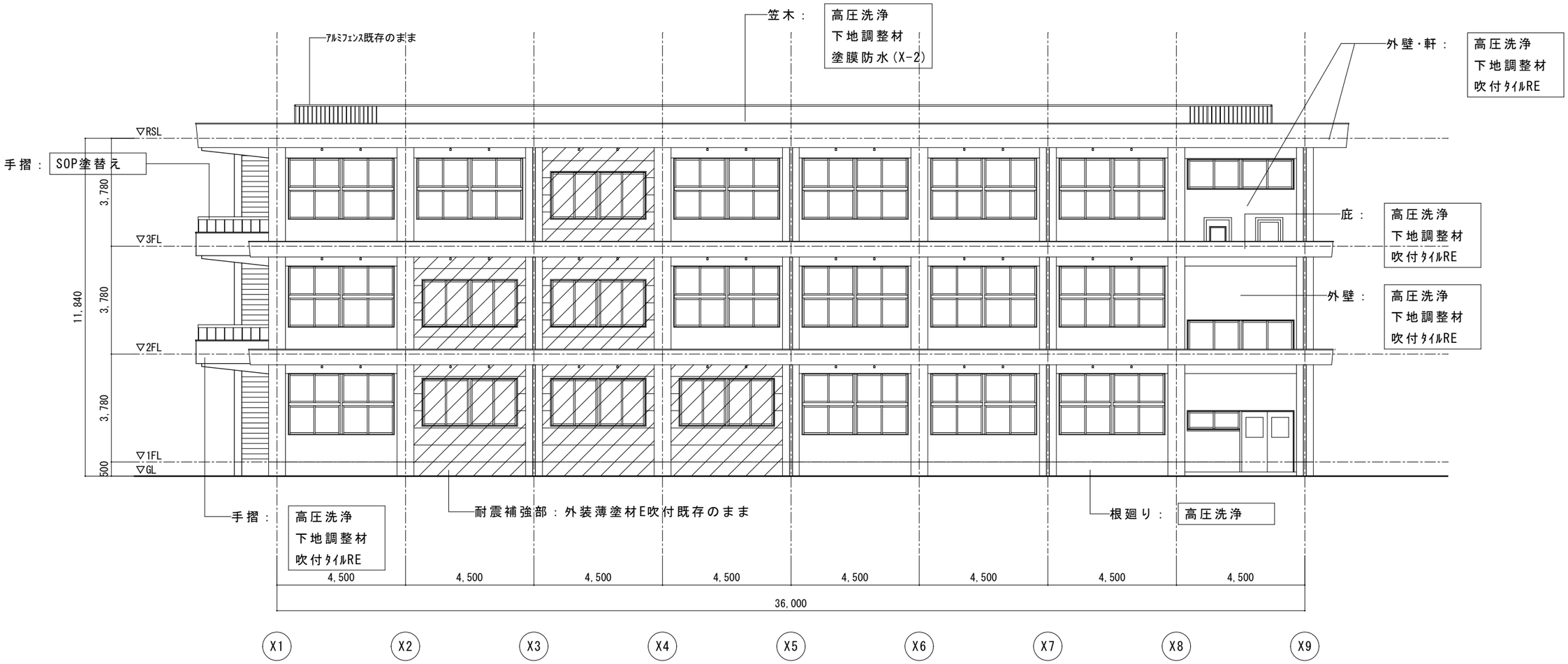

南側立面図　1/150

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ･車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型:高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付	庇天端･裏:高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

改修仕上を示す

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	第1教棟　南側立面図（改修後）	S=1/150	A-37	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒 井 久 和

〈改修前〉

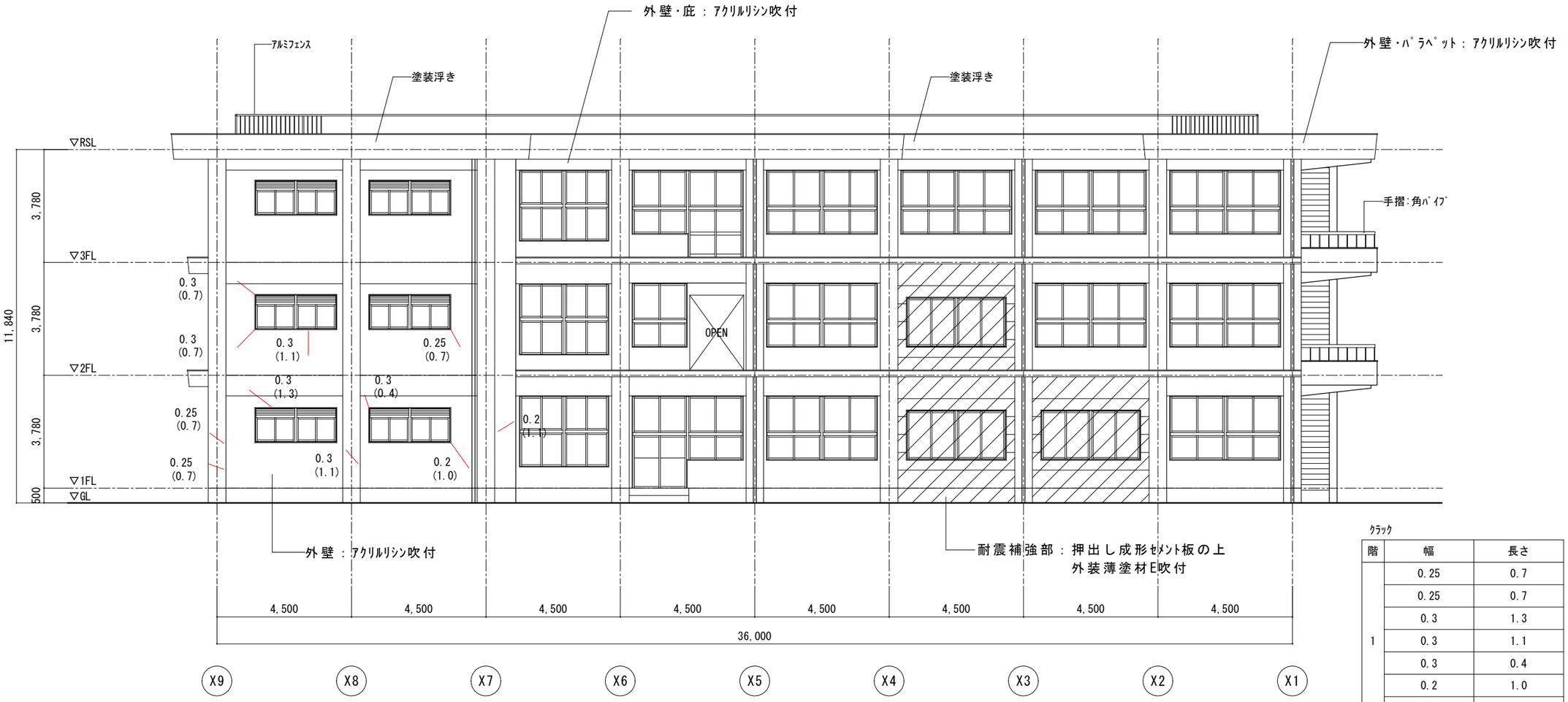

北側立面図　1/150

ｸﾗｯｸ

階	幅	長さ
1	0.25	0.7
	0.25	0.7
	0.3	1.3
	0.3	1.1
	0.3	0.4
	0.2	1.0
	0.2	1.1
2	0.3	0.7
	0.3	0.7
	0.3	1.1
	0.25	0.7

外部仕上表

箇所	〈改修前〉
ﾎﾟｰﾁ･車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き
外壁	鉄骨BR設置部 : 押出成形ｾﾒﾝﾄ板 (t=60) 張りの上、複層塗材E吹付
	1階:外装薄塗材E (砂壁状) 吹付
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階 : ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

——— クラック (0.2以上～1.0未満)
(自動低圧樹脂注入工法)

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	第1教棟　北側立面図 (改修前)	S=1/150	A-38	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒 井 久 和

〈改修後〉

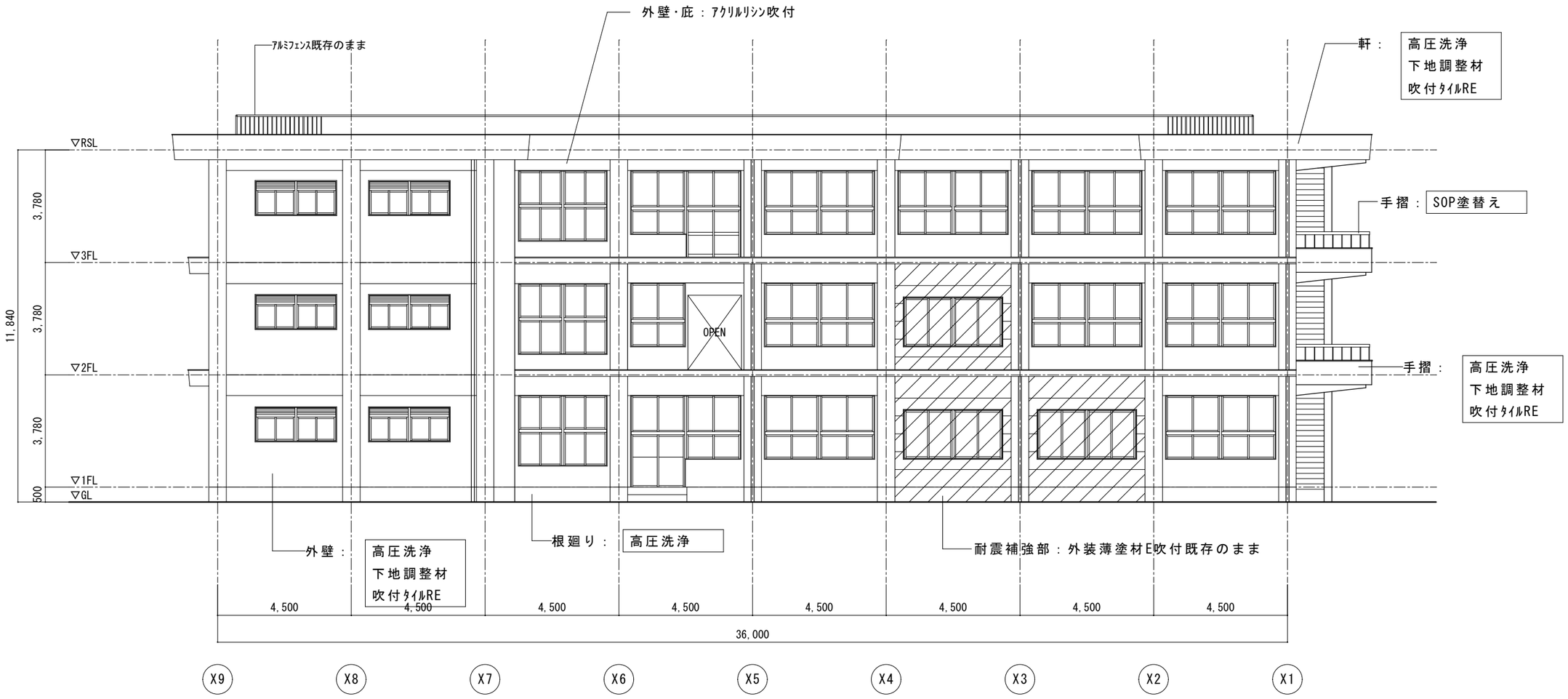

北側立面図　1/150

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ･車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型:高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付	庇天端･裏:高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

改修仕上を示す

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	第1教棟　北側立面図（改修後）	S=1/150	A-39	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒 井 久 和

〈改修前〉

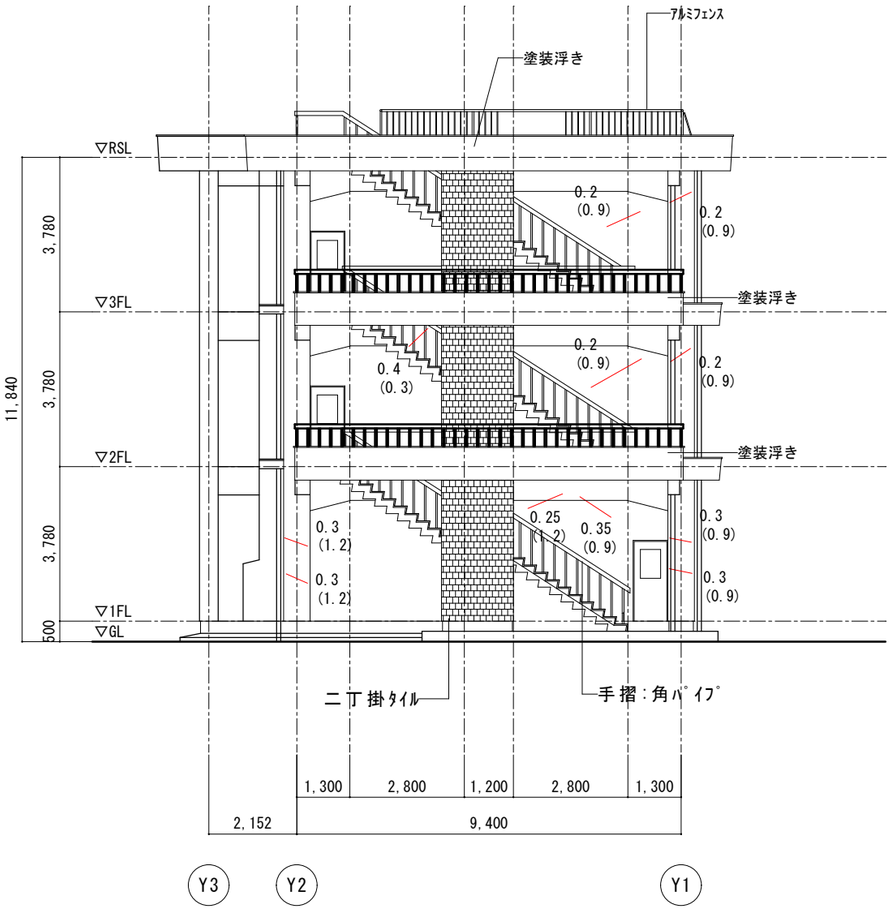

西側立面図　1/150

クラック（西）

階	幅	長さ
3	0.2	0.9
	0.2	0.9
2	0.2	0.9
	0.2	0.9
	0.4	0.3
1	0.25	1.2
	0.3	1.2
	0.3	1.2
	0.3	0.9
	0.3	0.9
	0.35	0.9

クラック（東）

階	幅	長さ
1	0.2	0.9
	0.2	0.5
	0.2	0.9
	0.2	0.9
	0.2	0.5
	0.2	0.6
	0.2	0.6
	0.2	0.6
	0.3	3.4
	0.3	1.2
2	0.2	0.5
	0.2	0.5

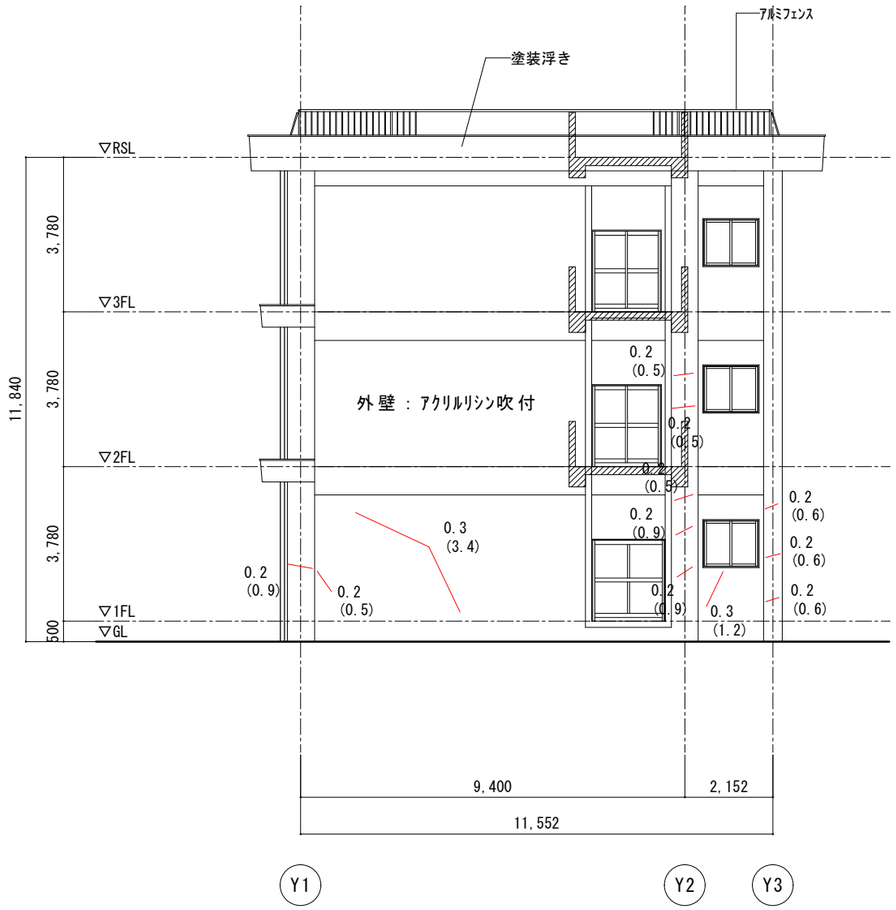

東側立面図　1/150

——— クラック（0.2以上～1.0未満）
（自動低圧樹脂注入工法）

外部仕上表

箇所	〈改修前〉
ポーチ・車寄	モルタル塗り
基礎	モルタル刷毛引き
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形セメント板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付
	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付
	柱、梁型：高圧水洗の上、複層塗材E吹付
庇	庇鼻セラスキン吹付　パラペット笠木モルタル磨き庇上　防水モルタル仕上
軒裏	モルタル刷毛引きリシン吹付
屋根	シート防水PHF階：ウレタン塗膜防水(X-2)

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	第1教棟　西・東側立面図（改修前）	S=1/150	A-40	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 １級建築士　酒 井 久 和

〈改修後〉

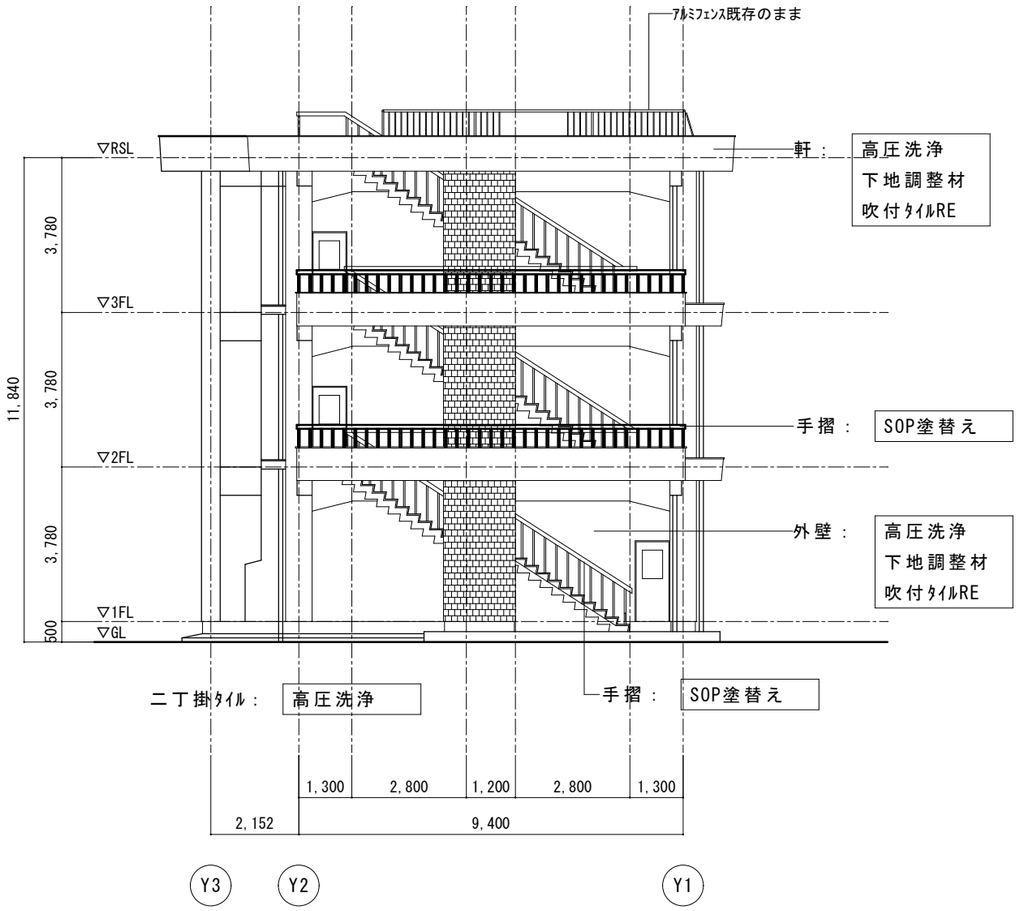

西側立面図　1/150

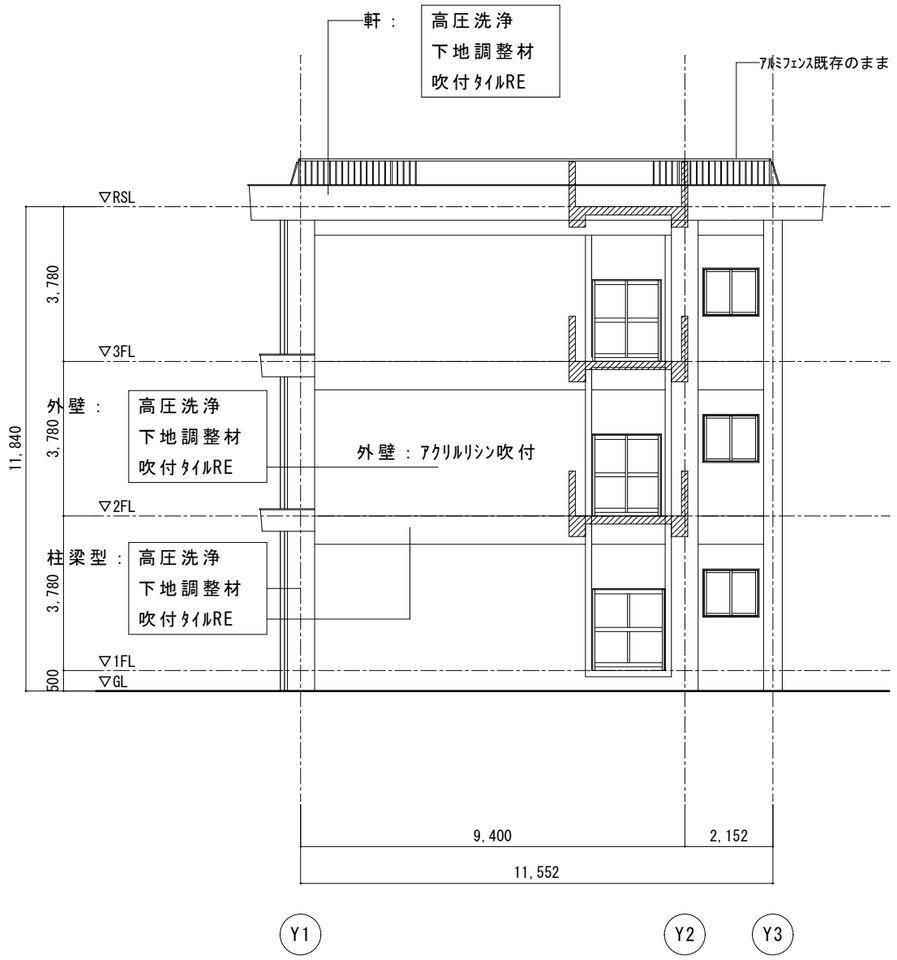

東側立面図　1/150

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ･車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型:高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付	庇天端･裏:高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

改修仕上を示す

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	第1教棟　西・東側立面図（改修後）	S=1/150	A-41	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒井久和

階段屋根断面図　S=1/50

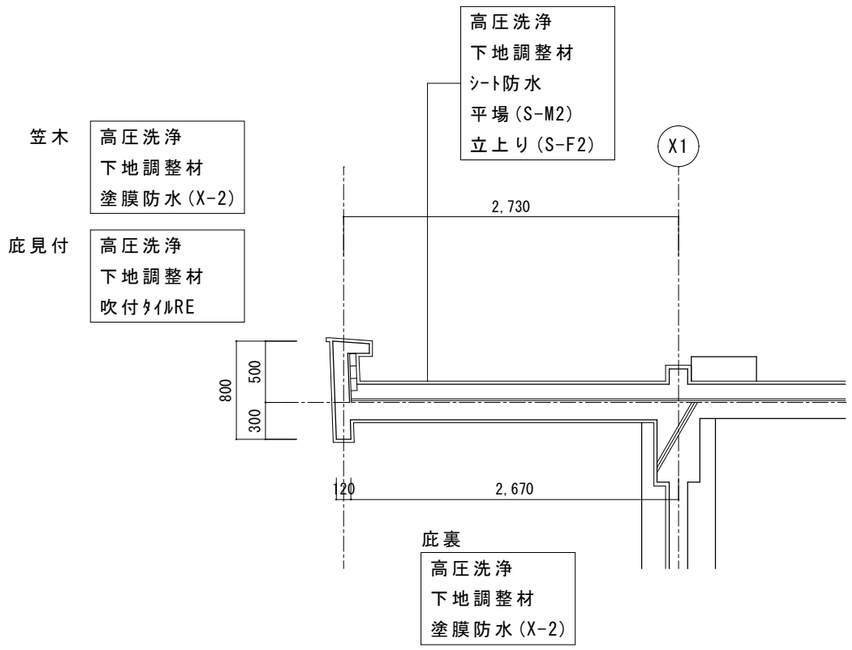

屋上庇断面図　S=1/50

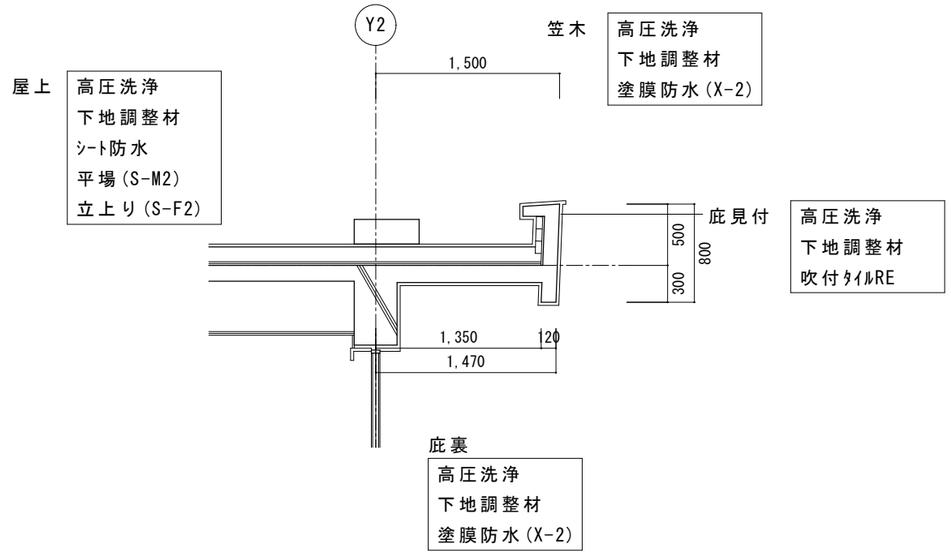

屋上庇断面図　S=1/50

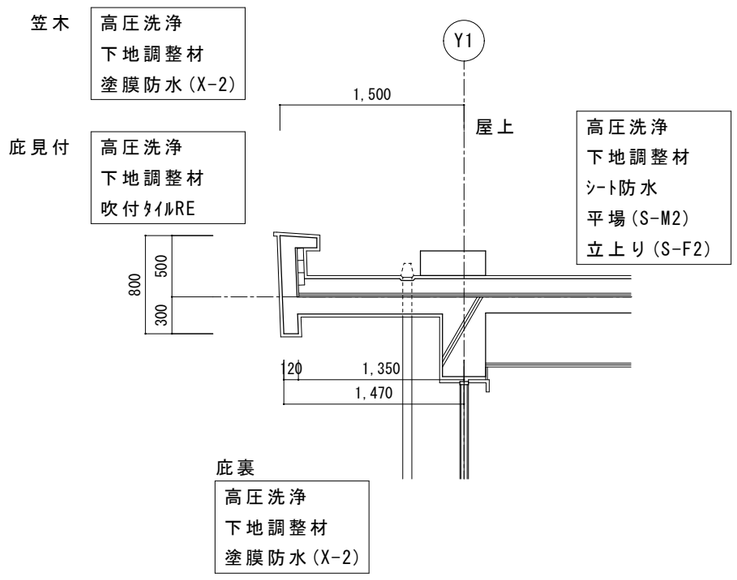

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	第1教棟　詳細図	S=1/50	A-42	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒 井 久 和

〈改修前〉

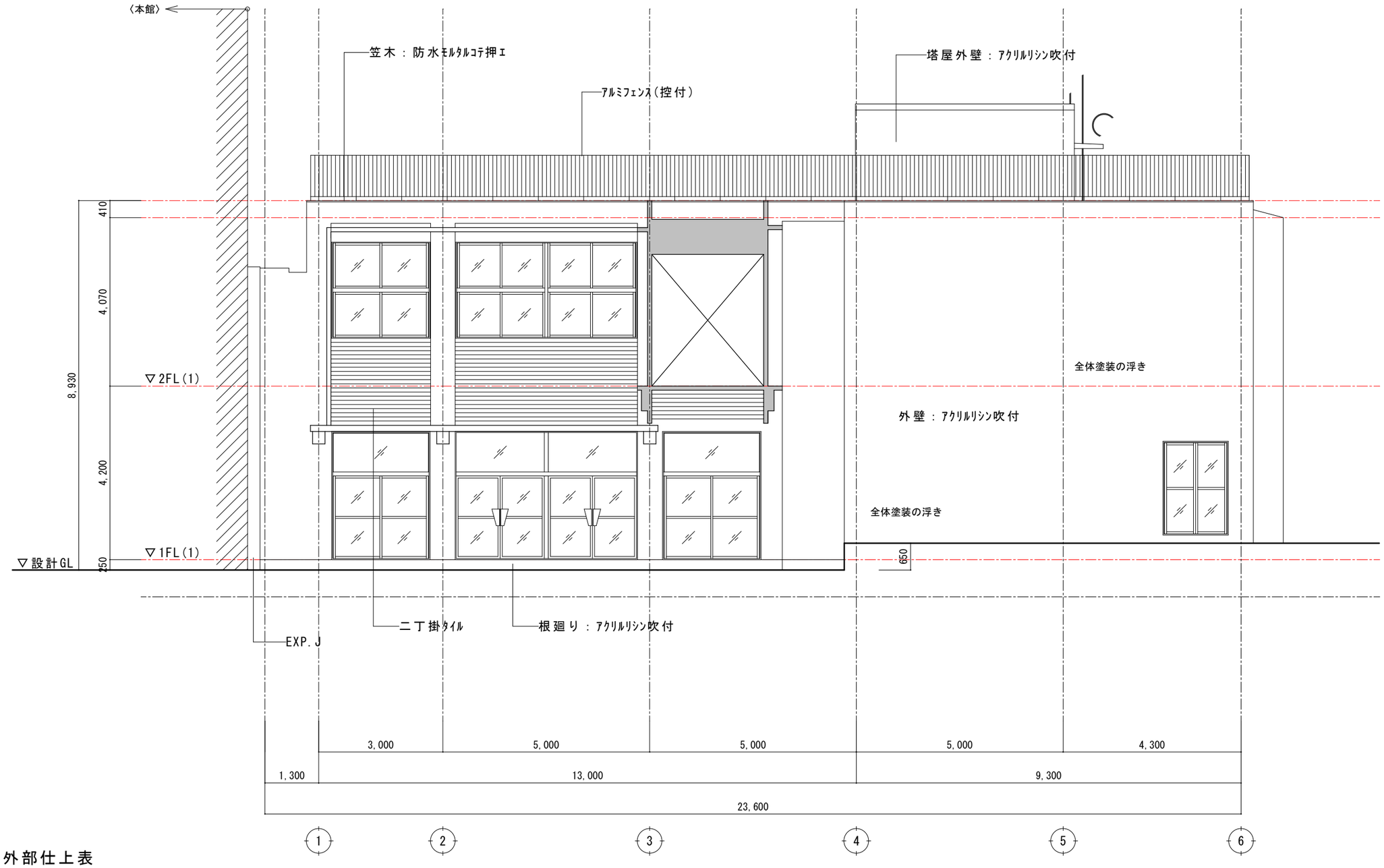

外部仕上表

箇所	〈改修前〉
ﾎﾟｰﾁ･車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付
	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付
	柱、梁型：高圧水洗の上、複層塗材E吹付
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

東側立面図　1/100

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	昇降棟　東側立面図（改修前）	S=1/100	A-43	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 1級建築士　酒井久和

〈改修後〉

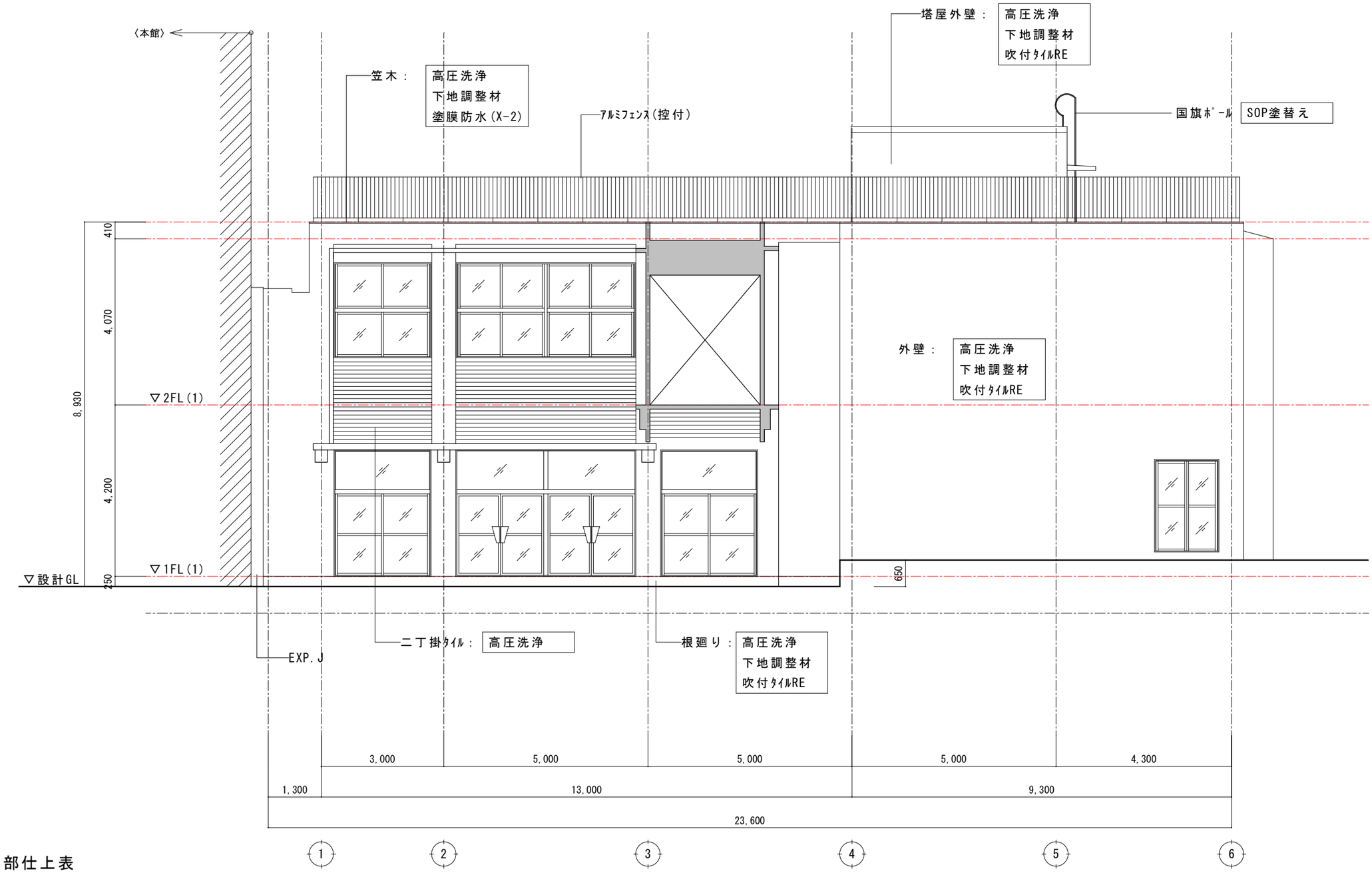

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ポーチ・車寄	モルタル塗り	既存のまま
基礎	モルタル刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形セメント板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型：高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型：高圧水洗の上、吹付タイルRE
庇	庇鼻セラスキン吹付　パラペット笠木モルタル磨き庇上　防水モルタル仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付タイルRE
軒裏	モルタル刷毛引きリシン吹付	庇天端・裏：高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	シート防水PHF階：ウレタン塗膜防水(X-2)	シート防水PHF階：ウレタン塗膜防水(X-2)

東側立面図　1/100

改修仕上を示す

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	昇降棟　東側立面図（改修後）	S=1/100	A-44	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 １級建築士　酒井久和

〈改修前〉

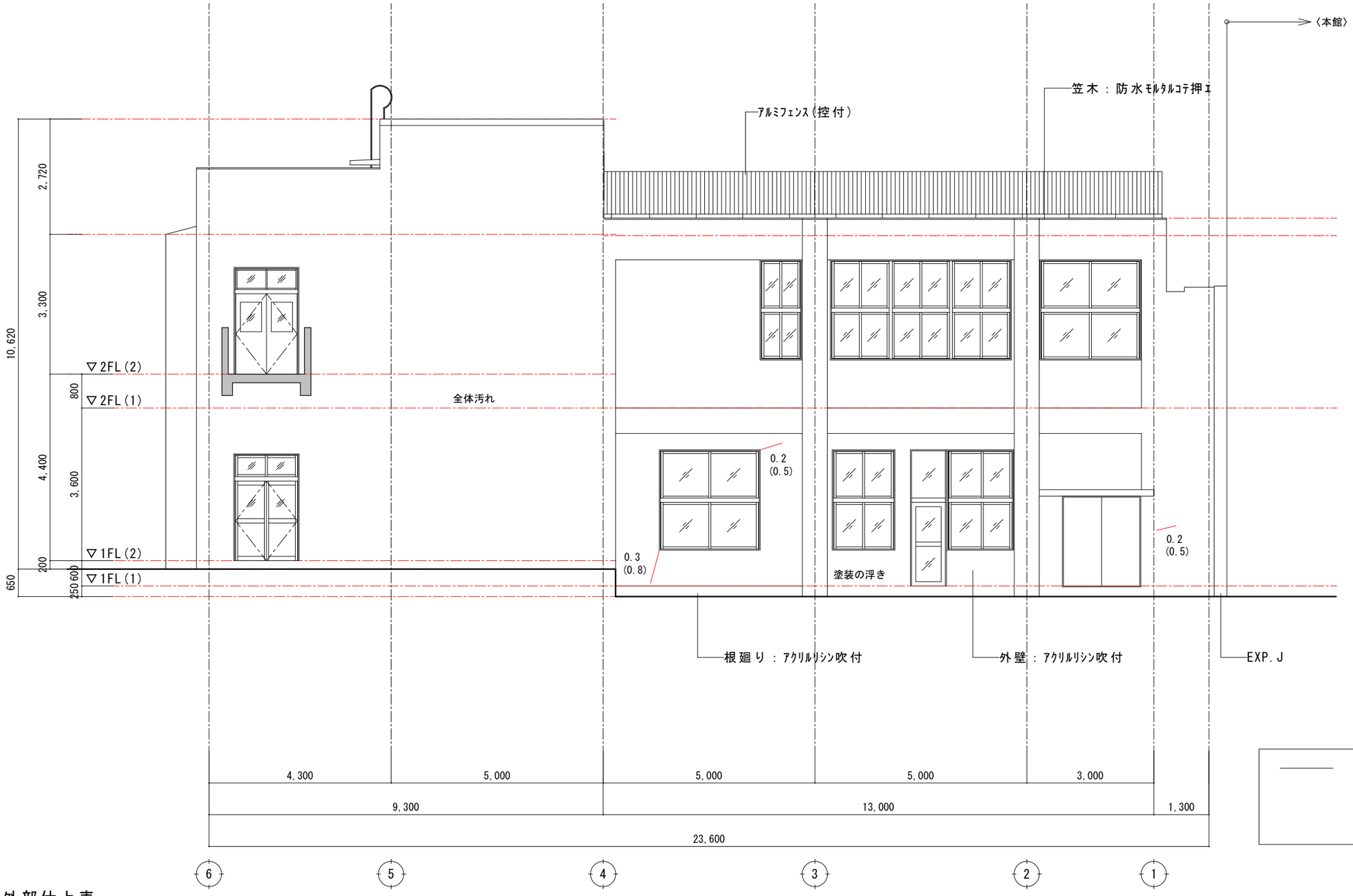

クラック

階	幅	長さ
1	0.2	0.5
	0.3	0.8
	0.2	0.5

クラック（0.2以上～1.0未満）
（自動低圧樹脂注入工法）

外部仕上表

箇所	〈改修前〉
ﾎﾟｰﾁ･車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付
	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

西側立面図　1/100

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	昇降棟　西側立面図（改修前）	S=1/100	A-45	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 １級建築士　酒井久和

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ･車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型:高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付	庇天端･裏:高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

西側立面図　1/100

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	昇降棟　西側立面図（改修後）	S=1/100	A-46	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 １級建築士　酒 井 久 和

〈改修前〉

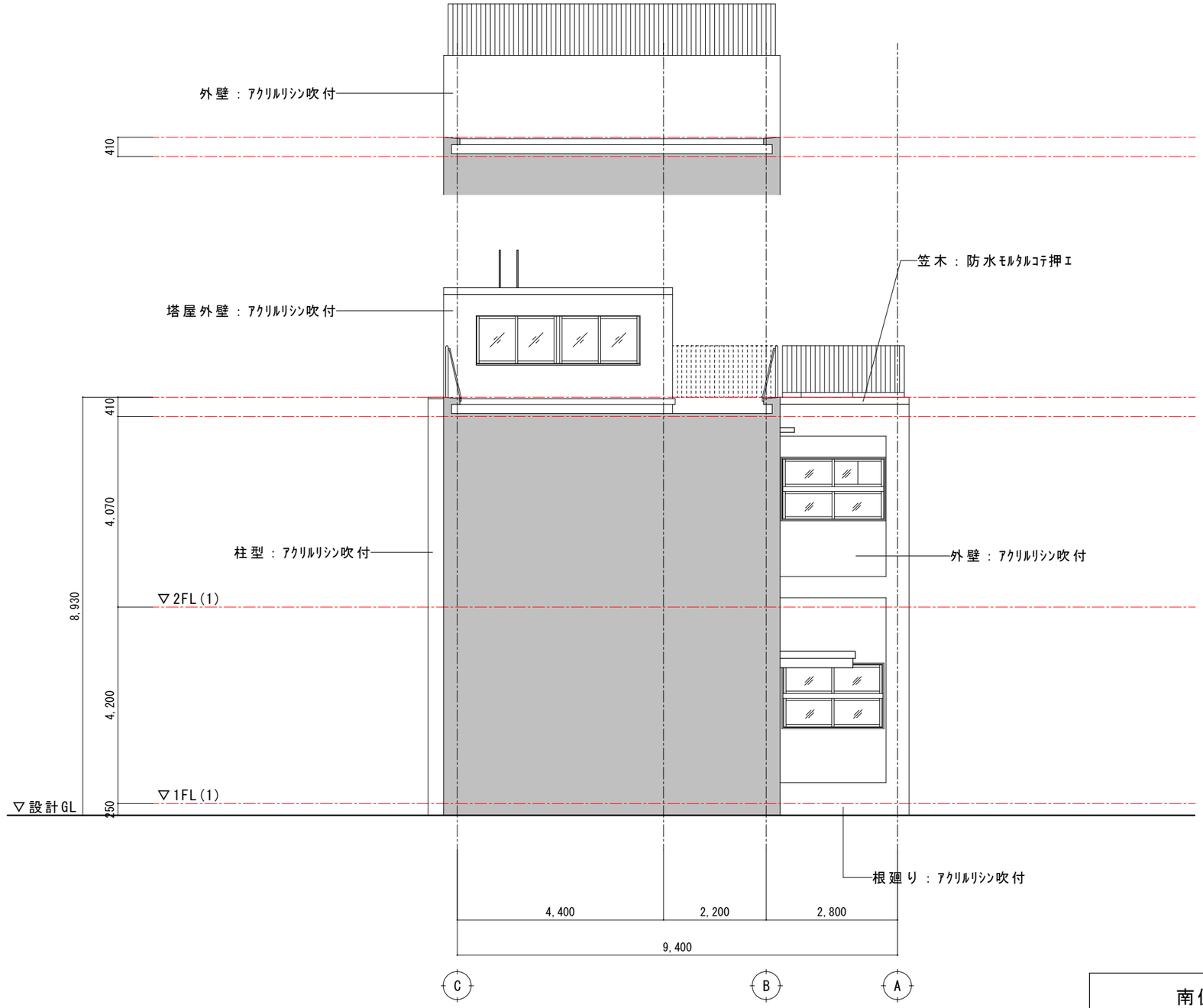

南側立面図　1/100

外部仕上表

箇所	〈改修前〉
ﾎﾟｰﾁ･車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付
	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	昇降棟　南側立面図（改修前）	S=1/100	A-47	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 １級建築士　酒 井 久 和

〈改修後〉

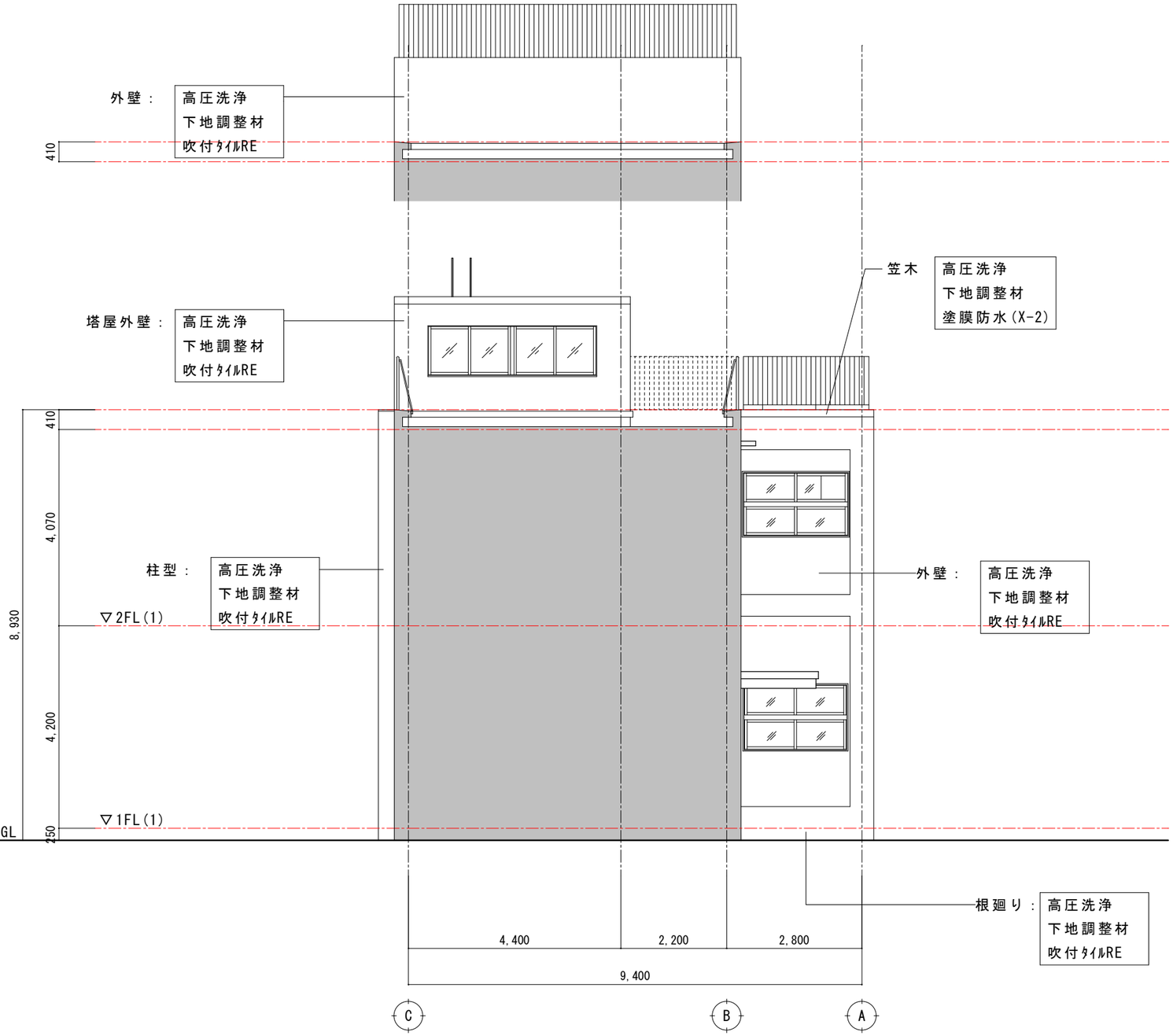

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ･車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型:高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付	庇天端･裏:高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

南側立面図　1/100

改修仕上を示す

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	昇降棟　南側立面図（改修後）	S=1/100	A-48	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 １級建築士　酒 井 久 和

〈改修前〉

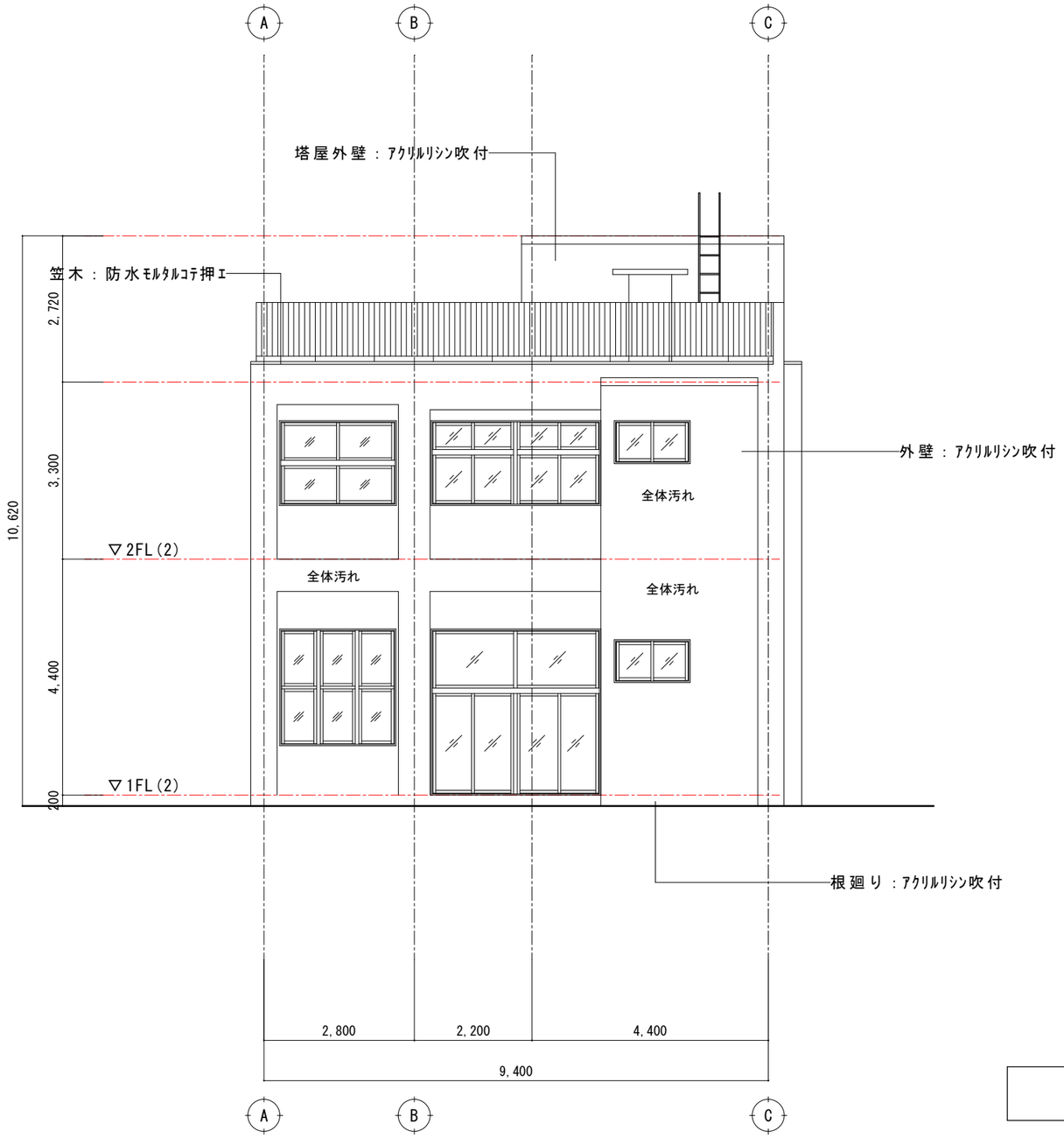

北側立面図　1/100

外部仕上表

箇所	〈改修前〉
ﾎﾟｰﾁ･車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付
	1階：外装薄塗材E（砂壁状）吹付
	柱、梁型：高圧水洗の上、複層塗材E吹付
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	昇降棟　北側立面図（改修前）	S=1/100	A-49	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 １級建築士　酒 井 久 和

〈改修後〉

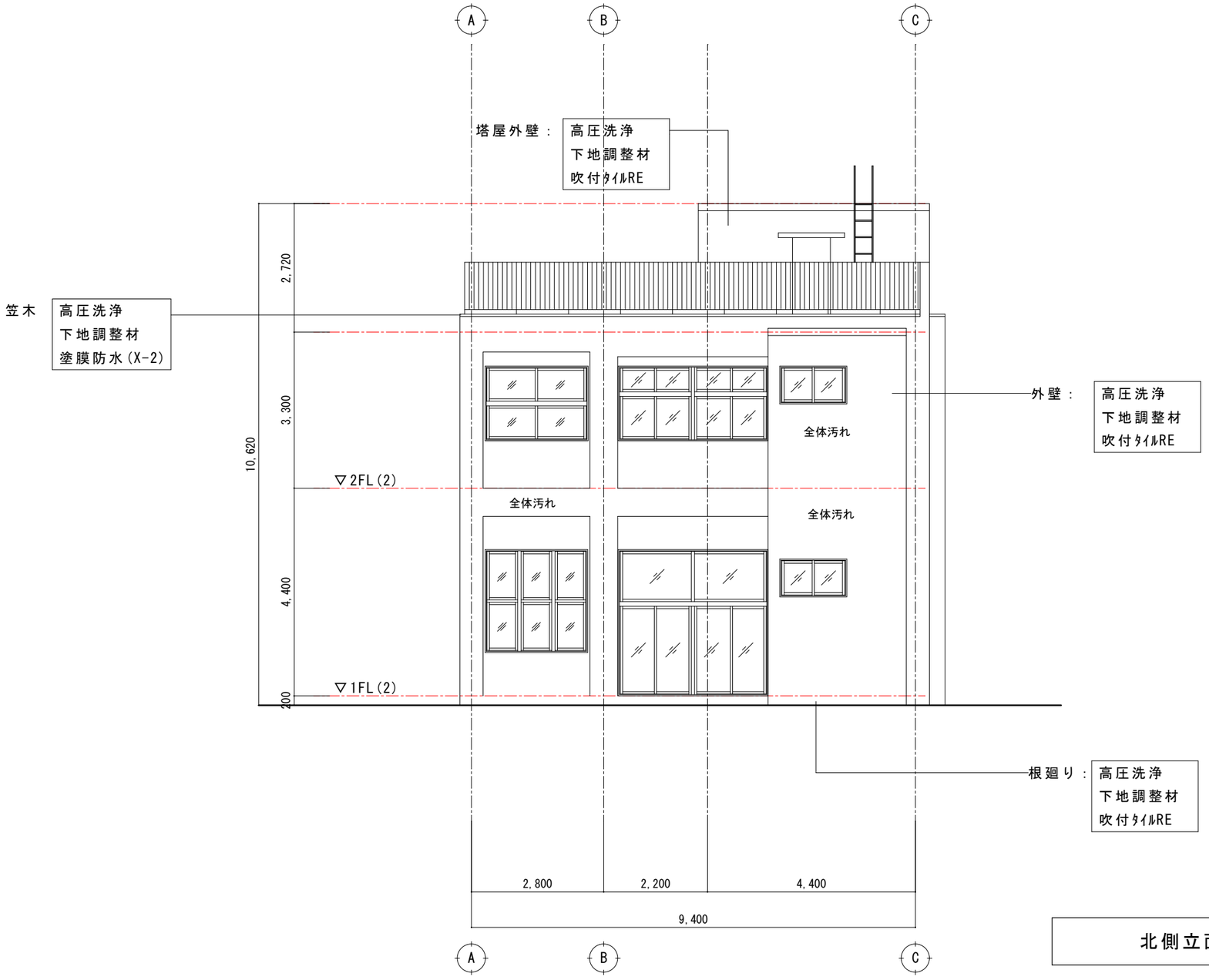

北側立面図　1/100

外部仕上表

箇所	〈改修前〉	〈改修後〉
ﾎﾟｰﾁ･車寄	ﾓﾙﾀﾙ塗り	既存のまま
基礎	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引き	高圧洗浄
外壁	鉄骨BR設置部：押出成形ｾﾒﾝﾄ板（t=60）張りの上、複層塗材E吹付	鉄骨BR設置部：既存のまま
	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付	1階:外装薄塗材E（砂壁状）吹付部既存のまま
	柱、梁型:高圧水洗の上、複層塗材E吹付	柱、梁型:高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
庇	庇鼻ｾﾗｽｷﾝ吹付　ﾊﾟﾗﾍﾟｯﾄ笠木ﾓﾙﾀﾙ磨き庇上　防水ﾓﾙﾀﾙ仕上	庇見付：高圧水洗の上、吹付ﾀｲﾙRE
軒裏	ﾓﾙﾀﾙ刷毛引きﾘｼﾝ吹付	庇天端･裏:高圧洗浄の上、塗膜防水（X-2）
屋根	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)	ｼｰﾄ防水PHF階：ｳﾚﾀﾝ塗膜防水(X-2)

改修仕上を示す

工事名	愛媛県立宇和高等学校本館他外防水及び外壁改修工事	名　称	昇降棟　北側立面図（改修後）	S=1/100	A-50	Ｓａ設計 代表　酒井　久和	交付番号第348952号 建築士事務所第　3370号 １級建築士　酒 井 久 和